

令和 8 年 第 1 回 (3 月)

粕屋町議会定例会会議録

令和 8 年 2 月 26 日 開会

令和 8 年 3 月 16 日 閉会

粕屋町議会

令和8年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月26日（木）

・開 会	9
・会議録署名議員の指名	10
・会期の決定	10
・町長施政方針	10
・行政報告	17
・議案等の上程（議案第10号～第37号、諮問第1号～第3号）	20
・議案等に対する質疑	28
・議案等の委員会付託	28
・発議の上程（発議第1号～第3号）	29

第2号 3月2日（月）

・一般質問	34
宮崎広子議員	34
1. 高齢者が生き生き元気に過ごすまち健康寿命の取組について	34
2. 子ども達がこころもからだも健やかに暮らせるまちづくりについて	37
山脇秀隆議員	47
1. 第6次総合計画の始動と市制施行に向けた行政運営について	47
2. 町制施行70周年を契機とした将来像「選ばれるまち ずっと住みたく なる場所 かすや」の実現について	64
福永善之議員	67
1. 学校給食費の無償化について	67
2. 子どもへの支援について	72
川口 晃議員	76
1. 人権が尊重される地域社会の実現について問う	77
2. 暮らしと福祉の充実について問う	83
3. 子ども達が自分らしく成長していくための人権の確立について問う	89
田川正治議員	93
1. 令和8年度予算編成について	94

第3号 3月3日（火）

・一般質問	113
-------	-----

議案第16号	粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について……………	170
議案第17号	粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について……………	170
議案第18号	粕屋町国民健康保険財政調整基金条例の制定について……………	170
議案第19号	粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について……………	170
議案第20号	粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	170
議案第21号	粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	170
議案第22号	粕屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について……………	170
議案第34号	工事請負契約の締結について……………	170
請願第2号	基幹相談支援センター設置に関する請願【継続審査分】……………	170
【予算決算常任委員会関連】		
議案第10号	専決処分の承認を求めることについて……………	180
議案第23号	令和7年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	180
議案第24号	令和7年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について…	180
議案第25号	令和7年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	180
議案第26号	令和7年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	180
議案第27号	令和8年度 粕屋町一般会計予算について……………	180
議案第28号	令和8年度 粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	180
議案第29号	令和8年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	180
議案第30号	令和8年度 粕屋町介護保険特別会計予算について……………	180
議案第31号	令和8年度 粕屋町水道事業会計予算について……………	180
議案第32号	令和8年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	180
議案第38号	令和7年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	180
【その他】		
発議第1号	粕屋町議会局設置条例の一部を改正する条例について……………	195
発議第2号	粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について……………	195
発議第3号	粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	195
・委員会	の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………	196

・閉 会..... 198

令和8年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和8年2月26日（木）

令和8年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和8年2月26日（木）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 議案等の委員会付託
- 第8. 発議の上程

2. 出席議員（16名）

1番 堀本高良	9番 川口晃
2番 牟田口直輝	10番 田川正治
3番 川崎尚子	11番 小池弘基
4番 古家昌和	12番 本田芳枝
5番 田代勘	13番 宮崎広子
6番 杉野公彦	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 福永善之	16番 末若憲治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 臼 井 賢太郎 議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 恵 良 章 治 総 務 部 長 新 宅 信 久

住民福祉部長	古賀みづほ	都市政策部長	田代久嗣
教育部長	堺哲弘	総務課長	豊福健司
総合政策課長	木場洋介	地域共創課長	青木裕次
財政課長	吉田勉	住民課長	大内田亜紀
子ども未来課長	渡辺剛	こども家庭センター課長	山田由紀
高齢者支援課長	筒井薫	福祉課長	渋谷加奈子
健康づくり課長	渡辺理恵	都市計画課長	井手正治
産業振興課長	稲永剛	道路環境整備課長	吉村健二
上下水道課長	黒田道明	社会教育課長	石川弘一
給食センター所長	岡野哲枝		

(開会 午前9時30分)

○議会局長 臼井賢太郎君

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

永年の議会議員としての功労に対し、全国町村議会議長会及び福岡県町村議会議長会より、福永善之議員に、いずれも15年以上表彰が贈られています。

ここで、受賞議員へ議長から伝達していただきますので、福永善之議員は発言席までお願いいたします。

(議長 末若憲治君 発言席へ)

(8番 福永善之君 発言席へ)

○議会局長 臼井賢太郎君

それでは、末若議長から福永議員へ伝達をしていただきます。

○議長 末若憲治君

表彰状 福岡県粕屋町 福永善之殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和8年2月6日 全国町村議会議長会 会長 中本正廣。

ありがとうございます。

(表彰状伝達)

○議長 末若憲治君

表彰状 糟屋郡粕屋町議会 福永善之殿。貴殿は、多年町村議会議員として、地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績をのこされましたので、これを表彰します。令和8年2月18日 福岡県町村議会議長 会長 畠田勝廣。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

○議会局長 臼井賢太郎君

それでは、受賞されました福永議員より謝辞が述べられます。

○8番 福永善之君

福永善之です。ありがとうございました。まだ任期が3年近く残っておりますので、町のために、私なりに、議会活動を行っていきたいと思います。

ありがとうございました。

○議会局長 臼井賢太郎君

伝達を終わります。

末若議長、福永議員はお席にお戻りください。

(議長 末若憲治君 議長席へ)

(8番 福永善之君 自席へ)

○議長 末若憲治君

改めまして、おはようございます。

本日ここに、3月定例会を開会いたします。

まず、改めまして、永きにわたり町政発展のために御尽力を賜りました福永議員に、心よりの感謝と深い敬意を表します。今後とも粕屋町の明るい未来のために、議会を、そして町をリードしていただきますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会は、新年度予算をはじめ、本年の1年、そして将来を方向づける重要な議会であります。先行きが見通しにくいこの時代だからこそ、私たちは立ち止まることなく、根拠に基づき、責任ある議論を尽くさねばなりません。議会は対立の場ではなく、より良い政策へと高め合う場であります。町民の負託に応える提案型議会として、それぞれの立場から真摯に議論を重ねていただくことを期待いたします。本定例会が実りあるものとなりますことを願い、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和8年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前9時35分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

日程第1. 「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、13番・宮崎広子議員及び15番・安藤和寿議員を指名いたします。

○議長 末若憲治君

日程第2. 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの19日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの19日間と決定いたしました。

○議長 末若憲治君

日程第3. 「町長施政方針」の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

おはようございます。

本日、令和8年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、全員の御出席を賜り、御礼申し上げます。

去る2月8日、突然の衆議院議員の総選挙の結果を経て、18日に第2次高市内閣が発足しました。20日には衆参両院で施政方針演説がなされ、責任ある積極財政の下、大胆な成長投資を進め、雇用と所得を増やし、強い日本経済を実現する決意を表明されました。中でも、地方に大きな投資を呼び込み、地域の特性をいかした産業クラスターを戦略的に形成し、より経済に重きを置いた地域未来戦略を推進する。正に、地方がこれからの日本経済の立て直しの原動力になるんだという力強い表明でありました。経済の拡大発展が国内の好循環を生み、人々の暮らしを豊かにし、ウェルビーイングを実現できる将来の日本の姿を描いていけることを大いに期待したいと思います。

私の第2期目も、この令和8年度が総仕上げの時期となります。厳しい財政事情の下ではありますが、「新生・かすやプラン」に基づき、ヒト・モノ・カネ、そして情報の経営資源を追求し、職員とともに一丸となって、持続可能な、そして発展し続ける輝く粕屋町の未来のため、様々な行政課題に積極的に取り組んでまいります。

○町長 箱田 彰君

それではまず、令和8年度の施政方針を述べます。

本日ここに、令和8年度の予算をはじめ、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますとともに、予算案及び重点施策の概要を御説明いたします。

昨年を振り返りますと、4月に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、158の国と地域が参加した、大阪・関西万博が開幕しました。6月から8月の平均気温は、統計開始以降で過去最高となり、観測史上最も暑い夏となりました。ほかにも、令和のコメ騒動による政府備蓄米の放出、東北・北海道地方を中心にクマ被害の深刻化、各地で発生した大規模な林野火災など、多様な社会課題が顕在化した1年でもありました。10月には、憲政史上初めて、女性首相が誕生しました。様々な分野における刷新への期待と必要性が急速に高まってきております。

そのような中で、本町では、子ども医療費の助成対象を高校生世代まで拡大し、食料品等の価格高騰に対応した給食費補助など、子育て世代の経済的負担軽減を図

りました。6月、9月及び本年1月には、物価高騰対策を補正予算に計上し、間断なく生活者や事業者の方々の支援に取り組んでまいりました。9月にはAIオンデマンドバス「のるーと粕屋」の運行を開始し、町民の皆様の暮らしの足として大変御好評いただいております。また、行政組織におきましても、「新生・かすやプラン」の一環として、平成22年以来、15年ぶりとなる機構改革やオフィスカジュアルの導入などを実施しました。コロナ禍を経て、人々の行動様式が変化した現在、これまでの慣例や前例を大胆に見直すチャンスと捉え、職員の働き方改革にも注力しております。

粕屋町は、昭和32年3月に町制を施行し、今年で70年目を迎えます。町制発足時1万1,607人であった人口は、今年1月現在で4万8,425人。単独で市制の施行が見込めるまでに発展してまいりました。「人がつながる 夢が広がる 粕屋町」町制施行70周年に当たり、粕屋中央小学校4年生の児童が考案してくれたキャッチフレーズです。「人と人のきずなが町の力であり、そのつながりが夢を広げていく」という思いが込められています。先人が築き上げた叡智と努力を大切に受け継ぎ、その想いを「かすや」の未来を担うこどもたちへ紡ぐため、町一丸となって「町制施行70周年記念事業」にも取り組んでまいります。70周年という節目を町民全体で祝い、盛り上げてまいりましょう。

昨年12月に発表された「街の幸福度 駅ランキング2025」において、酒殿駅が福岡県内2位に選ばれました。近年の区画整理による自然と調和した新しい街並みに加え、町のランドマークである駕与丁公園、さらには医療機関や商業施設、大型ショッピングモールが徒歩圏内に揃う生活利便性が高く評価された結果と聞いております。豊かな自然と利便性の両方を享受し、家族で安心して暮らせる環境が「幸福度」として高く評価されたことを大変嬉しく思います。

令和8年度から第6次粕屋町総合計画がスタートします。まちの将来像である「選ばれるまち ずっと住みたくなる場所 かすや」の実現に向け、「便利で安心なずっと住みたくなる場所をつくる」、「人と企業から選ばれるまちをつくる」、「新しい発想や仕組みで未来のまちをつくる」、これら三つの重点プロジェクトを推進してまいります。今回の計画から取り入れた各分野におけるWell-Being（ウェルビーイング）指標を実施指針に据え、町全体の幸福度を底上げすることで、新たなまちづくりへの挑戦を力強く進めてまいります。

それでは、令和8年度の予算案について御説明いたします。

令和8年度の予算規模につきましては、一般会計、224億4,100万円。特別会計、71億5,183万円。企業会計、36億4,448万7,000円。予算総額、332億3,731万7,000円となっております。一般会計が、前年度比マイナス1.3%、2億9,100万円減少しま

したが、これは、切れ目なく事業の推進を図るという考えの下、令和7年度補正予算と令和8年度当初予算を一体的に措置したことによるものであり、令和7年度補正予算に盛り込んだ、物価高騰対策事業などに係る予算を合わせて捉えると、令和8年度に実施する事業規模は前年度を上回り、実質的には過去最大規模の予算となっております。特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比マイナス1.0%、3億4,390万7,000円の減少となります。

歳入については、根幹となる町税収入は、個人・法人町民税、固定資産税が堅調に推移し、前年度を上回る見込みです。地方交付税については、国の地方財政対策を踏まえ、増加を想定しております。県支出金については、上大隈公民会館長寿命化改修工事や小中学校の学習用タブレット端末の更新、小学校給食無償化の実施に伴い、増加を見込んでおります。一方で、国庫支出金については、定額減税補足給付金給付事業の終了などにより減少する見込みです。町債については、引き続き個別施設計画に基づく公共施設の改修をはじめとした事業を実施するものの、完了した事業が多く、大幅な減少としております。

歳出については、民生費が、仲原保育所移転改修工事や上大隈公民会館及び福祉センターの長寿命化改修工事の実施などにより大幅に増加。衛生費が、次期ごみ処理施設の建設に伴う須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の増額により増加となっております。公債費についても、近年の積極的な公共施設整備事業の実施に伴い増加傾向にあります。一方、総務費、土木費及び消防費については、完了した事業が多いことから減少をしております。教育費については、粕屋西小学校大規模改修工事費を令和7年度補正予算に計上したため、当初予算ベースでは減少する形となりました。なお、財源不足を補うため、財政調整基金から7億9,100万円の繰入れを計上するとともに、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から3億1,290万を繰り入れております。

粕屋町は、これまでの力強い発展を遂げてまいりました。今後更に成長し、「選ばれるまち ずっと住みたくなる場所 かすや」を実現するためには、町の魅力を積極的に発信し、安全・安心で快適な未来に向けたまちづくりを進めることが求められます。新年度予算では、扶助費や公債費など義務的経費の増加に加え、物価や労務費等の高騰による物件費の増加など、財政運営の厳しさが見込まれている状況にあります。前年度並みに財政調整基金から繰り入れし、子育て支援や町の魅力発信、施設整備など、将来の成長と地域の活性化につながる予算を盛り込んだ意欲的かつ戦略的な予算措置を講じており、「新生・かすやプラン」を確実に前進させてまいります。今後も、中長期的な視点に立った財政運営を行い、持続可能な行財政基盤の構築に取り組んでまいります。

それでは、公約に沿って、重点施策の概要について御説明いたします。

まず、「子育てしやすいまちづくり」です。

国において、公立小学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が進められている中、本町では更なる子育て支援と学校給食を通じた子どもたちの健やかな成長を願い、令和8年度は町立小学校の給食費を無償化するとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、町独自の施策として、中学校についても給食費を無償化いたします。令和8年度に、かすやこども館は開館10周年を迎えます。これまで多くの子どもや保護者に利用され、地域やボランティアの御協力の下、子どもや子育て世代を支える拠点として親しまれてきました。町制施行70周年と併せて記念行事を実施し、かすやこども館に関わってこられた全ての皆様へ感謝の気持ちをお伝えするとともに、今後も子どもたちの健やかな成長を支える場として、更なる魅力向上に取り組んでまいります。子どもが安全で安心して過ごせる場所を創出するため、西幼稚園において、施設の一部や園児の降園後の時間を活用して、子どもの居場所づくりに取り組みます。あわせて、子どもの居場所づくりコーディネーターを配置し、関係機関や地域と連携した支援体制の構築を図ります。

次に、「住みやすいまちづくり」です。

町の中心拠点である長者原駅・原町駅周辺において、まちづくり研究会やワークショップなどを通じ、駅周辺の良好な環境や価値を維持・向上させ、にぎわいと魅力の創出に向けたまちづくりビジョンの策定に取り組んでまいります。九州大学農場跡地について、幅広い世代の利便性向上や新たな雇用の創出につながる市街地を目指し、町の次代を担う新たな「まちの顔」、いわゆる拠点の形成に向け、まちづくり協議会を開催し、農場跡地の基本構想を策定いたします。

次に、「誇れるまちづくり」です。

昨年誕生した町のPRキャラクター「かすたまちゃん」を通して、町への親しみや認知の拡大、郷土愛の醸成につなげるため、グッズ制作や交流イベントを開催いたします。また、走る広告塔として、7月から町制施行70周年を記念した原動機付自転車、いわゆる原付バイクのご当地ナンバーを交付いたします。物価高騰の影響を受けている町民や事業者の負担軽減と地域経済の活性化を図るため、商工会と連携し、かすやよかつPay（プレミアム付キャッシュレス商品券）事業を実施いたします。令和8年度は、町制施行70周年を記念し、5,000万円分を上乗せして、発行総額2億4,000万円（プレミアム率20%）で実施いたします。

次に、「安心して生活できるまちづくり」です。

福岡県が令和7年10月に公表した「地震に関する防災アセスメント調査」におけ

る被害想定では、これまでより多くの被害が想定されています。これを受け、県の防災計画に基づき、町の地域防災計画を見直します。また、昨年度に引き続き、町の総合防災訓練を行い、ドローンを活用した訓練や給食支援等、自衛隊、消防、警察の御協力の下、災害への対応力向上や町民の防災意識の高揚を図ります。準用河川である仲原川において、河床に堆積している土砂等を撤去し、流下能力の確保を図り、近年激甚化する大雨や集中豪雨による浸水被害の軽減に向けて、引き続き浚渫工事を実施いたします。老朽化が進む福祉センターを、福祉のまちづくりの拠点として、安全・安心に利用できるよう、長寿命化改修工事を行います。福祉避難所としての機能を備え、世代を超えた多様な人々が気軽に集える施設を目指します。また、上大隈公民会館についても、公共施設等個別施設計画に基づき、長寿命化改修工事に着手いたします。高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野別の縦割り支援では対応しきれない複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた重層的な支援体制の整備を進めます。

次に、第6次粕屋町総合計画に掲げる10の政策分野に沿って、所管部ごとに主要な事務事業の内容を申し上げます。令和8年度は、合計118の事務事業の実施を予定しております。

住民福祉部「子育て分野、健康・保険分野、くらし・福祉分野」です。

令和8年度は、予算額172億2,456万4,000円を計上し、38事務事業の実施を予定しています。助産師を講師とするマタニティスクールを開始し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及や参加者同士の交流の促進を図ります。また、令和8年度から新たに5歳児健診を開始し、妊娠期から就学前までの切れ目のない健康診査を実施いたします。老朽化した仲原保育所園児の安全・安心な保育環境を確保するため、閉園後の仲原幼稚園を改修し、保育所として活用できるよう進めてまいります。保育所に必要な0～2歳児用の設備を新たに設置し、仲原保育所の移転に向けて、子どもたちがいきいきと過ごせる保育施設の改修工事を実施いたします。次に、町制施行70周年を記念し、全ての世代が参加できる「粕屋町健活デー」を開催いたします。ワンヘルスの考え方も踏まえ、駕与丁公園を活用した落ち葉拾いウォーキングや親子体操を通じて、心身の健康づくりと環境への意識向上を図るとともに、認知症への理解を深めるため、VR体験や講座を実施いたします。地域共生社会の実現を目指して、効率的かつ総合的に福祉施策を推進するため、福祉に関する高齢者、障がい者などの分野別の計画と地域福祉計画、地域福祉活動計画を一体的に「粕屋町福祉総合計画」として策定いたします。

次に、教育部の「教育分野、文化・スポーツ分野」でございます。

令和8年度は、予算額30億1,973万3,000円を計上し、21事務事業の実施を予定し

ています。子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、粕屋西小学校及び粕屋中央小学校体育館において大規模改修工事を実施するとともに、多目的トイレの整備や太陽光発電設備の設置など、学校施設の整備を進めます。次に、仲原小学童保育所において、待機児童の解消を図るため、学校の空き教室を活用した学童保育室を増設し、定員増を図るとともに、移転する仲原保育所跡地を利用し、更なる施設の充実に向けて準備も行います。子どもたちの豊かな学びや成長を支える様々な活動の機会を創出するため、昨年から配置している地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を増員し、学校・地域における子どもたちへの更なる支援の充実を図ります。アビスパ福岡及びライジングゼファーフクオカの応援デーに加え、新たに福岡ギラソールの応援デーを計画しております。子どもたちがトップレベルの競技に触れる体験を通じて、夢や挑戦する心、チームワークの大切さを育み、子どもたちの健全育成を目指します。生涯学習センターにおいて、高校生と中学生の吹奏楽部が連携した町制施行70周年記念コンサートを実施し、子どもたちが文化芸術に親しみ、興味・関心を高める機会を創出いたします。

次に、都市政策部「都市づくり分野、環境分野、産業分野」でございます。

令和8年度は、予算額40億8,733万9,000円を計上し、27事務事業の実施を予定しています。令和7年度に導入したAIオンデマンドバス「のるーと粕屋」を、日常的に利用される交通手段として定着させるとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通手段として、ミーティングポイント（いわゆる乗降場所）を増設するなど、利便性向上に引き続き取り組んでまいります。バラまつりでは、町制施行70周年を記念し、町内外から多くの来園者を迎えられるよう、まつりの充実を図るとともに、令和10年度のばらサミット（ばら制定都市会議）でございますが、その開催に向けて誘致に取り組めます。また、駕与丁公園の活用とにぎわいづくりを目指し、イベントなどで利用できる屋外ステージの設計を行い、更なる公園の魅力向上を進めます。農地の減少や担い手不足が進む中、農業経営の安定化と次世代の担い手確保につなげるため、スマート農業推進事業補助金を新たに創設し、農業用ドローンの導入を支援いたします。また、高収益作物に対する生産者支援として、令和8年度から指定野菜となるブロッコリーの転作助成の増額や生分解性マルチの導入を支援いたします。

次に、総務部ほか「安全・安心分野、まちの運営分野」でございます。

令和8年度は、予算額22億9,581万5,000円を計上し、32事務事業の実施を予定しています。町民の皆様とともに節目の年を祝い、町の歩みと未来への展望を共有する場として、10月31日に70周年記念式典を開催いたします。町民の誇りと愛着を高め、未来に向けた新たな一歩につなげます。また、先人への感謝と未来への希望を

次代へつなぐ取組として、住民発案によるまちづくりイベントなどを支援し、町の持続的な発展とシビックプライドの醸成を図ります。電子投票システムを福岡県で初めて導入し、有権者にとってより簡便で負担の少ない投票環境の整備と記入ミスによる無効票の発生を抑え、有権者の意思を明確に反映できる選挙の実現を目指します。次に、地方創生の取組を一層推進するため、企業版ふるさと納税の拡大に向け、町外企業への積極的なアプローチや施設におけるネーミングライツを活用するなど、地域課題の解決に活用する財源の確保に取り組んでまいります。

以上、令和8年度の町政運営の方針を申し延べました。

終わりになりますが、早いもので私の2期目4年間の任期も残り6か月程となりました。コロナ禍に始まり、物価高騰が続く非常に困難な状況下において、町民の皆さんをはじめ、各方面から賜りました厚い御支援と御協力に深く感謝いたします。「かけがえのないふるさと」を次の時代につなぐために、近年のVUCA（ブーカ）時代の中で、「新生・かすやプラン」を初めとした町独自の政策を速やかに実施し、町民一人一人がWell-Being（ウェルビーイング）を真に実感できる、未来志向のまちづくりを進めてまいります。町民の皆様、そして、ここにお集まりの議員各位におかれましては、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。令和8年度の施政方針とさせていただきます。

令和8年2月 粕屋町長 箱田彰でございます。

よろしく申し上げます。

（町長 箱田 彰君 降壇）

○議長 末若憲治君

日程第4. 「行政報告」。

まず、法定報告第1号を行います。

箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

○町長 箱田 彰君

まず、報告第1号につきましては、昨年12月11日に発生した道路側溝の蓋と自動車のタイヤとの接触による事故に伴う損害賠償の額を定め和解したものでございます。

詳細につきましては、所管のほうから御説明いたします。

（町長 箱田 彰君 降壇）

○議長 末若憲治君

吉村道路環境整備課長。

○道路環境整備課長 吉村健二君

報告第1号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」です。

和解及び損害賠償の相手方は、篠栗町在住の個人の方です。

事故の概要です。

令和7年12月11日木曜日午前8時30分頃、町道十郎坊線を粕屋町から篠栗町へ走行中に、反対車線を走行していた大型トラックを視認し、よけるため、道路側溝に近い位置を走行した際に、車両の左前輪が破損していた側溝蓋に接触し、タイヤ及びタイヤホイールに傷が入ったものです。

和解の内容です。

粕屋町は、相手方に本件事故による損害賠償金を支払い、今後、本件の事故に関しては、双方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

損害賠償の額の内容です。

本件事故については、過失割合として、粕屋町が5割となり、損害賠償金として、粕屋町は相手に対し、修理代として2万4,008円を支払っております。なお、損害賠償金については、粕屋町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険から支払いを行っております。

以上で説明を終わります。

○議長 末若憲治君

報告第1号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

よって、報告第1号は報告済みといたします。

次に、法定報告第2号を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

先ほどの報告第1号と同様に「専決処分の報告について」でございます。

これは、「町長の専決処分事項に関する条例」において指定された事項でございます。報告第2号につきましては、上大隈公民会館で使用していた再リース契約の複合機が故障したことによる、中途解約に伴う損害賠償の額を定めるものでございます。

これにつきましても、詳細については所管のほうから御説明いたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

渋田福祉課長。

○福祉課長 渋田加奈子君

それでは資料の3ページになる所になるんですが、概要といたしましては、上大隈公民会館にて使用する複合機が電源ユニットの故障により使用できないため、当該複合機のリース契約の解約に伴う損害金を支払うものになります。

相手方はNX・TCリース&ファイナンス株式会社で、解約に伴う損害賠償金は1万120円です。

契約の状況としましては、再リースの期間が令和7年4月1日からの1年間で契約金額が3万360円。解約清算金の1万120円は、残リース料と同額になります。12月から3月までのリース料の合計額になります。

経緯としましては、令和7年10月18日に、上大隈公民会館に設置している複合機につきまして、電源が入らない旨の連絡がありました。この複合機は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間のリース契約を行っていたものを再リースしたものです。これを受けまして、修理の見積りを徴収しましたところ、キャノンシステム&サポート株式会社より修理費用は12万3,480円との提示がされました。再リース契約の際に、保守や動産総合保険などを付保していないために、当該修理費用がリース料と比較して高額であること。また、今後も修繕が必要となる可能性があることを総合的に勘案し、新たに複合機のリース契約を締結することといたしました。これに伴い、従前使用していた複合機を返還し、現行のリース契約を中途解約するに至ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長 末若憲治君

次に、報告第2号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

よって、報告第2号は報告済みといたします。

次に、その他の報告を行います。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

それでは、その他の「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告としましては、一部事務組合の令和6年度決算が1件、一部事務組合等の令和8年度予算が7件でございます。後ほど御一読をお願いいたします。

なお、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の令和8年度予算につきましては、本日、組合の議会が開催されますので、後日資料を配布いたします。

以上で、「行政報告」を終わります。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

日程第5. 「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案等は31件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

それでは、議案の上程並びに提案理由の説明を行います。

令和8年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、専決処分の承認が1件。条例の制定及び改正が12件。令和7年度補正予算が4件。令和8年度当初予算が6件。工事請負契約の締結が2件。町道の認定が1件。住居表示関連が1件。一部事務組合の規約変更が1件。人権擁護委員の推薦に伴う諮問が3件。

以上31件でございます。

それでは、議案第10号から順に御説明申し上げますが、議案第23号から議案第32号までの予算案につきましては、副町長より御説明を申し上げます。

それでは、最初に議案第10号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

令和8年1月23日に衆議院が解散し、2月8日に執行した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費について、令和7年度一般会計補正予算を「地方自治法」第179条第1項の規定により、1月23日に専決処分いたしました。つきましては、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し、承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,076万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億3,456万4,000円とするものでございます。

次に、議案第11号は、「粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、国家公務員の旅費に準じた取り扱いとするため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第12号は、「粕屋町行政手続条例の一部を改正する条例について」でございませう。

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が令和8年5月21日に施行されることに伴い、「行政手続法」が改正されるため、所要の規定を整備するものでございませう。

次に、議案第13号は、「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」でございませう。

「地方自治法の一部を改正する法律」及び「地方自治法施行令等の一部を改正する政令」が令和8年9月24日に施行されることに伴い、引用している「地方自治法」及び「地方自治法施行令」の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものでございませう。

次に、議案第14号は、「粕屋町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について」でございませう。

粕屋町の議会の議員及び長の選挙において、電磁的記録式投票機を用いるに当たり、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に基づき、所要の規定を整備するものでございませう。

次に、議案第15号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございませう。

国民健康保険の財政運営の責任主体である県から示された、令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等を基に、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものでございませう。

議案第16号は、「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」でございませう。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、同法において条項ずれが生じたので、これを引用しております本条例につきまして、所要の規定を整備するものでございませう。

次に、議案第17号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございませう。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、マイナンバーカードを利用

したコンビニ交付サービスによる証明書発行手数料の減額を実施しておりましたが、令和8年3月31日をもって実施期間が終了するため、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第18号は、「粕屋町国民健康保険財政調整基金条例の制定について」でございます。

粕屋町の国民健康保険におきましては、平成30年からの赤字が令和6年度で解消され、令和7年度も黒字が見込まれております。しかしながら、令和8年度から実施される子ども・子育て支援納付金分の追加や国が進める県内保険料の完全統一、さらには、加入者の減少など、この先も厳しい財政運営が予想されております。また、物価の高騰や医療の高度化による医療費の増大、予期せぬ大規模災害の発生等、急な負担増への対応を必要とされるため、安定的な財政運営を目指し、財政調整基金条例を制定するものでございます。

次に、議案第19号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

令和7年度税制改正を受け、「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が、本年4月1日から施行されることに伴い、介護保険事業計画中の想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、令和8年度の保険料段階が令和7年度と同様の判定となるよう、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第20号は、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「児童福祉法」の改正により、国家戦略特別区域に限定されていた地域限定保育士制度が一般制度化され、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係条例中の職員の配置に関する規定を整備するほか、所要の規定を整備するものでございます。

次に、議案第21号は、「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「児童福祉法」の改正により、保育所等の職員による虐待を発見した場合の通報義務等が創設されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

議案第22号は、「粕屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」でございます。

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、国が「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を定めたことに伴い、これに従い、又は参酌し、事業の運営に関する基準について、所要の規定を整備するものでございます。

次の議案第23号から議案第32号までの予算案に関する議案につきましては、副町

長より御説明を申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

○議長 末若憲治君

池見副町長。

(副町長 池見雅彦君 登壇)

○副町長 池見雅彦君

それでは、予算関連議案について御説明をさせていただきます。

議案第23号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を241億1,716万2,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、町税を1億380万円、地方交付税を2億6,424万3,000円、町債を2億4,830万円増額し、寄附金を2億2,460万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、小学校施設整備事業費を5億9,945万円、財政調整基金積立金を6億7,250万6,000円増額し、ふるさと納税事業費を1億995万5,000円、定額減税補足給付金給付事業費を1億7,652万円、ふるさとづくり基金積立金を1億1,961万7,000円減額するものでございます。

議案第24号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,165万円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億4,632万9,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を77万円、繰入金を738万円、諸収入を350万円減額するものでございます。一方歳出といたしましては、総務費を445万円、保険給付費を1,112万円、保健事業費を193万円、諸支出金を50万円減額し、予備費を635万円増額するものでございます。

議案第25号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,346万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億3,805万9,000円とするものでございます。歳入といたしまして、繰入金を1,324万4,000円、国庫支出金を22万円減額し、歳出といたしましては、総務費を250万円、後期高齢者医療広域連合納付金を1,096万4,000円減額するものでございます。

議案第26号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

まず、保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億6,934万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億8,927万5,000円とする

ものでございます。歳入の主なものといたしましては、財産収入を122万7,000円、諸収入を618万1,000円増額し、支払基金交付金を4,465万6,000円、繰入金を7,469万円減額するものでございます。一方歳出の主なものといたしましては、諸支出金を92万7,000円増額し、保険給付費を1億5,800万円、地域支援事業費を801万円減額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,952万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を30万円減額し、歳出といたしましては、総務費を20万円、サービス事業費を10万円減額するものでございます。

議案第27号は、「令和8年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

令和8年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ224億4,100万円とするものでございます。これは、対前年度比マイナス1.3%、2億9,100万円の減となり、歳入の主なものを前年度と比較しますと、町税を3億9,690万円、県支出金を6億5,639万1,000円増額し、国庫支出金を3億7,110万円、繰入金を2億8,054万円、町債を8億2,880万円減額し、計上をいたしております。一方、歳出の主なものを目的別に前年度と比較いたしますと、民生費を13億9,019万9,000円、衛生費を1億508万2,000円、公債費を1億4,111万9,000円増額し、総務費を4億97万4,000円、土木費を3億9,757万7,000円、消防費を5億5,241万円、教育費を5億7,305万8,000円減額し、計上をいたしております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から7億9,100万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から3億1,290万円の繰入れを計上いたしております。

議案第28号は、「令和8年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和8年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億9,742万3,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税を8億1,520万4,000円、県支出金を22億7,299万8,000円、繰入金を2億9,971万5,000円、諸収入を950万4,000円計上し、一方、歳出の主なものといたしまして、保険給付費を22億7,781万9,000円、国民健康保険事業費納付金を10億2,816万4,000円、保健事業費を3,277万3,000円、諸支出金を201万1,000円、予備費を100万円計上するものでございます。

議案第29号は、「令和8年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和8年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億7,865万5,000円と

するものでございます。歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料を6億1,426万3,000円、繰入金を1億6,338万7,000円計上し、歳出の主なものとしたしまして総務費を1,650万円、後期高齢者医療広域連合納付金を7億6,065万4,000円計上するものでございます。

議案第30号は、「令和8年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,998万3,000円とするものでございます。歳入の主なものとしたしましては、保険料を6億4,545万2,000円、国庫支出金を5億8,149万4,000円、支払基金交付金を7億5,655万3,000円、県支出金を4億1,477万1,000円、繰入金を5億5,162万7,000円計上いたしております。一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費を8,106万5,000円、保険給付費を27億697万4,000円、地域支援事業費を1億5,032万円計上するものでございます。

次に、介護サービス勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,576万9,000円とするものでございます。歳入の主なものとしたしまして、サービス収入を1,620万円、繰入金を956万8,000円計上いたしております。一方、歳出の主なものとしたしましては、総務費を2,319万3,000円、サービス事業費を257万5,000円計上するものでございます。

議案第31号は、「令和8年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が10億5,188万6,000円、支出が10億952万9,000円。資本的収支につきましては、収入が410万円、支出が4億5,210万円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、建設改良積立金、過年度損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額で補填をいたすものでございます。

議案第32号は、「令和8年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が12億6,806万2,000円、支出が12億9,410万5,000円。資本的収支につきましては、収入が5億5,154万4,000円、支出が8億8,875万3,000円でございます。収入が支出に対し不足します額につきましては、損益勘定留保資金で補填をいたすものでございます。

以上で、予算関連議案の説明を終わらせていただきます。

(副町長 池見雅彦君 降壇)

○議長 末若憲治君

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

それでは次に、議案第33号でございます。これは、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、朝日団地建て替え2期工事を実施するものでございます。昭和49年から53年にかけて建築された朝日団地は、建築から約50年が経過し、広範囲に劣化が進行しています。そのため、粕屋町営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えを行うこととし、第1期工事では、令和7年8月に32戸の住宅を完成させました。今回の第2期工事におきましては、去年完成した住宅に鉄筋コンクリート造4階建て、20戸を増築するものでございます。

この工事を実施するに当たり、2月17日に条件付一般競争入札を行いましたところ、岩堀・オリーブハウス特定建設工事共同企業体代表者 株式会社岩堀工務店 代表取締役 金子泰大が、工事請負金額5億8,762万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月31日となります。財源といたしましては、社会資本整備総合交付金を活用して実施いたします。

次に、議案第34号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋中央小学校体育館第2期大規模改修工事を実施するものでございます。粕屋中央小学校体育館は、建築から30年以上経過し老朽化が進んでいるため、今後、長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう、2か年に分けて大規模改修工事を実施しているところでございます。令和7年度に第1期工事を終え、今回は第2期工事となります。工事の内容としましては、体育館の内装改修、電気設備改修、機械設備改修を行うものでございます。この工事を実施するに当たり、2月17日に条件付一般競争入札を行いましたところ、株式会社環境施設 代表取締役 田中直継が、工事請負契約金額2億3,726万8,900円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和8年11月30日となります。財源といたしましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用して実施いたします。

次に、議案第35号は、「町道路線の認定について」でございます。

主要地方道筑紫野古賀線バイパス整備に伴い、機能復旧として整備された代替道路の路線の認定することについて、「道路法」第8条第2項の規定に基づき、議会

の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を、別図2に示すとおり「江辻西一丁目から江辻西四丁目」へと変更するに当たり、「地方自治法」第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、令和7年度第3回粕屋町住居表示審議会におきまして、承認する旨の答申を頂いております。また、「住居表示に関する法律」第5条の2第1項の規定に基づき、1月19日から2月18日まで公示を行っております。

議案第37号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」でございます。

令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更するため、「地方自治法」第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、粕屋町人権擁護委員の定数6名に対し、1名欠員が生じておりますので、新任として、原町区にお住まいの井上泰博氏を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦するため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。井上氏は、経歴書にありますように、長年小学校で教鞭をとられ、校長を経て、現在も小学校の非常勤講師として学校教育に携わっており、文部科学大臣や福岡県教育委員会による優秀教員としての受賞歴もございます。人権擁護委員としても、これまでの識見をもって粕屋町のために御尽力いただける方と考えておりますので、推薦につきましては、何とぞよろしく願い申し上げます。

諮問第2号も、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員、長義則氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。長氏は、経歴書にありますように、長年中学校で教鞭をとられ、退職後は粕屋町の人権教育担当や

教育相談員をお引受けいただいております。人権擁護委員としては3期歴任されており、幅広い知識を持って人権の取組をされております。推薦につきましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、諮問第3号も、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員、大庭由美氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。大庭氏は、経歴書にありますように、駕与丁区の民生委員・児童委員や粕屋町福祉巡回バス運行協議会会長、粕屋中学校の学校評議員をお引き受けいただいております。現在は、人権擁護委員として、これまでの様々な御経験をいかされた活動をされ、人権問題への理解も深く、人格・識見ともに優れた方でございます。推薦につきましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 末若憲治君

日程第6。「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

○議長 末若憲治君

日程第7。「議案等の委員会付託」をお諮りいたします。

本日上程されました10号議案から37号議案、諮問第1号から第3号、請願第2号継続審査分につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、議案第33号「工事請負契約の締結について」は、急ぎ案件につき、3月3日本会議において、一般質問終了後、委員長報告及び採決を行う予定ですので、議

員各位におかれましては、お含みおきお願いいたします。

○議長 末若憲治君

日程第8. 「発議の上程」を行います。

今期定例会に、議会運営委員会委員長より3件の発議が提出されました。

趣旨説明を求めます。

杉野議会運営委員会委員長。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 登壇)

○6番 杉野公彦君

発議第1号から第3号までについて一括して説明をいたします。

内容の詳細につきましては、先の12月定例会における全員協議会において説明しておりますので、お手元に配付の発議案においてお確かめください。概略のみ説明をさせていただきます。

発議第1号は、「粕屋町議会局設置条例の一部を改正する条例について」であります。

この条例案は、「地方自治法」第109条第6項及び第7項並びに「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出したものであります。

発議理由については、「地方自治法」第138条第5項において、議会事務局の事務局長の職員等は議長が任命すると定められ、第6項においては、定数は条例で定めるとされておりますが、当議会の条例には職員定数に関する定めがなく、町職員条例に定められているのみであります。よって、法の趣旨にのっとるとともに、議会の独立性・自主性を確保する観点から、議会局設置条例に定数を明記するものであります。

続いて、発議第2号は、「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」であります。

この規則案は、「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出したものであります。

発議理由については、議会は「地方自治法」第100条第12項の規定により、議会運営に関し、懸案事項の速やかな実現を目的とした協議又は調整を行う場の設置をすることができますが、従来より設置していた全員協議会に加え、新たに委員長会議、議会改革推進会議、災害対策連絡会議を設置するため、所要の規定を整備するものであります。

最後に、発議第3号は、「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

この条例案は、「地方自治法」第109条第6項及び第7項並びに「粕屋町議会会議規則」第14条第3項の規定により、議会運営委員会より議長に提出したものです。

発議理由については、発議第2号による「粕屋町議会会議規則」の改正に伴い、会議等における費用弁償の支給範囲を明確化するため、所要の規定を整備するものであります。

以上です。

(議会運営委員会委員長 杉野公彦君 降壇)

○議長 末若憲治君

発議第1号から第3号についての討論及び採決は最終日に行います。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に一任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

(散会 午前10時41分)

令和8年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和8年3月2日（月）

令和8年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和8年3月2日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|---------|----|----|----|
| 1番 | 議席番号13番 | 宮崎 | 広子 | 議員 |
| 2番 | 議席番号14番 | 山脇 | 秀隆 | 議員 |
| 3番 | 議席番号8番 | 福永 | 善之 | 議員 |
| 4番 | 議席番号9番 | 川口 | 晃 | 議員 |
| 5番 | 議席番号10番 | 田川 | 正治 | 議員 |

2. 出席議員（16名）

- | | | | | | |
|----|-----|----|-----|----|----|
| 1番 | 堀本 | 高良 | 9番 | 川口 | 晃 |
| 2番 | 牟田口 | 直輝 | 10番 | 田川 | 正治 |
| 3番 | 川崎 | 尚子 | 11番 | 小池 | 弘基 |
| 4番 | 古家 | 昌和 | 12番 | 本田 | 芳枝 |
| 5番 | 田代 | 勘 | 13番 | 宮崎 | 広子 |
| 6番 | 杉野 | 公彦 | 14番 | 山脇 | 秀隆 |
| 7番 | 案浦 | 兼敏 | 15番 | 安藤 | 和寿 |
| 8番 | 福永 | 善之 | 16番 | 末若 | 憲治 |

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会局長 臼井 賢太郎 議会局主幹 松永 泰治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町長	箱田	彰	副町長	池見	雅彦
教育長	恵良	章治	総務部長	新宅	信久
住民福祉部長	古賀	みづほ	都市政策部長	田代	久嗣
教育部長	堺	哲弘	総務課長	豊福	健司

総合政策課長	木場洋介	地域共創課長	青木裕次
財政課長	吉田勉	税務課長	高榎元
住民課長	大内田亜紀	子ども未来課長	渡辺剛
こども家庭センター課長	山田由紀	高齢者支援課長	筒井薫
福祉課長	渋谷香奈子	健康づくり課長	渡辺理恵
都市計画課長	井手正治	上下水道課長	黒田道明
社会教育課長	石川弘一	給食センター所長	岡野哲枝

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

おはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長 末若憲治君

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは質問順に従い、質問を許します。

議席番号13番、宮崎広子議員。

(13番 宮崎広子君 登壇)

○13番 宮崎広子君

おはようございます。

議席番号13番、宮崎広子でございます。通告書に従い質問を進めさせていただきます。

今回の私の質問は、高齢者が生き生きと元気に過ごす健康寿命の取組についてということと、もう一つは、子どもたちが心も体も健やかに暮らせるまちづくりについてでございます。

最初に、高齢者のRSウイルス感染症ワクチンの接種推進について質問を進めます。RSウイルスはなかなか聞きなれない感染ウイルスですが、子育て世帯に尋ねるとよく知っておられます。2歳までのほぼ全ての子どもが一度は感染しているようで、このウイルスは、咳や鼻水といった風邪に似た症状を起しますが、放っておけば自然に治るという認識で、このウイルスに侵されてもそう大病にはならなかったということをよく聞きます。しかし、このウイルスに対して免疫が落ちている人や他の病気を持っている人にとっては、肺炎を起し、重篤で死に至ることもあります。くしくも今年の4月から、妊産婦のワクチン接種が定期接種となりました。これは、新生児に免疫がないため、母体にワクチンを打つことによって、母体にできたワクチンが胎児に移行する免疫を養うために行われます。妊婦によっては、体調不良で接種できない方もあり、申請時に接種できる体制も整えること、まだ課題

として残っております。

今回は、高齢者に対してRSウイルスワクチン接種が推進できないかを中心に質問を行います。全国での60歳以上の高齢者において、約70万人が毎年感染・発症し、約6万3,000人が入院、約4,500人が死亡していると推計されます。感染症を発生した10人に1人が入院し、その中の約15人に1人がお亡くなりになっているということです。粕屋町も例外ではなく、高齢者の肺炎による死亡者は、令和5年の統計で13名、約3.6%であるということです。その中でのRSウイルス感染症についての、町民への感染周知、感染予防について注意喚起をどのように行っているのか問います。

○議長 末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長 渡辺理恵君

先ほど議員さんが言われたように、RSウイルス感染症については認識をしておるところです。また、RSウイルスの感染症の周知や感染症予防の注意喚起についての御質問ですが、RSウイルス感染症だけでなく、ほかの感染症予防と同様に、生活習慣の改善や手洗いなどを含めた感染予防が重要であると、健康講座の開催やホームページで啓発を行っているところです。特に、今年度、令和7年度においては、高齢者が集う「ゆうゆうサロン」で感染予防の講座をさせていただきました。

以上になります。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

公にはあんまり見かけない周知の様子と言いますか、周知のお知らせがあんまり見かけないんですけれども、例えば広報紙とかでは周知されておりますか。

○議長 末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長 渡辺理恵君

ここ1年に関しては、感染症にトピックとしては周知しておりませんが、やはり重症化予防というのは、生活習慣が一番でありますので、それにまつわる感染予防というふうな大きな意味合いでは生活習慣の改善ということで周知をしておるところです。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

分かりました。インフルエンザもすごい猛威を今年は振るっているようですので、よろしくをお願いします。

2の所に移ります。ワクチン接種を受けたときの発症予防は、82.6%と非常に高いです。インフルエンザは、予防接種してもかかる時はかかるんで、それに比べると非常に高いと思われまます。そして接種すると2年間、この効き目が持続するということです。私は、母が以前、肺炎で入院したときに非常に苦しんでいるのを見まして、大変な思いをしてきましたので、高齢者が肺炎によって入院すると長期の入院となり、また、この感染症は入院しないと検査できないという難しさがあり、院内や施設でも感染が広がると病院のベッド数も少なくなって、多くの高齢者が苦しみます。長引く入院で認知症が進んだり、体力や筋力が落ちたりします。

また、高齢者や基礎疾患を持つ人にとって、そのリスクは高く、重篤な影響を及ぼし、長引く病気に介護者や家族のリスクも高くなります。日本の60歳以上のRSウイルス感染症の年間医療費負担は、1,000億円と推計されます。重篤にならないと調べることもできず、治療薬もありません。有効なのは予防することです。しかし、このワクチンは2万円から3万円と非常に高価です。そこで、なかなかこれは手が出せないという感じがします。そこで、RSウイルス感染症予防ワクチン接種に対する公費の一部助成についてどのように考えてありますか。

○議長 末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長 渡辺理恵君

まずは、国の状況を説明させていただきます。

厚労省において、令和6年の3月から高齢者のRSウイルスワクチンの定期化を検討されていますが、RSウイルス感染症の影響について科学的知見が不足している。また、重症化予防の効果においても知見が乏しいという状況で、継続した検討がなされるということになっておりますので、今後も国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

また、町の接種状況もちよっと調べさせていただきましたが、令和7年の1年間において、町内の医療機関におけるRSウイルスワクチンの接種状況ですが、8件と少ない状況ではありました。現在のところ、RSウイルスへのワクチン予防接種の公費接種助成は予定しておりませんが、やはり感染症の一つとして、感染予防が重要であると考えております。今後も引き続き、RSウイルス感染症も含めた感染予防、また健康な体づくりのための生活習慣改善について啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

ちょっと計算してみました。粕屋町では、65歳の人口、8,846人。これは第6次総合計画。ワクチンの効き目が2年間なので、その人口を半分にすると4,423名です。带状疱疹ワクチンのときのように、接種率が1%で計算すると、半分の助成と考えると1万2,000円の44倍、4人分、52万8,000円です。61歳以上にしてもおよそ80万円ほどとなります。このワクチン接種が進むことでメリットは、入院しなくて済む。重篤にならずに済む。何より本人の苦しみがなくなる。医療費がかからない。社会保険料の上昇を抑えることができる。また、リスクは、退院してもそのまま要介護者となる。介護給付金もかかる。家族は介護で負担が増え、働くことが減り生活費が減る。介護で休むことにより、企業や働く仲間に迷惑がかかるなど、リスクも大きいです。やはり何か、様子を見るって言われますけど、どのぐらい様子を見て判断されますか。

○議長 末若憲治君

渡辺健康づくり課長。

○健康づくり課長 渡辺理恵君

まだまだ勉強中でございますが、まずは感染予防というのは、先ほども重症化つていうのが出ましたが、生活習慣がまずは大事だと考えております。やっぱりそのリスクを抱えないような健康な生活をするというのが、まず第一ですので、まずそこをしっかり行わせていただいて、そこからまた検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

リスクが大きいので、出てからというのも、本当に肺炎で運ばれるときにベッドがありませんと言われると、手後れになったりするんで、やはり早く手を打っていただきたいなというふうなのが私の希望です。

では、先に進みます。2番目の質問です。

小学校の学校給食費のいわゆる無償化及び中学校の給食の無償化について伺います。昨年12月末に、小学校給食費無償化が決まったことが報道されました。ここに至るまで、財源の問題、初めは国が2分の1、県や市が2分の1と負担するように進めているところを、知事会の反対によってさらに審議が進められ、最後に、国

が県に交付金を出すことで、いわゆる無償化が進められることになりました。この春、物価高に苦しむ子育て世帯には朗報であると思います。小学校の給食費に対していわゆる無償化、つまり支援金の上限があるため完全無償化、無償とは言えないところがあり、いわゆる無償化ですが、様々な取決めがある中で、粕屋町はその一つ一つにどう対処しようと考えているのかを問います。

まず（１）番目、物価高騰により粕屋町の小学校給食の食材に係る実費や、これまで値上げせずに国の補助金を使い、値上げを抑えてこられました。国より、上限月額5,200円の補助がありますが、今後も物価高騰が続き、給食費の不足も考えられます。不足が生じたときの財源をどのように確保されますか。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

御質問のとおり、国において、公立小学校の給食費については令和8年度より学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる無償化とし、その月額は1人当たり5,200円の上限で、給食費負担軽減交付金として国から2分の1、県が2分の1となり、福岡県を経由して支援されることとなっております。物価高騰は今後も続くと言われており、現在の給食費は、小学校1食当たり300円、中学校360円ですが、昨年の令和7年4月から12月において、実際にかかっている給食費を算出しましたところ、小学校及び中学校の1食当たり約30円ほど値上げしないと、子どもたちの健やかな成長のために必要な栄養摂取基準を満たせなくなるため、令和8年4月から給食費の改定を予定しているところです。令和8年度につきましては、国の支援を超える部分は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用しながら、町立小学校の給食費を完全無償化といたします。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

臨時交付金っていうのは、今回決まっていると思うんですけど、財源が。それ以上になったときっていうのは想定されますか。今の30円値上げで収まるという見通しですけども、さらにまた値上げということになるときの財源っていうのは想定されますか。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

次の質問とちょっと重なる部分があるんですけども、想定以上の急激な給食の

高騰など町負担が過度になる場合も考慮し、一部、保護者負担をお願いせざるを得ないことも選択肢として排除せずに、財源を検討しているところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

分かりました。その辺は理解していただかないと、1回無償になったのに何でっというようなことが起こるといけませんので、保護者の皆さんには、そこ分かるように説明が要ると思います。

次の所ですけれども、結局財源が不足すると質が低下していくのではないかという心配です。私も長い間学校給食を食べてきました。その中で給食の在り方も随分変わってきました。保護者の願いは食の安全でございます。体に有害な添加物が入っていないか、食材の安定供給のために、安全管理の緩い外国産の冷凍食品などが取り入れられてないかなど、厳しく給食の食材の質に目を向けていた時期もありました。それからもっと給食が豪華になるというか、多様になって、異文化交流のために外国の料理を取り入れたり、季節感や郷土料理など、給食に様々な食材が入り、子どもたちの教育にも大きな役割を果たしてきたと思います。物価高で食材の供給に不安定が生じれば、マイナスの力が働き、安いけれど添加物や保存料が入っているなど、安全を脅かすことも考えられます。

そこで、質の低下はないか。先ほど保護者に負担をお願いするということがありましたが、そういう質の低下がないか。それから、今粕屋町、地産地消ということのを大事にされてると思いますが、そこが維持されているか。地産地消の良さっていうのは、生産者の顔が見えているし、食材が近い所から届くので新鮮であるということや、それから地球温暖化を守るって言いますか、輸送費に排出ガスがかからない。少なくて済むということなども挙げられます。日本は自給率が40%と言われる中、この地産地消というのが保たれるか、維持できるかということも伺いたいです。

給食は教育です。給食を通してたくさんのことを学ぶことができます。食育を通して、食の大切さをこれまでと変わらず伝えられていかれるでしょうか。さらに、給食センターが行われている給食の試食会。給食を食べれる、お金を払ってですけども、そういう会を続けていかれるかをお尋ねします。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

国が5,200円と示しております給食費負担軽減交付金の基準額については、今回

の取組の実施状況や物価動向を踏まえ、国が毎年、給食に関する調査を実施し、適切な額の設定を行うとのことですので、今後の物価高騰にも対応が可能であり、食材の質や量を維持できるものと考えております。安定した食材の質や量を維持するために、まずはこの交付金を活用し、不足する分については、その他の国の補助金を活用したり、町単費を投入して、無償化を継続したいと考えております。

しかしながら、想定以上の急激な食材の高騰など、町負担が余りにも過度になる場合も考慮し、一部の保護者負担をお願いせざるを得ないことなども選択肢として排除せずに、財源を検討してまいりたいと思います。食育については、給食費無償化となったとしても、今までどおり、地産地消の強化、食に関する動画や放送原稿を作成し、給食時間に放送することで、食の感謝を育み、献立を工夫し、残食を減らす努力をしたいと考えております。

○議長 末若憲治君

もう1個お願いします。

○13番 宮崎広子君

試食会とはどうですか。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

昨年、給食センター主催で、保護者の試食会をさせていただきました。来年度も、やはり好評でしたので、試食会を開催したいと思います。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

学校報告会で、大川小学校の食育の食べ物と給食の栄養士さんの話とかもある映像を見て、こういう取組がずっと続いたらいいなと感じたところです。

続けて今度は、給食を食べれてない人たちのほうに移ります。3番目です。

食品アレルギーにより給食を食べることができない児童に対して、また学校に来られていない不登校の児童に対して、さらに町立外の小学校に通われている、例えば特別支援学校に行かれている児童の皆さんに対して、食べていない分の給食費を元に戻す、還元することができるのかということ。

あわせて、この前の予算の説明会で給食食品アレルギー持ってるお子さんは食べれてない分を還元すると言いますか、そういう報告があったと思うんですが、事務処理がかなり複雑になると思います。今度は集めることはなくなりますが、返すことが事務処理としてあれば、そっちの作業のほうが増えるのではないかなと思います。

す。これに対して国は、支援をすと言っておりますが、粕屋町の場合、そういう事務処理に対して、今の現員の職員の方でやっていけるのか。いや、そうではなくて新しい事務職員の方を雇用するのか、どのように考えてありますか。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

非喫食者への支援につきましては、食物アレルギー等の理由で弁当を持参し、全ての給食を停止している児童生徒は、診断書などの提出により、第三者の証明があることを要件に、給食費相当額の給付金支給を予定しております。不登校の児童生徒については、給付金の支給ではなく、該当児童生徒が給食を喫食できることを目指した支援を行いたいと思っております。仮に、不登校の児童生徒に給付金を支給する場合、給食を停止していることが条件となりますが、そうすると、児童生徒の喫食機会を奪うことや、国でも懸念されている現金給付のために、安易に給食を停止する家庭が出てくる恐れがありますので、粕屋町ではまず不登校の児童生徒に対して、喫食機会の確保を図るために、安心して食べることができる場所や心理的に負担の少ない環境の準備、個別事情に応じた支援体制整備などを優先したいと考えております。

事務処理作業につきましては、今回の無償化に伴うメリットとして、給食費の徴収事務が軽減されます。一方、非喫食者への支援となる、いろいろなパターン別に処理しなければならない事務作業がありますが、物価高騰支援として、令和6年、7年度で行っていたのと近い作業であり、無償化によって今以上に事務量が増加することは想定しておりません。今後、必要があれば、適正な職員の配置を要望してまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

一つ、ほかの町へ通っているお子さんの場合どうなりますか。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

先ほど特別支援学校ってことですか？特別支援学校は公立になりますので、国からの給食っていうのが出るっていうことを聞いておりますので、その対応は、特別支援学校で給食を食べているかと思っております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

現在、不登校の方の状況です。まず、「ぼると」に通っていらっしゃる子どもさんは、お弁当を持って、そこで過ごされている方もおられます。それから給食、しばらく行かれないお子さんは、最初から給食を停止してくださいと言って、給食費を払っていない方もおられます。先ほど言われたように、いついかなるときでも、食べに来てくださいという体制をとってある。だから、一概に行っていないから要らないわけじゃなくて、もしかしたら行けるかもしれないという期待を持って給食費を払ってこられた方もおられます。

だから、不登校のお子さんの状態というのは、本当に千差万別なんですね。だから、そこに対してやはり細やかな対応をしていただきたいというのは、やはり学校に行かれないことに対する負担がやっぱり保護者の方には大きいわけですよ。給食があれば、昼ご飯を作らなくて済む。子どもを置いて働きに出かけるときに、やはり昼ご飯の用意をして出かけてある。だからそういう負担を少しでも減らしていただきたいというか、そこを一緒に考えていただきたいなあというふうに思います。だから、一概に、全員食べるっていう前提ではなくて、細やかな配慮をしていただきたいと思うんですが。その辺いかがですか。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

実際に、不登校の御家庭でも、子どもたちがいつでも食べれるように給食費を払っている家庭やら、やっぱり行かないから給食を止めてあるということで、結局好きな給食があれば、学校に来たりとかいう意欲を、今のところ粕屋町では、いつでも給食を食べて学校に来てくださってという、そのスタンスをちょっと取っていきたいと考えております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

いつでも食べれるようにっていうのは分かります。その思いも分かりますし、保護者もそうだと思います。だけど、今現在、払ってらっしゃらない方もおられるし、お弁当を持って「ぼると」に行ってる方もいらっしゃいますよね。だから、そこを細かくやはり見ていただきたいというふうに、給食センターだけではなくて、学校教育課、全体としてそこも考えていただきたいと思います。これは今回そう決めてあるかもしれませんが、ずっと追っていただきたいなど。子どもが全

員、給食を用意したからそれでいいやろうっていうんじゃないかって、それぞれのお子さんがどう過ごしてるかっていうところを、ちゃんと追って見て行ってほしいなというふうに思います

続けて、中学校の給食無償化について質問いたします。

このたび、いわゆる無償化は、中学校は入っておりませんね。だけど町長は、中学校も無償化にしたいという思いを持たれております。この財源が今、今年は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するということですがけれども、これ本年1年間だけの活用なのか、また来年、その次の年というふうには、これ給食費っていうのは、無償化っていうのは、今年だけで終わりというふうにはいかないのではないかなと思いますので、その財源について、時期的なものなのか。これから先の財源はどうするのか。どのように考えているのかを問います。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

令和8年度の中学校給食費無償化に必要な財源につきましては、今議員がおっしゃられましたように、国の令和7年度補正予算により配分されました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用する予定としておりまして、この交付金につきましては、その名のとおり臨時的な交付金ということになりますので、活用は一時的なものというふうに考えております。令和9年度以降も中学校の給食費無償化を実施する場合の財源につきましては、同様のこの臨時交付金が継続されるかは現時点では不透明でありまして、交付金が継続されなければ、原則として一般財源での対応ということになるかと思っておりますので、給食費無償化の継続的な実施につきましては、国の動向や、町の今後の財政需要、財政状況等を総合的に勘案した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

物価高騰臨時交付金っていうのは、子ども世帯、子ども持つてる世帯だけではなくて、やはり高齢者とか年金で暮らしている方、年金生活者であるとか、それからいろんな祭り、観光とかに使ったりとか、いろんなメニューがありますよね。だから、中学校給食だけに毎年そこに入れるっていうのは、私は何か、これは、全体の町民の感覚としては不公平と言いますか、物価高騰で困っているのはみんななので、そこは続けてそこを使うっていうのは、どうなんかなと思うんですが、今年の

分は理解しました。これからもそれをやっていけるっていう見通しをどこに持っているのかっていうのを、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

見通しと言いますか、先ほど御説明しましたように、現在のところ、9年度以降実施するかどうかにつきましては、財政状況等を総合的に勘案した上で検討しますというふうにお答えしましたけれども、ほかの事業との優先順位づけによりまして、中学校の給食費無償化のほうが必要ということで判断すれば、そちらのほうに一般財源を充てて対応するという形になりますので、現在のところ、その必要な財源が確保されているかと言われれば、まだ今のところそういうわけではございません。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

すごいですね。確保されてるかどうか分からないけど実行していくということですね。ちょっと不安です。これは町長にお聞きしたいんですけども、この中学校給食費無償化に取り組む方針に、粕屋町が選んでもらう町、住み続けたい町としての展望が町長はおありになるのか。この無償化にすることによって、どういう効果が生むというふうに、何のためにやるのかっていうところを、町長の思いを伺いたいと思います。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今財政課長のほうが事務的にお答えしました。これは事務屋としては当然の回答なんですね。様々な事務事業の中で、給食費ということの位置づけというのは、これはもう財政課というよりも私自身の考え方だろうと思います。粕屋町は、御存じのように、子どもさんが多く生まれ多く育ってます。そういった中で、一丁目一番地である子育て支援。これについては、私はもう本当に公約としても挙げていますし、皆さんにも御理解いただいているものと思います。

そういった中で、今回、国が小学校の給食の無償化を行いました。次の段階はやはり中学校なんですね。義務教育上の中では小学校だけでは終わらない。これは当然国も考えてるところです。ただし、中学校の給食については、自治体の中で様々な状態があります。給食を提供してない自治体も多くございます。そういったこと

で、その辺の調整をしながら、国も今後検討していくということになっております。

ただ、粕屋町は、中学校は給食センターで給食の完全な提供を行ってます。そういった環境にあるのと同時に、隣の大福岡市、福岡市がもう先んじて、無償化を行ってます。粕屋町から福岡市に勤めてある方、あるいは福岡市から粕屋町に来られる方が、どうしても比較されるんですね、福岡市との状況を。それはやはり、160万都市と5万弱の都市の比較は非常に、財政状況あるいはその行政のレベル的にも、これは全く同じ分にはできません。

しかしながら、できるものはやっていこう。その中で、先ほど言いました、私は、子育て支援が一丁目一番地の政策だということを優先順位に考えて、今回の中学校の給食費の無償化も踏み切ったわけでございます。その辺は御理解いただいて、そういったことがこれから先、選択される自治体の中の一つの大きな要因でなるだろうという推測もしておりますので、議員にも御理解をいただきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

福岡県でも1.9の出生率で一番ですので、町長の言われていることはよく分かります。私たち文教厚生常任委員会で、文化祭の時に、町民相談という窓口を設けました。その時に、隣町の方がいきなり飛び込んで来られまして、粕屋町は本当に子育てに力入れてあるので羨ましいと。わっしょいフェスタとかあったんですけども、そういうときに利用させていただいています。日曜日もこども館開いてるので助かりますと、いろいろ粕屋町のいい所をたくさんおっしゃいました。その町の中学校は、お弁当を作って持っていかないといけないんですって。どうしたら給食になるんですかねっていうような相談でしたので、それは隣町のことでですから、むやみやたらに応じることもできなかつたんですけども、それでも粕屋町に住んでもらえてないわけですよ。とても私はもったいないなと思うのが、やはり子育て支援や、特に学校教育もそうですけども、たくさんのそこに財源をつぎ込んでいると思います。それなのに、出ていく方もおられますね。第6次総合計画の移動率と言いますか、移動する方々、入って来られる人もおられますけども、出ていく方も結構多い。非常にもったいないなあって思います。だからやはり、住んでもらいたい町、選ばれる町もそうですけど、住み続けてほしい町として、やはり次の手をつけていか考えていかなければならないと思いますが、町長その辺はどんなふう感じられ、お考えをお持ちですか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

住みたい町の要素、ファクター、非常に多くございます。これは例えば、自然環境が非常に充実してる。正に憩いと潤いがあるようなまちづくり。これも私は目指すところでございます。もちろんその子どもたちをお持ちの御家庭が、例えば、公園とか児童遊園地で1日遊べるとか。そしてまた、大人になられた方も、駕与丁公園みたいな大きな公園で、本当にスポーツを楽しめる。そういった環境も、住みたい町の要因だろうと思います。それに加えて、やはり就労の機会がある。企業、産業が非常に活発に動いている町も、これは本当に福岡市に行かなくても十分に生活できるような経済環境にあるというふうなこともあります。

そういったことで、新生・かすやプランの中でも、企業誘致あるいは良い環境の提供というのを同時並行で追記をしております。そういったことによって、それから生み出される財源を循環型、好循環の中で、住民サービスに使えると、お金を使えるというふうなことを考えながら、今回も施政方針の中で述べたばかりでございます。様々な要因の中の一つということで、お考えいただきたいと思います。

これ優先順位は、先ほど議員が1問目でお答えされたように、例えば高齢者の健康寿命、これをやはり長生きしていただける、今までその先人として、粕屋町の発展に尽くされた方に対しての、正にお礼と言いましょうか、感謝の気持ちだろうと思います。そういった健康寿命の延伸、あるいは高齢者に限らず、住民皆さんの健康の維持に対しての、これもやはり優先順位は高いと私は思っておるところでございます。

そういった中で、今回の給食費につきましては、国の動向を見ながら、中学校の給食費の無償化についても、一般財源を入れながらも、これは逆に一般財源を入れてまで、大事なんですよということを国にアピールしたいんですよ。これ各自治体もそういった共感を持つてる首長多くおります。今回、糟屋地区の中では、粕屋町も含めて二つほど中学校の給食の無償化に踏み切るところもありますが、今後、これは増えていくというふうに私も確信をしております。ですから、地方自治体の中の一つの大きなグループとして、日本全国で国にも働きかけていきたいと思っておるところでございます。

○議長 末若憲治君

宮崎議員。

○13番 宮崎広子君

分かりました。町長の思いがよく分かりました。私も住み続けてほしいと思って

おります。この給食費無償化がどのぐらい波及効果を及ぼすか分かりませんが、しっかりそこをアピールして行って、粕屋町がこれからも選ばれる町、住み続ける町に発展して行ってほしいと思い、これで私の一般質問を終わります。

(13番 宮崎広子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を10時25分といたします。

(休憩 午前10時11分)

(再開 午前10時25分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

○14番 山脇秀隆君

14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い質問をいたします。

その前に、今、中東のほうでアメリカとイスラエルが、イランを攻撃して、仕返しがまたあちこちに飛び火してっていう流れになって、日本の石油の90%を超える原油が、ホルムズ海峡を渡ってくるということで、今ホルムズ海峡が閉鎖されてるというような状況で、今タンカーが退去しているという状況があるということがニュースで今取り沙汰されております。この件につきまして、経済学者等は、ここが長期になれば、日本の経済に影響を及ぼすと。今物価高対策をいろいろやってるけれども、これは全てすっ飛んでしまうというような懸念をしてるという話でございました。そういった意味からも、今物価高対策を町のほうでも、一生懸命やっていたいてますけども、これから更なる危機っていうか、そういうことが来るやもしれないという懸念があると思いますので、町執行部におきましては、こういったことも対応しながら、しっかり町民の皆さんに、そういった物価高対策が公示できる施策をもっともっと打っていかねばいけなくなるんじゃないかなと思いますので、その辺はお願いしたいというふうに思っております。

それでは早速質問に入りたいと思います。第6次総合計画が、本年4月より新たな10年の基本計画と実施方針、実施計画がスタートいたしました。それに先立ち、令和8年の町長の施政方針が示されました。施政方針とは、町長の公約はもちろん、総合計画に沿った取組でなければならないというふうに思っております。令和8年度までに示された箱田町政の施政方針の重点項目に基づき、具体的な課題を問います。

初めに、第6次総合計画の始動と市制施行に向けた行政運営について。次に、町制施行70周年を契機とした将来像、「選ばれるまち ずっと住みたくなる場所 かすや」の実現について、この2項目をテーマとして質問をいたします。

まず、第6次総合計画がスタートしますが、町民の幸福度、ウェルビーイングをどのように数値化し、施策に反映させるのかを聞きます。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

第6次総合計画の推進に当たりましては、事業をどれだけ実施したかといったアウトプットにとどまらず、暮らしやすさや生活への満足度がどの程度向上したかといった、アウトカムを重視した評価へと転換してまいります。国においても、物質的な豊かさだけでなく、心や暮らしの満足度といったウェルビーイングを重視する考え方が示されており、その実態を把握するための全国規模の調査が実施されております。ウェルビーイング指標は、この全国調査に加え、個別に実施する住民アンケートの結果をデジタル庁の地域幸福度指標サイトに登録することで、偏差値として数値化することができます。本町では、ウェルビーイング町民アンケートを毎年継続して実施し、幸福感という極めて主観的なものを統計的な偏差値として可視化することで、本町の強みや弱みを客観的に把握し、ほかの自治体との比較分析を通じて、総合計画の進捗管理に反映させてまいります。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

それでは具体的に聞いていきたいと思えます。第6次総合計画では町民の幸福度向上を掲げていますが、この幸福度という主観的概念をどの指標で設定し、どの水準を目標とするのかを聞きます。具体的に。町長も言われてますように事務方はしっかりと具体的に言ってほしいというようなことがありましたんで、その仕事を果たしていただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

第6次総合計画では、このウェルビーイング指標に基づいた指標を設定しております。特に、ウェルビーイング指標では、24の因子に基づいて分析がされますけれども、その中から粕屋町が特に重要と思う因子に関しまして、その中で都市圏の上位を狙うと、具体的に都市圏の1位を目指すというところで、第6次総合計画では

指標を設定させていただいております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

主観的な概念なので、非常に指標として、付けにくいってのは今よく分かりません。ただ、KPIっていうのを方式取り入れてますから、数値化するというのが、大事だと思うんですね。その数値化の目標値、今、偏差値というふうな言い方をされましたけど、その水準っていうのは、ちょっと数値化、難しいですか。例えば、偏差値70を目指すとか、80を目指すとか、そういう数値化っていうのは、目標として設定は難しいですか。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

今回飽くまで設定している目標値が偏差値となりますので、偏差値をどの程度上げるかといった目標設定は、今回難しかろうということで、総合計画の特別委員会でも御説明差し上げましたが、ほかとの比較、言ってみれば、近隣の都市圏との比較ということで今回目標値のほうを設定させていただきます。都市圏の1位というのはかなりレベルの高い、目標の高いものを設定させていただいたと思いますが、そこにどこまで近づけるかということで、今後、進捗のほうを把握していきたいと思っております。また、ウェルビーイングは主観指標と客観指標と二つございまして、主観指標とは別に、客観指標、数値のデータですね。オープンデータが基になるんですが、そちらのほうのデータもございまして、そちらの指標のほうも、併せて進捗のほうで確認していきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

KPI方式をとっているわけですよ。数値化ですよ。だから、活動量じゃないんですよ。成果主義ですよ。だから、これがないと、これ物差しですよ。結果っていうのは、今、曖昧で、今回は設定できないというような言い方をされましたけど、これは、物差しであるから、それによってどうだったかっていう成果を見て判断できるわけですよ。これでPDCAが回るわけですよ。PDCAが回ったら、町民、住民に対して説明ができるわけですよ。税がどういう使われ方をしたとか、そういうことが分かるようになってるわけですよ。だから、この辺の目標設定値が無いっていうのは、理解できないんですよ。だからほかと比べてとか、そういう

何て言うんですか、分かりにくい主観的概念で物を捉えてるから分かりづらいと思いますけど。KPIだったら、例えば60%、偏差値求めますで、当然アンケートを行われるわけでしょうね。住民アンケートをとって、それでやるわけだから、その住民アンケートの具体的な設問あるわけですから、それをまず教えてほしい。それと、満足度の目標値、それによって明確にできるか。その設問に対して、これだけの満足度があれば、行くっていう目標値、これは設定してありますか。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

ウェルビーイング指標に関しましては、先ほど全国調査のほうもあるというふうに申し上げましたが、昨年、粕屋町のほうで実施しましたウェルビーイング調査に関しても同様、全50問プラスで1問オプションの問題もあるんですけども、合計51問でウェルビーイング指標を図ることとなっております。また、それだけでは、当然具体的なものは見えてこないわけなんですけど、飽くまで今回設定しておりますウェルビーイング指標というのは、分野という大きな枠組みの中での指標となっておりますので、それよりも下の取組である事務事業に関しては、それぞれの指標のほうを設定させて、事務事業のほうを推進していくこととなっております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

幸福度の水準というのは、今言ったような形でいいと思うんですよね。町が行う施政方針とか、そういう取組があるわけですよね、それぞれの所管で。今、KPI目標を付けてますよね。それによって、当然、これが未達だった場合だとか、どうするんだとか、そういう指標になってくるわけですよね。そのアンケートの具体的な設問と、それをはかる満足度の目標値っていうのを、私は別として今聞いてます。幸福度の水準っていう別に。どうするんですか。町として施政方針に向けて、当然それを受けて施政方針が変わってくるわけですよね、毎年。だからその目標値は何ですかという、設定してありますかってことを聞いてます。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

今議員御指摘のKPIについては、中間の目標ということで重要業績評価指標の中間目標のことを指されてると思います。先ほどから課長のほうが答えたKGIに向かって、今、各事務事業の中では、KPI指標の設定は各目標値をそれぞれの年度で示

しながら、業務を進めていくという予定にしております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

今、部長言っていただいたように、そういうふうになってるといふふうに思います。そうした設定したKPIが未達成だった場合、翌年度の施政方針に予算配分がどのように反映させる仕組みになっているのか。KPIは当然あったら、PDCAやってやり直すわけでしょ。それがどういうふうに予算配分に影響してるか、どういうふうになっているか、そういう仕組みがあるかどうかというのを聞きたいのと、例えば、過去に未達成があった場合、それを理由に予算の調整や事業廃止を行った具体例があるかどうか、この2点について。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

第6次総合計画では、これまでの事務事業シートを見直し、各事業の実施根拠の整理やロジックモデルを用いた因果関係の可視化のほうも進めてまいりたいと考えております。これにより、限られた財源の中で、より成果につながる分野施策へ重点的に取り組むなど、予算編成や事業の改善に反映させ、町民の皆様の目線に立った分かりやすいまちづくりにつなげていきたいと思っております。特に事務事業の中において、KPIが達成したか達成しなかったかというのもございますが、先ほど部長が申したKGIに向かって、特に効果が薄いような取組に関しては、その都度見直していくようなことなどを、今後、進捗管理の中で実施していきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

事務事業の見直しの件で、私のほうからお答えさせていただきます。予算編成、予算査定をする中で、事務事業シート等につきましても併せて査定させていただいておりまして、現在の事業の進捗はどうか、効果はどうかということも当然ながら査定の中で確認はしております。その中で、事業の廃止等も行ったりすることもございますけれども、具体的に言いますと、幾つかあるんですが、例えば、お隣の総合政策課の移住支援金の廃止の検討とか、あとは、細かな内容になりますけれども、すみません、ちょっと待ってください。敬老会補助金の対象者の見直しとか、そういった細かいこともありますけれども、そういった形で、査定の中で事

務事業の検討は行っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

今行ってるっていう話だったですね。この事業廃止や統合の基準は明文化されてるんですか。基準。どこでどういうふうに判断してるか、どこでどう判断するか、明文化されてるんですか、基準は。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

明文化はされてないです。飽くまで今既存の事業と、これから新たにやる事業と比較しまして、優先順位の高いほうを採用するという形になると思いますので、新たなことをやろうと思って、その財源が無いうことになれば、それより優先順位の低いものは、廃止の対象になるというふうな考えでやっております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

いずれにしても、統廃合をする場合は、ある程度基準を設けておくっていうことのほうが説明しやすいんじゃないかなっていうふうに思いますね。その場の雰囲気、必要ないからこれはもう廃止しようとか、そういうことじゃないだろうと思いますけれども、基準がない以上はそういうふうに見られてもしょうがないっていう話になってきますから、やっぱり基準はある程度作っておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

続きまして、次の質問に行きます。施政方針で言及された市制移行について、人口要件以外の課題、都市施設、財政構造等をどう解決していくのかということで、市制施行は人口要件でなく、都市施設整備、財政構造、組織体制など多面的な課題があります。市制施行後に増加する事務経費の財政シミュレーションは、どこまで進んでいるのか。また、市制移行を単なる格上げで終わらせず、住民サービスの質を向上させるための工程表、年度別の具体的ステップを年度ごとに示すことはできるのかを聞きます。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

まず最初に、市制施行するための要件として「地方自治法」で定められている人口要件以外の、県の条例で定める都市的要件、その他の都市としての要件というものがございまして、そちらに関して説明させていただきたいと思います。福岡県の場合、福岡県条例第1編第8章で定められる要件のうち、都市的要件として1号の公立の学校、これは小学校中学校を除きますが、図書館、博物館、公会堂又は公園等の文化施設を相当数有する。また、5号、銀行及び会社の数及びその規模が他の市に比しておおむね遜色がない。7号、病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数設けられている。というのを満たす必要がありますが、それぞれ現況では「有している」や「他の市に比べて遜色がない」というふうに該当するものと考えております。

また、財政的の要件といたしまして、4号、前年度予算総額を全人口で除した額が県のほかの市と同額又はそれ以上というのがございまして、本町の令和7年度の当初予算では、人口1人当たりの予算額は約47万円であり、福岡市を除く、福岡都市圏9市の平均45万円と比べると、「それ以上」となっております。福岡県条例では、ほかの要件も含めて、おおむね満たしているとの見解ですが、市になること自体を目的とは考えておりませんので、市制要件だけに捕らわれず、議員がおっしゃいましたように、第6次総合計画に掲げた課題やすべきことを今後着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

市制施行後の人口増加に対する財政負担の試算は今できてるというふうな感じですかね、今の説明は。試算するまでは至ってないということですか。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

市制施行後の事務負担の財政シミュレーションまでは行ってございません。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

これ第6次総合計画では期間内に5万人を突破する可能性が高いというふうな、うたってあるんですね。町長の施政方針でも、5万人達成すれば、当然市制に向かっていくということ、何回もこの場で聞いておりますので、当然市制に向かうんだらうというふうな、5万人達成すれば、思ってますので、第6次総合計画10年

以内には市制に行くというふうには私達も判断をしておりますので、そういった試算、また、新庁舎、公共施設の整備計画とか、あと工程表ですよ。年度別の具体的ステップ、こういうのをやっぱり議会に提示していただかないと、いつまでたっても進まないんじゃないかと。後手後手になってしまってるんじゃないかなと。

そのいい例が4年前ですよ。町長へ、その時私質問しました。「5万人行くんでしょうか。」と。「はい、行くと思います。」だけど今回、行かなかったっていう判断ですよ。これは何かというと、そういった取組をしてこなかったっていうのが、私は原因だと思っております。だから、こういった財政負担の試算であるとか、新庁舎、公共施設の整備計画であるとか、工程表を作るとか、そういう動きが全く見られなかったというのが、この過去の4年間です。だけど今回は、総合計画に市制になりますというふうになってるわけですから、やっぱりその工程表なりそういうものは、進めていかなきゃいけない時期に来てるんじゃないかなと思っておりますので、しっかりその辺は提示していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ふれあいバス廃止後の地域公共交通において、高齢者や交通弱者の移動手段に漏れが生じていないのか。AIオンデマンド交通は、利便性向上が期待される一方、スマホ操作が困難な高齢者を取り残される懸念があります。電話予約センターの体制、ミーティングポイントの妥当性、移動困難者への代替手段について、現状の評価と改善策を聞きます。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

粕屋町の地域公共交通の課題としまして、高齢者や移動手段を持たない交通弱者の移動環境を充実させるとともに、町民の多様な移動ニーズに応える必要があり、その課題を解決するために、オンデマンドバス「のるーと粕屋」を導入いたしました。「のるーと粕屋」のミーティングポイント、いわゆる乗降場所は、ふれあいバスの約2倍の163か所を設置いたしまして、今までバスが遠くて利用できなかった方も、近くにミーティングポイントができましたことで利用できる区域が広がり、新たに高齢者や交通弱者の方の移動手段が増えました。ふれあいバスと違うことは、乗車予約が必要になったということで、高齢者の方がスマートフォンの予約が負担になっているということを伺っております。御負担を減らすために、オンデマンドバスの仕組みや詳しい予約方法について、役場や地域の公民館で、まちづくり出前講座として説明会のほうを開催しております。また、スマートフォンをお持ちでない方や利用が難しい方に対しては、コールセンターによる電話予約を御利用し

ていただいております。今後も、利用方法について詳しく知りたい高齢者の方へは、ゆうゆうサロンの説明会や役場窓口、お電話にて、細やかに説明をしていき、便利に御利用していただけるように努めてまいります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

最初の私の質問の初めに、具体的に行政運営を聞いていきますというふうにお伺いしましたので、その辺を含めて、また詳しく聞いていきたいと思っております。この電話予約センターの人員、受付時間は十分なのかどうか、検証されてますか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

電話予約センター、コールセンターなんですが、平日のほうの受付でございます。時間のほうが9時から17時設置しております。予約のできる期間は7日前から受付のほうをやっております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

検証されてるんで、今やってる時間の中身を聞いたんじゃないんで、検証終わってるんですよね、試行運行が。だから、人員に不足がないのか、今、いっぱい来過ぎて困ってますっていう話なのか。あと、予約時間に対してもっと時間を延ばしてほしいとか、そういうことがないのか。それで十分なのかってことをお聞きしてるんで、今言ったのは、今やってるやつを言っただけであって、それを聞いているわけじゃないです。だから、この検証した結果、こういうことはどうだったかって、それが検証したんですかってことを聞いてます。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

実証運行中に検証しましたところ、予約センターにつきましては、そんなに、その予約がいっぱいで使えないという、そういった苦情はございませんでした。あと、土日とか使えないということは説明会でもお伝えしております、今のところ、そういったところへ苦情のほうは行っておりません。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

一遍に聞けばよかったんでしょうけど、細かくなってすみません。スマホが使えない高齢者の利用率っていうのは掌握できますか？

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今の御質問、内容をもうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、スマホを使えない全体、住民全体の中で、スマホを使えない高齢者ですか。どういった内容の質問なんでしょうか。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員

○14番 山脇秀隆君

オンデマンドバスで、今スマホで予約ができるっていうふうになってますよね。だから、当然使えない人もいるんじゃないかと。そういう調査とか、とったんですかと。とったんだったら、その利用率はどんな感じなんですかと。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今予約体制をしている中で、スマホで予約されてる方と、電話で予約している方の比率でよろしいですか。そのうちの高齢者ということで。ちょっと分かる範囲で。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

直近、1月の予約者の割合なんですが、まず電話予約は、28%の方が電話予約されていらっしゃる。それと、専用アプリというのがございまして、その方が33%。あと、LINE、粕屋町のほうの公式LINEがございまして、そこに通じて使えるLINEがございまして、そちらのほうは38%ほど御利用いただいております。

それで高齢者の方で電話が、電話じゃなくて、スマホが使えない方がどれだけいらっしゃるかっていうのはちょっと調べてないんですが、予約の年齢別の割合としましては、70歳以上の方の予約の割合が56%で、10代から30代の方が22%、若い方

も御利用していただいています。ちょうど40から60代の方の方が24%、そういった予約の構成割合になっております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

基本的に一番影響を受けるのは、高齢者だというふうに思っています。高齢者の方が取り残されないようにしていく、これは行政しなきゃいけないものだと思いますけど、例えば、そのミーティングポイント今増えまして、今まで使えなかった人も使えますよっていうお話だったんですけど、歩いて行けない方ってというのはいらっしゃると思うんですね。ミーティングポイントまで、これの何か、代替策って何か考えてあります？何もない？

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

のる一とのミーティングポイントを示すマップは、今163か所と言いましたが、圧倒的に多いです。歩いていけないというか、例えば車椅子とか、それは非常に無理な話なんですけど、高齢によって歩行が困難な方という意味でお受け取りさしていただければ、今までにも圧倒的に近い距離でミーティングポイントがあるというふうに私も理解しています。これは本当に高齢者の方に対する、サービスの提供をどんどんどんどん向上させていかなければならないという観点からいうと、やはりミーティングポイントを今以上にまだ増やしていかないといけないというふうに私も思います。具体的に言いますと、例えば、店とか大きな建物がある所以外でも、道しかない、そこにもミーティングポイントを今設置しております。そういったことで、安全安心な場所でミーティングポイントを近々できるような、そういったことも増やす方向で考えるし、逆に、これビルドアンドスクラップじゃないですが、もう利用が少ないような場所については廃止していくと、そういったことを検証しながら今やってる状況でございます。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

町長が答えられたようなことを、現場が答えられないっていうのは、問題だと思うんですよ。僕は、今町長の話聞いて、ああそうだなというふうに納得できましたんで。だからそういう説明を、現場が本当はしてほしいんですね。そこまで考え

てやってくれてんだとか、そういう考えでこういうふうになってるんだとか、そういうことを、分かりやすく伝えていただければいいかなというふうになっちゃうと思います。町長の分かりやすくて、分かりました。ありがとうございます。

次の質問行きます。BRP業務改善による、事務効率化の進捗は。書かない窓口やオンライン申請の普及状況と今後の目標を聞きます。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

第6次総合計画の策定に伴いまして、施策体系の見直しや事務事業の整理、これ139事業から118事業を実施いたしております。しかしながら、今後とも業務改善の観点からは更なる検討の余地があるものというふうに考えております。今後は、行政評価において、実施根拠であるエビデンスやロジックモデルを積極的に活用することで、客観的な事務事業の検証を行い、継続的に業務改善を推進する仕組みを構築してまいりたいというふうに思っております。DXを推進する観点から、現在自治体情報システムの標準化共通化業務に取り組んでおります。ガバメントクラウドへの移行と基幹業務、20業務の標準化を現在進めております。これは、単なる情報システムの入替えではなくて、全国の自治体で個別に最適化された業務フローを、最善最効率な手法に合わせる巨大なBPRプロジェクトと言えます。現在、事業者のリソースひっ迫の影響によって、移行時期を令和8年度へと延期しておりますが、引き続き着実に対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

オンライン申請についてなんですが、オンライン申請につきましては、町民の利便性向上と職員の業務効率化の両立を図るため、段階的に導入拡充を進めております。現在は、国のマイナポータルや県と共同利用する電子申請などを活用しておりますが、今後はこれらを一体的に利用できるシステムの導入を検討し、第6次総合計画にある、「スマートシティかすや」の実現に向けて、より使いやすく分かりやすい申請環境を整備する方針で進めております。あわせて、現行の申請手続を精査して、オンライン未対応のものにつきましては、利用件数やニーズの高いものから優先的にオンライン化を進めてまいります。オンライン化に併せまして、データの自動読み取り等による事務処理の効率化や、それによる業務フローそのものを見直すBPRに取り組むことで、自治体フロントヤード改革にもつなげる取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

今、粕屋町DX推進計画ですか、それを説明、るるありました。やるのはいいんですけど、行政手続オンライン化を進める一方で、誰一人取り残さないデジタル化っていうのが、重要課題として挙げられております。デジタル化の加速に伴う取り残さない対策の具体化について考えられること。この実効性を確認するために、行政手続のオンライン化率を数値化するというふうに今言われてました。オンラインで使えない、逆に今度使えないそうですね。また使えない人が出てくるんですね。ここで、この窓口での対面サービス、この質をどう維持向上させていくのかっていうのを聞きたいと思います。

また、デジタル推進、これは必要だと思うんですね。今何人かがやって窓口で、推進してたっていうのはありますけど、のるーとの場合は、使い方等、各分館に行って教えていたというようなお話も聞いておりますけども、もっとそれにかかわらず、このデジタル化による事務とかそういうものに対して、高齢者が多い地域も、ほとんど高齢者が多いですね、どの地域も。この出前講座を強化すべきではないかというふうに思っております。この職員の意識改革、今、意識改革多分できてると思いますが、情報の格差、デジタルディバイドの対策の具体策が何かあれば聞きたいと思っておりますので、併せてこの2問、よろしく願います。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

まず、粕屋町のデジタル化に関してなんですが、総合計画の中では、フルデジタル役場というのを目標に掲げております。これは、ほかの自治体のほうでモデルがございまして、そのモデルによると、やはり窓口サービスの充実、オンライン手続の拡充、あと業務や職場のデジタルシフトという形で、いろいろな様々な取組がされておるわけなんですが、まずオンライン申請に関して言えば、手続を単純に増やすだけじゃなくて、オンライン申請の利用率っていうのを増やしていかないといけないと思っております。実際使われないと意味がないというところで、そういった手続を洗い出して、利用率を見込めるものからどんどん電子化していくと。若干今ちょっと標準化のほうがちよっとずれ込んでますので、その取組がちよっと後回しにはなっているんですが、そういった取組を令和8年度から実施していきたいというふうに考えております。

また、そういったオンライン申請が進むと、窓口のほうも、大分、業務的には楽になってくると思っておりますので、そういった意味で窓口サービスの更なる充実ということにもつなげていきたいというふうに考えています。それを総じて、フロントヤード改革と国改革と国のほうで行っておりますが、そういった取組を含めて、フルデ

デジタル役場というのを進めていきたいというふうに考えております。またデジタル
ディバイド対策ということで、町民の皆様はどういった対応するかというところ
で、今一番すぐに答えられるのは、スマホお助け窓口。こちらのほうが、これまで
も非常に好評でしたので、今後新しいそういった電子申請等のシステムを導入する
際には、そういったお助け窓口をまた再開設しながら、取組のほうを推進してまい
りたいと考えております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

先ほどのオンライン化率を数値化するというふうに、目標値を上げてましたん
で、この目標値ってどれぐらいなんですか。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

これ実際の窓口のオンライン申請とか普及状況について、住民福祉部のほうで取
りまとめておりますので、住民福祉部のほうからお答えをさせていただきます。

○議長 末若憲治君

古賀住民福祉部長。

○住民福祉部長 古賀みづほ君

それでは、具体的な状況についてお答えをいたします。住民福祉部の主なものを
まとめてお答えいたします。住民課につきましては、マイナンバーカードの保有率
の上昇に伴いまして、証明書のコンビニ交付サービスは、令和6年度には54%と半
数以上に増えております。一方、マイナポータルによるオンライン申請では、転出
届で21%と、若い世代の方を中心に少しずつ伸びてきておりますが、児童手当など
につきましては、出生届や住民異動の際に、同時に手続を行うことが多くて、1%
以下となっております。あと、子ども未来課では、こども館開催の講座につきまし
て、令和7年度から全てネット予約に変更いたしまして、現在まで約1,350件ほ
ど、100%ネット予約となっております。また、第3子以降の保育料の助成金の申
請につきましても、オンライン申請が80.4%でございます。

次に、健康づくり課ですが、健康診断、健康講座におきまして、申込みを必要と
するものは全てネット予約も導入しておりますが、令和7年度の健康診断では、ネ
ット予約が37%、健康講座ではほぼ100%となっております。

続いて、高齢者支援課では、介護予防教室のネット予約では19.2%というふうに
少しずつ伸びてきておりますが、マイナポータルによる介護認定申請などは1%以

下となっております。

また、福祉課におきましても、障がいに関するセミナーなどのネット予約は37%ですが、マイナポータルによるオンライン申請等が、障がい福祉サービスにはまだ確立されていないという現状もございます。

最後に、こども家庭センターですが、日曜パパとママのたまご学級の予約については、96%がネット予約となっておりますが、こども家庭センターは御存じのとおり、虐待対応や養育相談、妊産婦支援、要支援家庭のケース管理などを充実させていく観点から、申請等による窓口来所を貴重な面談の機会と捉えておりまして、オンライン申請などにおいては、内容を十分吟味しながら今後も考えていきたいと思っております。

全般的な傾向といたしまして、比較的若い世代を対象とした事業については、オンライン申請予約が広がりを見せる一方、高齢者や幅広い世代を対象とする事業では、ネットでの予約というのは少しずつ増えてきていますが、申請になると、少し複雑になるためか、来所が多いような傾向にあると思われまます。また、高齢者や障がいに関する手続などは、御本人ではなくて、御家族とか代理人の方の申請が多いもの、手続の際に、必ずと言っていいほど、御相談などの窓口対応が必要なもの、窓口でお会いする機会を重視したいものなど、各課事業により状況も様々でございます。今後も、本来の事業の目的を考慮しながら、申請のオンライン化などを総合政策課と共に進めていきたいと思ひますし、それと同時に、必ずオンライン化をして、難しい方のことも考えながら、対面での対応等も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

今、オンライン化、ネットがイコールオンライン化っていう形で何%ということだったんですけど、KPIっていうのは目標値なんで、今言った目標値に達成するまで、オンライン化率をどう設定しますかっていうのが、大事になってきますんで、それによってPDCAをやって、住民説明ができるような透明化、税の使い方の透明化を図るっていうのがこのKPI方式なんで、この辺をもう少し認識してほしいなっていうのがありますので、飽くまでも今聞いたのはオンライン化率の目標値はどれぐらいですかってことを聞いたんであって、今の現状のオンライン化率を聞いたわけではないということをつけ加えておきます。

いいです、もう時間がちょっと使い過ぎたんで、ほかのとこに行かないと終わら

ない質問が、ちょっとすみません。一応、デジタル化によって、当然仕事、人件費削減というか、仕事が減った分、これをどう振り分けていくかっていうのが、これから大事になってくると思いますんで、町執行部におきましては、このハイブリッドな行政運営というのが今後求められてくると思いますんで、空いた人員をどこに持っていきかっていう柔軟性を付けていく必要がこれからあるというふうに思いますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、九州大学農場跡地の開発において、施政方針にある環境にやさしいまちづくりをどう具体化するのかを聞きます。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

九州大学農場跡地につきましては、土地利用構想を基に事業協力者を公募し、土地区画整理事業によるまちづくりを計画しており、本年度から協議会を立ち上げ、まちづくり構想を具体化する業務のほうに着手しております。土地区画整理事業は、事業計画に沿って、道路や公園などの用地や整備に要する事業費を生み出すために、地権者の土地の一部を提供していただき、利便性、安全、快適性にすぐれた都市基盤を整備するものです。環境の配慮につきましては、防災上の安全対策として排水計画の中で、雨水流水増に対する処置や緑地の保全対策として、公園や緑地の設計等が求められます。

九州大学農場跡地につきましては、まちづくり構想を基に、事業協力者を公募するときに、環境に配慮したまちづくりを公募条件にも入れ、事業者から提供を求めなどして、具体化のほうを進めてまいります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

この環境配慮型開発基準を策定するっていうことでよろしいでしょうか。今、です。これは、例えば、町で作ったとして、努力義務にとどめるのか。条例化して強制力を持たせるのかということちょっと聞いていいですか。これ作りますよね。ただこれは作りました、こういう基準でやってくださいねっていうことなのか、それとも、条例化して、強制的に、今最後のほうで水環境に、水の、あれに対して、町がこの辺しっかり水対策でやってきますよみたいなこと言われた。それはいいと思うんですけど、その辺ちょっとどうなんですか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

九大農場跡地に関しまして、環境についてどういうふうに配慮していくのか、そしてその基準をどう定めていくのかというふうなお尋ねだろうと思います。ただ、この九大農場跡地につきましては、今年から実際、今年度から具体的な検討を始められておまして、環境にどういうふうに配慮するのかというのは、開発に伴いましてはどのような地域についても今、最も重要とされる要件でございます。特に九大農場跡地は、4haそれと5,000㎡という広大な国史跡阿恵官衙遺跡の公園が誕生する予定でございまして、これをいかしまして、しっかりと環境配慮型のまちづくりを行ってまいりたいと思っております。その基準をどう定めるとかということにつきましては、今後、今からの検討課題というふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

この環境配慮型開発基準というのは、この粕屋町第6次総合計画で、都市計画マスタープランでの市制移行に伴う急激な都市化から、太陽と緑のまち粕屋を守るための重要な指針となるというふうにありますんで、これはしっかり作って、条例化しするなりしてしっかりやっていきたいというのが一つあります。

町長は令和5年にゼロカーボンシティを宣言してるんですね。これから始まる総合計画では、開発効果や公共工事のこれから指針となるべきものなんですね。具体的には、脱炭素と循環型とそして自然共生、先ほど自然共生という強く言われましたけども、それですね。そのルール、ルールになるわけですね。だから、このルールを作るだけでは、形だけになりがちなんで、これは実効性が担保されないと、意味がないというふうに思いますので、この条例化するのかって、今後検討するというお話でしたんで、私は条例化して実効性を持たせたほうがいいんじゃないか。また、基準が満たされない場合の是正措置をしっかりと見定めていくってことも必要ですし、また、あと企業誘致っていう面で企業に提案していくということだったですよ、環境対策に対して。それに対してやった企業に対しては、例えば、固定資産税減免とか、こういった優遇措置を持っていくのも一つの手かなという思いがあります。

あと、最後部長も言っていました水害対策の町独自の基準ということで、雨水貯水量であるとか浸水想定っていうのも、設定して提案していきたいというふうなお話でしたんで、ここはしっかりやっていただきたいと思っておりますんで、いずれにして

も、環境を守ることと、町を発展させることを、経済性というのは、これはバランスをどうとっていくのかが大事であると。先ほどの町長の答弁でも、自然とそういった開発をどう共生させていくかってのが大事だというふうな答弁もございましたんで、その辺をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

残り10分となりましたので、続きまして、町制施行70周年を契機とした将来像「選ばれるまち ずっと住みたくなる場所 かすや」の実現について質問いたします。町制施行70周年を、町民が郷土への愛着、シビックプライドを再確認する機会として、コミュニティの再編を図るいい機会だというふうに思っております。そこで質問します。記念事業を単なるイベントに終わらせず、将来像にある、「ずっと住みたくなる」ためのシビックプライドの醸成にどうつなげていくのかということと、将来像の実現には行政でなく、町民自らが粕屋を誇りに思うことが不可欠であります。70周年事業において町民が企画段階から参画できる仕組みを作り、市制移行に向けたワンチームの意識をどう醸成していくのか、この2点について聞きます。

○議長 末若憲治君

木場総合政策課長。

○総合政策課長 木場洋介君

シビックプライドの醸成には、町民の皆様が粕屋町に誇りを持ち、当事者意識を持ってまちづくりに関わっていくことが不可欠です。70周年記念事業においても、積極的な情報発信を通じて町を知る機会を作り、住民参加型イベントで参加する場を設け、最終的には、町のファンとして魅力を発信する主体となっていただく、こうした「知る」「参加する」「発信する」一連の流れを生み出す取組を各課のほうで企画しております。さらに、令和8年度は、粕屋町まちづくり活動団体助成金の中に、町制70周年記念における記念事業というテーマを設け、単なる参加にとどまらず、町民皆様の自由な発想による住民提案型の取組を広く募集することとしております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

続きまして、新たな将来像を実現するために、これまでと一線を画す粕屋町独自の重点施策は何か、特に周辺自治体とか差別化をどう図るのかということで、福岡市都市圏においては、自治体間競争が激化しておりまして、本町が近隣市町に対し、「選ばれる」ための決定的な優位性をどこに見いだしていくのか。先ほど答弁ありましたように、学校給食、中学校の給食費をやって優位性をとっていきますよ

うなことも言うておられました。この70周年を機に、移住定住を促進するための、例えば子育て支援の拡充や在宅取得助成など、独自のインセンティブを強化する考えはありませんか。お願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

確かに、選択される粕屋町、結果的には正にほかの町よりも優位性を持っているという施策を出す必要があると、これはもう十分に理解をしておりますが、様々な要因の中で粕屋町が選ばれるって思います。それは、経済的事情によって、例えば、土地について、粕屋町非常に高騰する土地価格については、やはり敬遠される傾向、これは本当この数年で顕著に表れてきました。そういった中で、それでも粕屋町に住みたいんだという好条件を見出すには、やはり教育と子育て、そしてまた自然環境だろうと思います。

そういった中で、この70周年記念事業を位置づけて、正にこれから、選択される粕屋町の元年ということで位置づけて、様々な知恵を出し合いながら、各課が今検討しているところでございます。それにつきましては、後日、発表されるような機会を得られたらと思います。取りあえず、この今回の直近では、例えば、「かすやとさくらのパンマルシェ」とか、住民の方々が参加しながら、様々なゲームもやりながら粕屋町を知って、粕屋町にこんなにパン屋が多いんだということも再発見できて、非常においしい1日になると。楽しい1日になるということも契機にスタートさせます。それ以降は、いろんなイベントを70周年ということで、盛りだくさんに設けて開始していきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

粕屋町の強みってということで、今、教育、子育て、自然環境というふうに言われましたんで、私たちもこれを認識しながら、しっかり応援していきたいなというふうに思っています。

最後に、「選ばれるまち」、選ばれる、転入ですね。だけでなく、「ずっと住みたくなる」、定住ですね。ためには、ライフステージの変化、結婚、出産、老後というのがありますが、それに応じた切れ目のない支援が必要だと思いますんで、本年度の具体的施策って何かありますか。

○議長 末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長 山田由紀君

人の一生の中で、妊娠出産期から就学前の子育て期の短い期間にはなりますけれども、こども家庭センターのほうから答弁をさせていただきたいと思います。今まで行っている助成事業や、給付金支給、各種教室や健診、それから発達相談等、母子保健施策として引き続き実施をしていきますけれども、令和8年度からは、妊娠、出産、育児に関する知識の普及や参加者同士の交流の促進を図るため、助産師によるマタニティスクールを新たに開校いたします。また、就学前の発達や生活課題、疾病を早期に発見し、適切な支援へつなぐ5歳児健診を開始するなど、安心して出産・子育てができる身近な相談機関となって、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の更なる充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

老後につきまして、高齢者支援課からお答えいたします。令和8年度の高齢者施策といたしましては、まず介護予防を目的とした運動教室を充実いたします。また、高齢者の皆さんがボランティア活動に参加しやすくするため、ポイント制度の拡充を行い、健康で活動的に地域や社会に参加するアクティブシニアの増加を目指してまいります。さらに、認知症についての理解を深めていただくため、VR技術を活用した啓発事業も予定しております。

以上です。

○議長 末若憲治君

山脇秀隆議員。

○14番 山脇秀隆君

今、ライフステージに対して町長が言われた強みについて、今年度の具体的施策を今述べていただきました。この70周年を単なる歴史の通過点とするのではなく、市になるためのスタートラインとして、町民全員がこの町を選んでよかったと確信できるような明確なビジョンと直接実感できる施策、目に見える還元を求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時35分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号8番、福永善之議員。

(8番 福永善之君 登壇)

○8番 福永善之君

議席番号8番、福永善之です。通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、2問質問をいたします。1点目は、学校給食費の無償化についてということで、これは宮崎議員の議員のほうから質問がありましたが、私はまた別の視点から質問させていただきます。それから2点目は、子どもへの支援についてということで、これは以前、一般質問の中で、貯蓄から投資へということで質問をしております。これの再質問というか、それをさせていただくような感じになります。

まず、学校給食費の無償化についてということです。国は、2026年4月から公立小学校を対象に、小学生の給食費無償化を決めています。これは、子育て世帯の家計負担軽減を目的に、保護者の所得にかかわらず児童一律に支給されます。国は、そのための交付金を創設し、給食実施自治体への支給額を、児童1人当たり月額5,200円と設定しています。令和8年度町長の施政方針には、小学生ではなく、中学生に対し、町単独で給食用費を無償化するとあります。この点について5点ありますが、1から4に関しましては、一括して質問を投げかけます。

まず一つ目、この施策は子育て支援ですか、それとも少子化対策ですかということです。二つ目が、施策の意義は。それから三つ目、なぜ今なのか。それから四つ目、これは宮崎議員の時に答弁ありましたが、予算措置は今年度限りなのか、恒久化を考えてあるのかということで、一括して質問します。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

私のほうから、1番、まずは1番のほうからお答えします。その以後、担当のほうからも順次お答えしたいと思います。

1番、これは子育て支援ですかということですが、最終的な結論を言いますと、子育て支援です。これは第一義的な意味で子育て支援なんですけど、子どもたちの確かな成長を育むという意味で、家計に負担をかけないように、子どもの食育を考えながら、給食を完全に給食化するということです。当然家計の負担が減るということは、やはりこれは家庭にとっても非常にいいことであるし、これは、行く行くは

子育て、少子化対策にも通じるということです。実際証拠として、各町が、順番はありますけども、ほとんどの自治体でやはり小学校の無償化、給食の無償化について、継ぎ足しをしなくちゃいけないと。国の基準ではなかなかその範囲内では収まらないということで、継ぎ足しの部分についても、地方創生臨時交付金物価高騰分を使っている状況。これが一つの証拠ではないでしょうか。そういったこともありまして、やはり子育て支援が粕屋町においては、第1番目の政策だろうと私は思います。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

2番の施策の意義についてお答えいたします。学校給食は、児童生徒に必要な栄養が取れる豊かな食事を提供し、健康の保持、増進や体位の向上を図るとともに、心身の健全な発達に役立てる教育の一環でございまして、先ほど町長がお答えしたように、この施策は、子育て支援及び学校給食を通じた子どもたちの健やかな成長を図る大きな意義があるものと考えております。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

3番についてお答えします。

正に今こそだろうと思います。これは国がそういった小学校、義務教育上の給食費の無償化を進めている中で、今年度は小学校の分ですが、いずれ中学校についても検討をなされている情報があります。だからこそ、今粕屋町が先んじて行う必要があるし、先ほどの答弁の中にありましたが、福岡市が既に無償化をうたっております。そういった中で、やはりその近隣性とか選択制の中で、粕屋町も同じように選ばれるだろうということで、人口流出を抑制して、これがまた税収の伸びへつながり、経済の好循環を生むということも考えながら、今こそ先んじてやる必要があると私は思います。

○議長 末若憲治君

吉田財政課長。

○財政課長 吉田 勉君

令和8年度実施予定の中学校給食費無償化の財源につきましては、先ほど申し上げましたとおり物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することとしておりますけれども、この交付金につきましては、今後の継続が不透明な状況であります。令和9年度以降の中学校給食費無償化の恒久化につきましては、交付金が継続

されなければ、一般財源での対応ということになりますので、国の動向や町の今後の財政需要、財政状況等を総合的に勘案した上で検討してまいります。優先順位は高いものというふうには考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

言わんとすることは分かるんですよね。総体的に言って、隣の福岡市が、もう明言しましたからね。隣接する我々もやらないと、やっぱり見劣りがある。今言われましたように子育て世代が逃げていく可能性もあるとか、税収の面も言われましたけど、言わんとすることは分かります。

では、一方で、今小学生1食当たり300円。中学生は330円。令和8年度の4月1日からは、それに30円上乘せしていきますよという当初予算が出てますね。ただ、私が、例えば給食センターが無かった場合、無い自治体もありますからね。無いという前提の下で、例えば、自宅から作って持ってきてくださいというのが前提の話になると、300円で作れますかっていう感じなんですよね。時間もかける、食材を買わないといけない、料理をする、その手間暇をかけて、300円で1食当たり作れますかっていうことになると思うんですよ。もし、それしか選択肢がなかった場合、恐らく多くの家庭は、冷凍食品に頼らざるを得ないような状況になるんじゃないかなというふうに私は考えます。

だから、要は、ほとんどの自治体、全国の自治体ってのは給食センター独自で構えてますけど、近隣で無い所もありますよね。弁当食、弁当というか宅配弁当でやってる所もいらっしゃる。そういう所の保護者さんたちからすると、まず、給食センターを自治体で造ってくださいっていうのが出てくると思うんですよ。私たち粕屋町というのは、もう既存にありますので、やっぱりそういう所が不満として出てこないの、かなり恵まれた状態にあると私たちは思うんですよ。だから、無い自治体からすると、やっぱりそういう所に時間と手間暇をかけたくないから、そうやって給食センター自治体造ってくださいと。そこがやっぱり住民サービスと私は思うんですよ。無いところからすると、給食センターがあるのは前提で、無償化にしてくださいっていう話になってきますよね。ちょっとこれおかしいんじゃないかなというふうに私は思うんです。

一例をちょっと挙げますね。皆さんタブレットを持っていますので、すぐ検索できますので。例えば、これ去年、こういう無償化の話が出た時に、ヤフーニュースでこれ上がったんですよ。日本農業新聞という所が出してる記事なんですけど、鹿

児島県の東串良町という所ですね。酪農が盛んな町みたいなんです。その町長さんいわく、今見られると思うんですけど、無償化にはしないと。なぜしないのかっていうのは、給食費を一部でも払うことで、そうしたことに興味を持っていただき知ってもらえる。例えば、命の尊さとか農業の大切さを知ってもらえるとかですね。だから、当初は2,000円だったけど、保護者負担がですよ。ただ、物価高対策がこうやってやってきたので、今、1,000円を保護者の方に払っていただくようお願いしとるというふうに、こういう自治体の方もいらっしゃるんですよ。

だから、趣旨はいろいろと分かりますけど、ただ、余りにも何ていうか、モラルハザードというか、やっぱりそういう社会であっていいのかなっていうふうに私は思うんですよ。今、経済、例にとると、かなり物価が高くなってますよね。円安進行してますよね。さっき、まだまだまだまだ物価が高くなるような状況が、続くようなそういう流れになってないかと。先ほど、山脇議員の時に、石油の話ありましたね。今、日本は資源が無いので、90%以上中東のほうから輸入してると。海から持ってきますから、船で持ってきますから、ホルムズ海峡が封鎖されとるという状況の中で、やはり想定しないといけないと思うんですよ。輸入してるねと。幾ら暫定税率の25円が廃止になっても、これまた上がっていくね。円安だよ。だから、そういうのを想定していくと、本当に無償化して大丈夫なの？財源どっから持ってくるの？という所やっぱり考えないといけないんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。だから、大盤振る舞いというのは、必ず次にどこかから持ってこないといけないとか、どっかを削らないといけないっていうことが、セットでやっぱり議論していかないと。初めにこうやって配ります。あとは知りません。という今流れなんですよ、政治的な状況ですね。これで本当にいいのっていうふうに私は思うんですよ。

次、5番ですね。税の公平性の観点から、受益と負担のバランスについて、どう考えてありますかということで質問します。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、議員が語る様々な問題、これ正にこれから先、非常に不透明な時代ではあるけど、これはとんでもないことになるという前提でのお話だろうと思います。先ほどの中東の話ですが、日本には250日分の備蓄の原油がございます。その間で、日本もやはり国際的な協力支援をしながら、この中東の不安情勢について、国際的な外国の人たちと一緒に、これは平和解決を目指すべきだろうと思うし、そういった努力をされるというふうに期待をしております。確かにホルムズ海峡が閉鎖される

と、石油のガソリン価格で言いますと、300円ぐらいになるんじゃないかなろうかという経済的な視野試算もしてありますが、これ最悪の場合でございます。

しかしながら、先ほど以前の議員の御質問の中でお答えしましたが、今の粕屋町の財政的な力の中で、何とか中学校の今の範囲内での負担はできると、無償化についての負担はできるのだが、今後、物価、正に食材費が高騰する中においては、御家庭にそういった一部負担をお願いすることも、これは除外しないと。選択肢の中では、除外しないということをお願いばかりでございます。確かに財源についてはどうするのかということはあるんですが、これは様々な財政事情の中で、何とかこれは捻出しながらできるだろうと。税の増収も当然見込んでおります。様々な財政計画の中でも、これは採用できるというふうに判断をしておるところでございます。それが、受益と負担のバランスがどうなるかということであると、これ税というのは、もちろん給食費だけで使ってるわけじゃなくて、様々な施策の中で必要不可欠なもの、そしてまた優先的なものについて、予算化を図っているわけでございます。その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

私は、自分に子どもいますから、2人ですね。やっぱり教えていってる。今からも教えていくし、そうやって何ていうか、自分で食べたもの、自分の子どもがですよ。自分で食べたものに関しては、親が責任を持って払う。そういうことを教えていくべきではないかなと。こういう社会の流れにして本当にいいのかなっていうのが、私は正直あるんですよ。だから、一つの考え方としては、今町長おっしゃいましたように、子ども、一丁目一番地というふうに言われましたよね。ただ、もう一つの観点からすると、やはり税負担というのを、行政サービスを受けるのであれば、少なからず負担してくださいと。それに足りない部分は、行政サービスを受けない方たちが出し合っていきましょう。そういう支え合い、これも共生っていうんですけど、全てを無償化っていうふうにするんじゃないかと、一部負担してくださいよと。ただ、足りない部分に関しては、行政サービスを受けない方をお願いしていきますっていうそういうやり方をしていかないと、今後財政というのは、今の国の流れからすると、防衛費は増大しますとかですね。積極財政をしますとか、もうこれ円安の流れに進んでいっているんですよ。だから、そういうところを想定していけないと、無償化というのはすごく聞こえはいいですよ。受け取る立場、受益者に対してはですね。ただ、なんていうか、反動はどこに来るんだっていうところを、税を執行する側っていうのは考えていって運営してもらいたいなということで、私

の1問目を終わります。

次、2問目ですね。先月の25日、マクドナルドが、マクドナルドですね、皆さん御存じのように。60品目値上げしますというふうに、広報しました。イギリスのエコノミスト紙という経済誌があるんですよ。これ、世界的にも発行されてるんですけど。そのエコノミストが、毎年1月と7月、年2回ですね。ビッグマックインデックス、ビッグマック指数、これを公表してます。

その中で、日本の今いる経済的立ち位置ですよ。これを調べればすぐ出てきますので、公表してるんですけど。例えば、直近2025年になると、これアメリカのUSドルを基準にしますので、アメリカが7位ですね。1位はスイス。ビッグマックの値段ですよ。日本が44位。米ドルに換算すると、3.11\$。アメリカが、今5.79\$を出さないと、ビッグマック一つ買えないという感じですね。遡りますね。2000年、私がちょうど海外から帰国した時ですね。ビッグマックの値段、日本円で、1個日本だと294円、アメリカだと266円。分かりますか。日本円の価値が、2000年の時はものすごく強かった。だから、海外に行った時は、ものすごく他国のいろいろなものを買うのが安かった。ただ、今2025年ですね。日本円の価値がものすごく安くなって、目減りしてる。だから、海外から来るお客さんは、日本は本当に物価が安い国なんだというふうにして来てるとい状況です。

ここで、2問目の質問入りますね。国は2023年末で廃止したジュニアNISAの代わりに、2027年1月からこどもNISAを新設します。しました。すみません。対象は、0から18歳未満です。町は、過去に何度となく子どもがいる世帯へ手当を支給してあります。直近では、物価高騰対応子育て応援手当と称して、0歳から18歳に対し、1人当たり2万円を支給することが決定してあります。令和6年の6月議会の一般質問で、「貯蓄から投資へ」ということで質問をした中で、義務教育なんかでは、中学生に対する投資の基礎中の基礎の、さわりのカリキュラム的なやつに入ってますよという答弁ありましたが、私は実務的に、教えていけないといけないんじゃないかなというふうに考えておりますが、社会で出たときに、実践的となる投資教育を実施する意義について町の考えをお聞きいたします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

令和6年6月に御質問いただきました際に、中学校におきましては、社会科と家庭科の単元の中で、学習しておるということを答弁申し上げたところでございます。その中、社会科のほうが、基本的には金融投資の比較的实践的というふうに申し上げていいでしょうか、教育としては近いほうがあるかと思ます。学年とか、

年度にもよるかと思いますが、ゲーム等を通して、株式の取引ですとか、投資などのやり方を模擬的に体験しているというようなこともしている学校もあるかと思いますが。この意義目的としましては、飽くまで社会経済の中における金融の役割、仕組み、そういったものをより理解しやすくするというものでございまして、議員の言われるとおり実践的に投資をやりたいという教育をしておるわけではございません。飽くまで仕組みの理解というところでございます。

ただ、成人年齢が18歳になったこともありますし、またリスク管理等も踏まえて、家庭の家計の管理の基本としまして、投資のほうの教育というのが、令和4年度から高校のほうでは取り入れられておるところでございまして。資産形成の視点から、金融教育が取り入れられておるところでございまして、中学校から高校への円滑な学習の接続という意味でも、中学校段階で金融の仕組みとか役割をまず初歩的な部分として、学習するということが必要であろうかと思いますが。その先につきましては、高校以上の学習ということになろうかというふうに考えておるところでございまして。

以上です。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

金融庁が、結構投資教育というのを打ち出してますので、高校生に対する、先ほど言われましたね、高校生に対してはまだかなり甘いと思うんですけど、カリキュラムの中に入ってきたと。ただ、これ教育の立場からすると、ちょっといやこれはいかななものかと思われるかもしれないけど、やはり、先ほど申しましたように、今の日本の現状としては、日本円がものすごく弱過ぎるんですよ。投資にお金を回せないという御家庭の方も、恐らく相当な数いらっしゃるはずですよ。もうこれはもう、いろいろなデータが出てますので、分かります。

(チャイムの音)

○8番 福永善之君

分かるんですけど、私が今の子どもたちに言いたいのは、親の影響はかなり受けるんですよ。親がそういう金融的なリテラシーが高い方は、子どももおのずとそういう所に行く。ただ、親がそういう所にあんまり疎いところであれば、そういう子どもも、なかなかそういう所に入りづらい。

ただ、今、例えば、政府のほうで新NISAというのを打ち出してます。これは、新NISA、2024年から始まって今3年目なんですけど、2024年に、例えば、インデックス投資ですね。今、よく恐らく皆さん、小耳に聞くとおもうんですけど、オールカン

トリーとか世界全株式とかS&P500とか、アメリカですね。これに投資してる方、2024年から。今もうかなりのプラスです。プラスです。ただ、マイナスになる可能性もありますが、やはり、何ていうか、お金はあったほうが、私はいいと思うんですよ、精神的な余裕が生まれますので。

今、児童手当とか支給されてますよね、お子さんたちに。野村アセットメントが、データ取ってるんですけど、その中で、児童手当の使用目的、使用は何をしますかという問いかけしてるんです。その中で、50%から60%ぐらいが、子どもの教育資金のために貯めてますと。私は、すごくいいことだと思いますよ。ただ、それ以外の方たち、それ以外の方たちを、どうやって行政からの支援が、今回、3月からかな。4月から始まる、子どもたちに2万円とか。こういうことを今後もやらなくていいようにするためには、やはり国が出したそういうプログラムをうまく活用していくというやり方をしていかないと、今後2万円出して使ったら、もう一瞬で消えますよね。ただ、これを投資に回すことによって、長く置けば、それがプラスに生まれ変わる可能性が多々ある。それは、すなわち子どもに返ってくるというそういう認識に立つべきじゃないかなと思います。

だから、金を出す、これ金っていうのは税金なので、不特定多数の人が出資してますからね。だから、恩恵を受けない方たちからすると、これ1回限りにしてくれよということじゃなくて、これは何回も何回もそうやって給付金という形で税金から出ていくっていうのは、税金の使い方としてはいかがなもんかというふうになると思うんですよ。だから、給付金を出すのであれば、そういう投資のほうに回していこうみたいな感じのことが、セットで行政のほうから提案できないのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうかね。

主要目的は、使用は、もらったほうの制限はありませんからね。ただ、子どもに、最終的に見返りがあるということを考えるのであれば、もらって、一瞬で使い切るんじゃないかって、やっぱり子どもに最終的に返ってくるんだという方向で、投資のほうに回していくというやり方をセットで、例えば、2万円を配ります。ただ、NISA口座を作ってくださいよ、そこに入れてくださいよとかですね。そういう縛りかけたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

質問の要旨は、学校教育の中での話だったので、これは教育委員会のほうで答えられない部分ですが、リスク上の問題点もやはりかなりあると思います。一部言わ

れたように、全ては良い訳じゃないと。リスクは、その辺はよく検討しながら、正に情報が金ですから、その情報を気にしながら、それは考えられる方もおられると思います。しかし、全く考えないで、ただ言われたからそのままですと。そういったふうな観点からいうと、これは、行政が手を入れるべきじゃないと、私は正にその地方行政が、地方自治体の行政が手を入れるべきじゃない。これは、国全体として考えるような、日本が生きる道として考えるべきことではないでしょうか。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

ここが地方と国の何ていうか、私たちもこういう何ていうか、給付金というのは、全て国から何ていうか、国の施策の基に下りてくるっていう、地方のほうで粛々とそれを実施していくっていうそういう流れなので、何のために地方議会があるんやとかそういう話にはなってくとは思いますが、ただ、どこかでやっぱり、それを変えていかないことには、何やってんのっていうふうになってこないですかね、私たちが。町長、思われませんか？

私正直、何でこんな議論せんといかんのかなと。もうわざわざ地方に下ろしてくんなよ、2万円配るんだったら、国の決定でそのまましてくれよ。何で地方に下ろしてくるんだと。しゃんしゃんで終わらせないといけないんだと思うんですよ、私からすると。こういう質問していくと、やっぱり「いや、国が起案したから」とかそうなるじゃないですか。私がそちらの立場でもそう言いますよ。

だから、そういうのを、先ほど町長、宮崎議員の答弁の中で、いや、教育費、中学生の無償化は国に対して、私もちょっと声を上げていきますとそういうニュアンスで言われましたよね。私はこういうことも上げて行ってほしいなというふうに思うんですよ。どうですかね。そしたらちょっとずつ変わっていかないですか。粕屋町の町長が言われたんだとかですね。粕屋町の一議員の福永が言っても何も動かない、ただ粕屋町の町長が言われたんだとかいったらちょっと変わってくる、風穴空かないですかね。違いますか、町長いかがですかね。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

粕屋町の一町長が言ったことで国が動くことは、まずないと思います。

しかしながら、やはり我々地方の首長も、参加している地方6団体の中で、これは国の施策に対してのいろんな要望、注文、もうちょっと言葉をきつく言うと、注文もしております。その要望の中で国の政策についての意見も申し上げているとこ

るでございます。正に首長だけじゃなくて、議員の中でも、地方議員、地方議会、県議会等ありますが、そういった地方6団体の中で、今後検討をしていくべきものでございますが、最初に議員がおっしゃられたように、鹿児島の一町は、これは私も存じ上げてます。彼はそういった観点で、だから、100人いれば100人の議論があるわけですよ。だからそれを取りまとめるのが民主主義だろうと思います。一町長が、これこうしなきゃいけないんだよということは、通じるかどうかは民主主義の中で決定されるべき問題だろうと思っております。

○議長 末若憲治君

福永議員。

○8番 福永善之君

今回、子育て支援という観点で、NISAっていうのが、国が出しますから、それを活用してくださいっていう感じの質問を投げかけました。やってる人はやってますけど、やってない方がかなりいらっしゃると思います。そういう現状の中で、私はやってる立場として、やはり、やったほうがいいですよということをお伝えして、教育現場の中でも、そういうやつをやったほうが、生徒のほうも興味が出て面白いんじゃないかな。

例えば、自分が粕屋町に上場企業は何社あるか、御存じですか。2社ですよ。去年1社上場してます。2社あるんですよ。そういう所とか、例えば、自分が今マクドナルド食べてるとか、マクドナルドの株買ってみようかとか。だから、興味が湧いてくると思うんですよ、自分に関連するやつがですね。やっぱりそういうところを教えて、授業の中で、今タブレット今持ってますから、見せていきながら、1か月後にこうなったぞとかですね。そういうところを見せたら、かなり興味が出て面白いんじゃないかなというやり方を提案して、私の一般質問を終わります。

(8番 福永善之君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を13時ちょうどといたします。

(休憩 午後0時10分)

(再開 午後1時00分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号9番、川口晃議員。

(9番 川口 晃君 登壇)

○9番 川口 晃君

それでは始めます。皆さん、こんにちは。議席番号9番、日本共産党の川口晃です。ただ今から一般質問を始めます。

「#ママ戦争止めてくるわ」、今回の衆議院選挙の後半で2人の子どもを持つKさんという方がSNSに書き込んだ投稿で、国内のトレンド1位になるほど共感の広がった投稿です。支持政党もない、選挙は交流サイトで少しはチェックするぐらいの一主婦が投稿されたんです。こういうことで、戦争の問題を言うのはちょっと心苦しいんですが、戦争は止めたいですね。

さて、2月28日から戦争好きな人がいるもんで、やたらと戦争したがる。アメリカとイスラエルは、イランに向けて戦争開始しました。国際法を無視した先制攻撃。トランプ大統領は、ベネズエラに次いで2度目の他国の体制転覆と資源獲得を巡っての戦争です。高市首相は、残念ながら戦争を止めろと、やめろとは一切言っていない。アメリカは中東から手を引け。そしたら、おのずから中東は収まっていく、まとまっていく。長い月日はかかるかもしれませんが、収まる場所に収まっていくと私は思います。イギリスの思想家のジョン・アクトン氏の格言があるそうですが、彼は、「権力は腐敗の傾向がある。絶対的権力は絶対的に腐敗する。」と言っているそうです。アメリカ民主主義は、戦争ではないはずだと私は思っています。私もアメリカに行きましたので、よくそのことは感じています。

それでは質問に移ります。人権が尊重される地域社会の実現に向けて、女性の地位の向上です。最初は、政策・方針決定の場合への女性の参画の推進状況です。数年前の一般質問の女性の地位の向上を目指しての項では、主に会計年度任用職員の問題を中心に取り上げました。今回は就労の問題を重点的に質問したいと思います。

さて、粕屋町では、令和7年3月に第2次粕屋町男女共同参画計画が策定されました。このように、冊子も準備されています。まず1ページに策定の趣旨が述べられております。2023年12月に実施した町民意識調査では、固定的性別役割分担意識について、同意しない人がこの5年間で増加し、固定的役割分担意識については解消傾向が見られることから、粕屋町の男女共同参画に関わる施策に効果があったと評価されるというふうに、効果があったことを記載されています。私は非常によろしいことだというふうに思います。この10ページの6項に、政策・方針決定過程への女性の登用状況が書かれていますが、審議会などの登用状況は34.1%でした。また、55ページの計画の成果と目標の項目で、目標50%の計画にしてあります。第2次の計画は、これは10年計画だですので、直ちに成果が出るか、それは定かではないと思いますけども、41ページには、施策の方向も、これに示されています。現在の進行状況がどうかっていうのをお聞きしたいと思います。箱田町長の答弁を

お願いします。分からなければ振ってください。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

女性の社会進出又はこういった政策決定、基本方針の参画、決定の参画には本当に女性の視点での意見、これは非常に重要だと私も認識しています。詳細につきまして、担当のほうからは御説明申し上げます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

現在の本町における各種審議会等への女性登用率の状況についてですが、令和7年4月現在、全体で36.7%となっております。これは前年度の34.1%と比較しまして、2.6%の増であります。一定の前進は見受けられますが、議員の御指摘の50%という目標値は、粕屋町の第2次粕屋町男女共同参画計画においての目標値でありますので、引き続き、各種審議会等委員の登用率向上を目指し、各種審議会委員の選出の際には、女性委員の登用を積極的に働きかけてまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

続きまして、2番目に移ります。

地域活動の中の女性リーダーの育成問題です。地域活動の女性のリーダーの育成は、更に難しいことがあろうかと思えます。主な指標としては、10ページで、区長とPTAの役員の女性の割合が示されています。区長さんは地域の男性役員が不足しているので、若干増えてきているというふうに思えます。他の副区長とか会計とかの役員での登用も十分可能じゃないかと思えます。私が知ってる区では、女性の方が会計を引き受けられたという話もあります。そうした調査も必要じゃないかなというふうに思えます。また、PTAは、元々女性の活躍できる分野で、大勢の女性が役員として活発に活動してきました。民主主義の学校と期待されてきていた、PTAとか子ども会が解散したりするようですので、私は大変悲しく思っています。41ページには、地域リーダーに関する計画と意識調査などが示されていますが、今の段階では、区長さんの目標値が15%となっていますけど、現状はどうなのでしょう。それから、指標では明示されていませんが、PTAの役員等はどのような現状になっているのでしょうか。担当課の答弁をお願いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

まず、地域活動の中で女性リーダーの役割は非常に重要であり、多様性を尊重した地域社会の発展のため、女性の視点をいかした活動とリーダーシップを促進していく必要があります。男女が共に責任を担い、多様な視点を持って地域運営に参画することが不可欠であると認識しております。特に、生活に密着した視点を持つ女性のリーダーシップは、防災や福祉、子育て支援など、あらゆる地域活動において大きな原動力となっておるものでございます。現在、町主催の女性リーダー育成に対する専門的な取組はございませんが、福岡県男女共同参画センターが、リーダー育成に関わる講座等、定期的を実施しているため、参加促進の周知・情報提供を行っているところであります。また、第2次粕屋町男女共同参画計画の取組の中には、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう支援していくとあるため、各公民館での人権学習や審議会等にて、学習や周知の機会を設けるようにしたいと考えております。あと今、議員さんが言われました区長の目標の数値は、今現在ちょっと持ち合わせてありませんので、また後から説明させていただきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。少しずつ前進していけばいいなというふうに感じています。昔は青年団や婦人会など、地域での女性の活躍の場がいっぱいありました。それらの組織の崩壊とともに、女性の活躍の場が無くなってきています。文化の面でも着付けとか生け花とかお茶とか、あるいは災害のときには五升釜で米を炊いたり、大量のみそ汁や豚汁やがめ煮を作ったり、なますを作ったり、大量の食事の準備が一度にできる女性たちがいっぱいいました。柚須区でも残念ながら、今それができる人は数名しかいません。日本古来の文化が消滅してきています。地域組織の再組織化が必要じゃないかなというふうに痛感しています。この問題は一つの課でできるわけではありませんが、地域組織の再組織化という面では非常に難しい問題があると思っておりますけど、町長はどのように考えてあるのでしょうか。感想を述べていただきたいと。質問ですね、これも。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

正に議員がおっしゃるとおりでございます。同感でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

これは、何らかの手立てをしないと、一旦緊急、急があれば大変なことになるんじゃないかというふうに思います。

次に移ります。女性の就労支援に関し、第5次総合計画では啓発と情報提供が主体でありますけど、高齢者の再就職とも同じように考えられると思いますが、私の中心的な質問はこの就労支援にまつわるものです。前の国会で所得税の控除額が178万円に増額されました。根本的には、女性の正規採用率の低さが問題なんです。シングルマザーの方の中には、二つ三つの仕事をして、やっと生活を維持している女性が多いとかの調査結果も出ています。正規雇用の中でも看護師や介護士、保育士などの分野は、他の分野から比べると、2割なり3割の低い給料だとの調査結果も出ています。なぜなのか。民主主義国家であるのにこれほどの差額が生じるのは、ある意味では、医療福祉分野への労働差別じゃないかと思います。

さて、本論に移りますが、就労支援については36ページから始まりますが、総合計画と同様に、「再就職を希望する女性に向けて、県と連携して再就職に向けたセミナー等の情報提供を行います。」と記述があります。中身は、大体啓発と情報提供が主です。高齢者もそうですけど、年金だけでは生活に非常に厳しい。ダブルワーク、スリーワークの女性では、もう少し賃金の高い職場はないかとか、ささやかな希望を持ってあるんです。しかし、ハローワークに行くと相談するには、様々な資格を持っていないと門前払いされるとか、一人前には働けないだろうと言われてたりするし、相談に行く時間も無いなどの理由でもんもんとしてあるようです。そういう人たちが、気軽に相談できるような窓口が町にはないのでしょうか。町のシルバーセンターでは、月丸々10数日ですか、就労で最高労賃が10数万円と決まっているようですので、もう少しは稼げないかとかの問題もあります。もちろん労働者としての最低の保障が必要でしょうが、ハローワーク的な窓口ができないものかどうかです。

私たち人権連の関係のある全隣協というところがあるんですが、隣保館の組織ですが、その資料を読みますと、労働問題に関する情報提供や個別相談のワンストップを提供しているという記述がありました。柚須文化センターでは、このようなサービスはありません。残念ながら。私たち人権連が代行してもこれはいいかと思っておりますが、就労支援の相談窓口ができると、短時間労働しかできない女性たちへの支援の手も差し伸べられるんじゃないかというふうに思います。昔は地域の人たちで、隣同士で草取りとか、それとか植木を切ったりしてお互い助け合いながら、小

金を稼ぎたい人はお隣同士、話し合っただけでやったりしてたんですが、何かこう、そんな短時間でもいいし、そういう人たちのための何か就労支援が、町として取り組まれないだろうかと私は思ってるんですが、どうでしょうか。町長のほうに答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

ハローワークというのは、専門的な知識がまず要るんですね。そしてまた、関わる者が1人じゃもちろん駄目で、本当にマンパワーを要します。今、粕屋町にはそういう余力はございません。ですから、民間あるいは県のそういったセミナーを通じた御紹介、相談に応じるという格好でやっているのが現状でございます。その情報提供以外の取組につきましては、ちょっと詳細を担当のほうからお答え申し上げます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

町としての啓発と情報提供以外の取組に対しましては、粕屋町と福岡県が連携し、「女性のための就業支援セミナー」を毎年かすやこども館で開催しております。今年度におきましては、「ライフ&マネープランセミナー」と題し、就業を考えている方について、就業だけでなく、生活全体を捉えたお金の話を行っております。引き続き、子育てから復帰される女性などを含め、就業支援事業を積極的に行ってまいります。また、女性の就労支援に限らず、所管しているセミナーや審議会においては、託児対応もしており、子育て世代でも参加しやすい環境づくりを目指しております。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

なかなか難しい問題だと思いますけど、そういう女性たちがいっぱいいますので、何らかの方向があれば、見いだしていただきたいなというふうに思います。

それでは、この項の2番目に移ります。「所得税法」第56条の問題です。この「所得税法」第56条は、白色申告の家族従業者の働き分を経費として認めないとなっているそうですが、これに対しては、国連の女性差別撤廃委員会の日本への勧告が2024年に行われています。家族経営企業、農山漁村の女性について、「所得税

法」第56条の改正という勧告をしています。何故そうなっているのかっていうのは、その原因はちょっと分かりませんが、家族経営の従業者は、大抵の場合は女性です。男性の場合も結構あります。農業も同じです。こうした女性は、食事の準備や洗濯などの家事もこなしながらの仕事です。まずは、これらの従業者が、労働者として認められているのかどうか問題です。正にこれは人権問題です。経費として認めないとなれば、労働者として認めていないことになりますけど、この点での答弁ができますか。家族従業者は労働者ですか。ちょっと答えられますかね。

○議長 末若憲治君

高榎税務課長。

○税務課長 高榎 元君

ちょっとその家族従業者という前に、この「所得税法」第56条の話がありましたけれども、これに関連して「所得税法」第57条にちょっと関連することになりますので、この分について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、川口議員言われましたように、「所得税法」第56条では、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の営む事業に従事したことにより当該事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価に相当する金額は、必要経費に算入しない。」というふうに定められていますが、一方で、同法第57条では、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例を認めています。ですから、この場合は必要経費として算入できることになりますので、その点で言えば、労働者と認められるということになるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

分かりました。今の答弁は歓迎します。

今各地で自治体請願、国への意見書提出が行われています。全国商工新聞というのが新聞あるんですが、2月2日号によりますと、北海道の十勝エリアの1市18町村では、全ての自治体で陳情の採択がなされています。それから、奈良県でも意見書可決は、全40自治体のうち半数の20自治体に達しているそうです。福岡県の状況は今つかんでおりませんが、どういうふうになっているのか、商工会等で調べたいと思います。この法律は人道上問題があります。町として政府に、家族従業者の働き分を経費として認めることを強力に要請してもらいたいと思うんですが、そのようなことができるのでしょうか。箱田町長の答弁をお願いします。町長会か何かでやっていますか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

まだその辺の認識は、町長会全体でまだありません。この情報につきましては、また町長会のほうでもテーブルに上げたいと思います。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

これは本来、私が質問すべきことじゃなくて、むしろ商工団体とか農業団体がすべきだったんですけど、何らそういう話もないので、私が取り上げて質問しました。

それでは次に移ります。暮らしと福祉の充実の問題です。まず最初に、水道料金の基本料の減免問題を質問します。私は以前、水道料金の減免について質問したことがあります。その当時は、ほかの自治体でも実施されていなかったのですが、担当課の回答は、「マンションやアパートでは、個人単位で使用料を計算していないので難しい。」との回答だったと思います。しかし、数年がたちますと、いろいろな形の水道料金の減免が図られているようです。同じ糟屋地区でも、宇美町では、令和6年の5月から7月、令和7年の8月から10月の2回、物価対策として国の物価対策支援重点交付金を使用して、基本料金の減免が行われました。昨年12月で、宇美町の我が党の鳴海議員が、期間延長の質問したんですが、それに対して回答は、交付金の額にもよるが、期間延長も可能だというような回答が当局からなされています。宇美町でもマンションあるし、もちろんアパートもあります。条件は粕屋町と全く同じです。基本料金だけでなく、使用料の減免についても、計算は難しいものではないと私は思います。まず2割減免だとすると、一般家庭同様にマンションやアパートなどの集合住宅でも、町は本来の請求額に0.8を乗ずるわけですね。それさえすれば、2割の減免額が算出されます。これを請求すればいいわけです。数年前のことですが、東南アジアのマレーシアのマハティール首相は、消費税を0%にしました。消費税の係数を0に書き換えるだけで実施できるわけです。簡単なことです。計算に関して言えば、簡単なことだと思います。問題は、財源だと思います。まずは、基本料金の減免についてはどうでしょうか。減免には期間の減免もあるし、減免率の減免もあります。27年度は交付金が増額されるとの見通しがありますが、これは財源の問題もありますから、簡単には言えないと思いますけども、どのような状況になるのか、答弁をお願いしたいと思います。箱田町長。関係の課長。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

水道料金の減免につきましては、これはもう数年来、議論を実は内部的には行っています。ただ、その中で非常に大きな問題点がございまして、その点について、担当のほうから御説明申し上げます。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

昨年末の物価高対策支援の中で、粕屋町におきましても、水道料金の減免については検討を行っております。その中で、懸念する点として、川口議員おっしゃったように、前回は回答させていただきましたが、マンション世帯の水道利用者の料金についてという部分でございます。少し具体的に説明させていただきますと、粕屋町の水道料金の仕組み上、3階建て以上のマンションにつきましては、町から直接の請求ではなく、マンションの管理責任者様に一括して請求するという形になっております。その後、マンションの各世帯の方には、管理責任者様から請求となります。そのため、町から直接各世帯のマンションの世帯の方に減免ができません。マンションにつきましては、町が各マンションの管理責任者様のほうに対しては一括した減免は行いますが、その後、各世帯の減免につきましては、町ではなく管理責任者様のほうの御協力をいただく、御対応をしていただくということになります。料金の仕組み上、粕屋町の場合はそういうふうになっております。

粕屋町のマンション世帯ですが、非常に多く、家庭用給水の全体の約4割で8,000世帯を超えております。実際に基本料金の減免を御対応していただけたのかどうかという部分で、町で把握できない、分からないという状況です。そして、全ての御利用者様が減免されたのかどうかという把握も、町のほうではできません。言い換えますと、料金の仕組み上ですが、町内の全御家庭一律に町が直接基本料金の減免を行えないということになります。川口議員がおっしゃってあったように、ほかの市町村、実施している所あります。そういった所に尋ねましたところ、粕屋町と同じくマンションの料金体制、同じ市町村もございました。確認いたしましたところ、やはりマンションの世帯につきましては、この管理責任者様に飽くまでお願いをするというふうなことのようです。そして過去に、マンション世帯の減免については、直接水道課のほうに連絡がその世帯の方からありまして、減免がされていなかったというふうな連絡もあったというふう聞いております。こういった水道料金の仕組み上、全御家庭の減免を保障できないこととなりまして、物価高対策

として、水道料金の減免は全ての生活者、できるだけ広く、そして確実に支援が行き渡るかという視点から見ますと、支援の方法としては難しいのではないかと考えて、水道料金の減免は行っていないところです。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

そしたら、水道料金というのは、今町にマンション系統から入ってくる金は、管理責任者を通じて水道料金が入ってきてるんですか。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

川口議員おっしゃるとおり、マンションとして一括して、水道料金としては上下水道課のほうに入ってきております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

そのことは、全ての家庭が町に入ってきていることを、確認はできるんですか。料金が入ってきてるということを確認してるんですか。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

マンション世帯の方については、一括して管理責任者様のほうからの支払いになりますが、料金のほうは頂いております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

私が言ってるのは、一括して入ってきてるけども、各家庭が管理会社に全て納めているということは確認できるんですか。

○議長 末若憲治君

黒田上下水道課長。

○上下水道課長 黒田道明君

管理責任者様のほうから町のほうに納めていただいています。中のほうで滞納が発生しているかどうかということまでは把握はしておりません。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

そしたらその逆の、水道料金の減免は逆のルートですね。逆のルートです。だから、そのことが、料金が全て入ってきているということが確認できるんだったら、逆に、いや、水道料金を逆に渡すということも、可能じゃないですか。ちょっと待って。そしたらね、入ってきてるのを納めてないということだったら管理会社は刑事罰問われるんじゃないですか。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

誤解があるようなので説明しますが、例えば、30戸の所帯のマンションが全体で100万円の水道料金がある場合、100万円の納付は管理会社から来てるんですよ。ということは、その所帯、お住まいの各所帯は滞納がないという状況。ひょっとしたら管理会社が立て替えているかもしれません。だから、それ以上分からないんですね、個別の分。ということは、その管理会社が把握している各所帯の水道料金は、逆に言うと、町のほうでは分からないと。全体の分ですから。ですから、そういったことで、個別の分が分からない。これは先ほどちょっと、水道課長もあんまり個別のことは言いたくないようなんで言いませんでしたが、本当に、そういったマンションの給水してる状態、特に都市化したような都市。個別には言いませんが、大きな都市と小さな都市でも、マンションが多いようなところは本当に大問題が発生しております。苦情がもう、電話がじゃんじゃん掛かって、これはもう対応ができないというようなこともあるようでございます。ですから、その辺は、水道料金のこういった地方創生臨時交付金の充当先としてはなかなか難しいという判断をしたところでございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

そしたら、このことについて私はマンションの人たちとちょっと話したんですが、マンションは管理会社には全て納めてると。そして、管理会社が町に納めてる。だから、そのマンションの住人と管理会社との契約とか何か、法的な意味で拘束することができるような制度とかがあれば、全て管理ができますよね、町としても。何かそういう手立てを作らないとなかなか難しいかなあと思うんですが、それはできますか。できますかって言ったらいかんけど。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

行政のほうでは不可能でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

じゃあ次に移ります。小学生とか障がい者以外のいわゆる弱者に対する「のるーと料金」の減免の問題です。12月議会では、のるーとに関しての2人の同僚の質問がありましたが、残念ながら弱者対策に関してはありませんでした。以前から、私のほうに数人の方からの相談があっていましたので、今回質問することにしました。

一つは、小学生や中学生の子どもたちが図書館やサンレイク等などに行くと、往復で200円から400円かかります。月に4、5回行くと500円から2,000円程度かかります。子どもたちにとっては、お小遣いがそんなに多いわけではありませんから、痛い出費になります。親御さんにとっても黙って見ているわけにいかんなあという話があったのでしょうか。高校生までは減免ができないかというような改善の求めです。

二つ目は、身障者の対象にならない人たち、例えば1級とか2級とか、その人たちが対象になるんでしょうけども、高齢者や病弱な人たち、つまり一般的には弱者と言われる人たちが対象になります。病院に通われる人たち、また図書館や習い事でサンレイクや数々のカルチャーに通われる方々は、以前は無料のバスを利用していましたが、のるーとでは往復400円、10日も図書館に行ったりすると4,000円になると。「年金暮らしにはこれが痛いよ。」と言われます。金がある人には大した問題じゃないでしょうけど、病弱な人たちは日頃から働けないし、年金だけの暮らしになってしまいます。病院に出かけたり、習い事や図書館で頭の体操をすることも大事な健康維持の方法です。SDGsの観点からは、当然支援が必要ではないかというふうに思います。こうした人たちへの支えとなるような料金減免等の支援ができないものかどうか、担当課のほうでは検討いただけないでしょうか。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

「のるーと粕屋」の運賃は、町の地域公共交通として、他の公共交通や周辺自治体の運賃を参考に、大人200円を基準に料金設定をしました。小学生と障がいの

方、そして同乗の介助者は1名まで半額の100円としております。地域公共交通は鉄道、バス、タクシーなどが連携して支え合っていることから、オンデマンドバス「のるーと粕屋」の運賃については、近隣自治体の設定状況、民間の運賃体系を参考に、全体のバランスを考え設定をしております。また、町の財政負担が過大とならないように、利用者に一部受益負担をしていただく必要もあり、持続的に「のるーと粕屋」を運行するためにも、新たな運賃の減免については考えておりません。以上でございます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

こののるーとについては非常に評判が良くて、便利で歓迎されています。ただ前のバスの運行に比べますと、バスの運行は無料でした。その観点から見ると、やっぱり体の弱い人とか障がいのある人とか、それから子どもたちにとっては、やはり何かこう、金を取られるということについての異議があると思います。金額はそんなに大きくないと思いますけども、よかったら減免の措置を検討していただけないかどうか、再度要請したいと思いますが、どうでしょうか。難しいですか。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

先ほど課長が答弁しましたように、地域公共交通を考える際には、それぞれの交通機関を個別ではなく一体的にネットワークと捉え、全体として機能の向上を図りながら、持続可能な公共交通を進めていくことが必要と考えております。「のるーと粕屋」の運賃につきましては、運賃を過度に助成してしまうと、民間の交通事業者とのバランスの悪化、ちなみに西鉄の初乗り料金等については、今210円。例えば、町内移動をされるということになれば、210円から280円ぐらいかかります。そういう民間とのバランスですね。それと町の財政負担増大に陥ってしまうということもあります。今試算として、前回の12月議会でも答弁させていただきましたように、約1人当たりの行政コストが、1,800円程度かかります。そのようなこともありまして、持続可能な地域公共交通の維持体系というのが、やはり民間とのバランス、町の財政負担という所で崩れる恐れが発生いたします。やはりそういう場合、そのためにも持続可能な地域公共交通を進めていく上でも、民間事業者のバランスと町の財政負担を考えれば、運行主体が過度に助成を行うことは避けたほうが良いというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

なかなか1回では進まないと思います。

次に移ります。これは初めての質問になると思いますので、私もまだ始まったばかりで詳しく勉強しておりませんが、3番目に移らせていただきます。「こどもデータ連携事業」の問題です。こども家庭庁では、こどもデータ連携事業の取組と推進を実施しております。ガイドラインも最近示されています。町としてこどもデータ連携事業を実施しているか。また実施している場合、その内容は何かということを知りたいと思います。

まず、ちょっと読みますので、しばらく待ってください。私はこの事業については、ごく最近、新聞報道で知りました。過去には幾度か子どもの貧困については、一般質問でも取り上げて、子どもやその家庭についての支援を求めてきました。連携して子どもや家庭の貧困問題等に取り組む姿勢は結構なことだろうというふうに思います。令和3年12月21日の閣議決定では、デジタル庁と連携し、先進的な地方自治体の取組も参考に、住民に身近な地方自治体において、個々の子どもや家庭の状況や支援内容などに関する教育、保健、福祉などの情報を分野、横断的に連携、集約するデジタル基盤を整備し、情報分析し、支援の必要な子どもや家庭のSOSを待つことなく、能動的なプッシュ型支援を届けることができる取組を推進すると。その際、個人情報の取扱いにあつては、子ども本人や家族の権利利益の保護に十分に配慮するとともに、子ども、若者支援地域協議会や要保護児童対策地域協議会のような個人情報の共有が可能な法的枠組みにおいても、それぞれの運営目的に基づき、有効に活用することを検討するというふうに、最初長いですが、そのような目的でやるということを閣議決定しています。

また、12月24日の決定ですが、デジタル社会の実現に向けた重点計画ということで閣議決定されました。各地方公共団体において、貧困、虐待、不登校、いじめといった困難の類型にとらわれず、教育、保育、福祉、医療などのデータを、分野を超えて連携させ、真に支援が必要な子どもや家庭に対するニーズに応じたプッシュ型の支援に活用する際の課題などを検証する実証事業を実施する。ということで、実証実験が、これは今七つの自治体ぐらいで行われています。粕屋町においては、この事業に関して、どのような取組がなされているのか、箱田町長の答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

まだ、実証実験が始まったばかりで、なかなか詳しくは、調べた結果がございませんので、担当のほうからお答え申し上げます。

○議長 末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長 山田由紀君

こどもデータ連携事業についてですが、ちょっと先ほど川口議員さんがおっしゃった繰り返しにはなりますけれども、教育、福祉、保健などといった異なる分野のデータを活用し、支援が必要な子どもを早期に把握するということを目的として、困っている家庭にこちらから手を差し伸べるプッシュ型の支援に有効であると認識しております。

現在、ガイドラインが示されまして、さっき七つの自治体とおっしゃいましたけれども、実証事業が行われているところですが、粕屋町におきましては、現在、国が示す枠組みによるこどもデータ連携事業は実施をしておりません。ただ、データは、飽くまで寄り添いが必要な方を見つけるための入り口ですので、自動的な抽出というのは行っていませんけれども、こども家庭センターを中心として、学校や保育所、警察、児童相談所や保健所等々幾つもの関係機関の情報を、密に情報共有を図るアナログな連携体制を構築しております。要保護児童対策地域協議会、略して要対協と申しますけれども、こちらを通じて、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握して、プッシュ型の支援を組織的に行っているところでございます。現在は、先行自治体の実証事業の段階であるため、その結果を踏まえながら、粕屋町の子どもたちにとって真に効果的な支援につながるようなデータ活用の在り方について、今後も慎重に調査研究を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

実際になされていないというのですから、これ以上中身を追求することはできませんが、ちょっとこのガイドラインっていうのがあるんですが、これの連携事業をなされていなくても、来年度から事業が開始されます。確か26年度は6億円でしたか、概算要求では6億円の概算要求出されておまして、それが各地で取り組まれていくことになるわけですが、これの6ページ、7ページでは用語の定義がなされておいて、名寄せがあります。複数にまたがったデータを一元化します。また、17ページから19ページまでは、基本連携データ一覧というのが掲載されています。どういう項目が連携されるのかということです。20ページには、基本連携データ項

目以外のデータ項目の利用ということで、それ以外の項目もあります。子どもや家庭の個人情報があまたデータに蓄積されます。これに子どもの性質や家庭の収入状況が入れば、もはや個人情報は丸裸の状況です。ガイドラインの10ページでは、事業を取り仕切る総括管理主体を中心に、データを保有する保有管理主体や支援につなげる活用主体などとの連携管理体制を構築し、役割分担を整理する。と、データ管理主体の構築が明記されています。総括幹事主体に関しては、12ページから14ページに説明もあります。

私ちょっと思ったのは、この管理主体の問題ですけども、これが学校になるのか、それとも教育委員会になるのか。それとも、総務課の電算部になるのか。それとも外部になるのか。そういうことは、分かっておいたら説明していただきたいと思うんですが、答弁をお願いしたいです。分かりますか？

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

所管のほうでは分からないと思います。これは多分、広域的なものになるんじゃないかなろうかと。今でも要対協というのは、それぞれの分野で、先ほど課長のほうが説明しましたが、アナログ的ではありますが、様々なデータを突き合わせして、この例えば、子どもさんだったらこういう支援が必要だというようなことを協議してるんですが、やはり広域的に県の機関とか町の中だけではなかなかそれは解決できないんですね。だから学校、県あるいは警察もあると思います。そういったことで、協議をする必要がありますので、これは私も中身が分からず、推測で今答弁しておりますけども、それで割と広域的な範囲での話になるんじゃないかなろうかと思えます。ですから、事務局がどこになるかというのはもうその後の話だろうと思われれます。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

一番最後の問題ですが、プライバシーリスクの問題ですが、ちょっと一番心配するのがこのことなんですが、先ほど申しましたように、この事業は、生活保護の受給状況や障がいや病気の有無、虐待歴、学校の出欠状況など、自治体が持つ機微な個人情報を集め連携し、AIや機械学習を用いて支援が真に必要と言われる人を推定される子どもを抽出するわけですね。自治体の総括管理主体、今町長説明がなされたんですが、子どもの様々な個人情報が紐づけされ、業務委託した民間のIT企業に情報が提供されます。IT企業では、判定ロジック、判定の論理、どういうふうな形

です。かという論理や機械学習で分析して支援の必要な子どもを割り出していきます。パソコン上でアラート、この人は必要だとか、必要でないとかいう判定を示すわけです。

この点について、専門家である児美川という、これ法政大学の教育学者が、2点ほど示しています。プロファイリング、すなわち人物像の推定ですが、これはデータから個人の特性や行動を自動的に推定、分類するため、AIによる判断が誤っても本人には知らされない。異議申立ての機会は乏しい。知らない間に差別や偏見が助長される不利益を被るリスクが高くなると。それから、ガイドラインは、プロファイリング、さっき申しました推定を禁止していると。これはガイドラインで人物推定は禁止してるらしいです。そうであれば、住民はプロファイリング原則禁止の規定を有効に使い、現場で何が行われているのかの公開を自治体に求め、監視する必要があるというふうに述べられています。だから、管理手段に対する監視が必要じゃないかということを書いてあるわけです。

また、ガイドライン策定に関わった神戸大学の堀口という憲法学の先生は、二つ述べてあります。事業の目的は、業務効率化ではなく、子どもの最善の利益を図ることだと明記している点や、支援の必要性などについて人の目による確認が必要だとしている点は評価できると。専門的な知識経験を持った人間による判断が不可欠だと。最終的には、人間の目が必要だということを書いてあります。二つ目は、将来的にAIを活用して判定ロジックを構築する自治体が現れる可能性がある。すなわち、もうデータが膨大ですから、人間の目でこのデータを認知することはできないでしょうから、そういう判定ロジックを作る自治体が出てくるだろうと。これが進めば、バイアス、すなわち偏見とか誤判定などの新たなリスクが生じると。最終的な判断は、必ず人間が行うべきで、児童相談所の職員や教職員など、専門的知識と経験を持つ担い手の役割がますます重要になると強調してあります。

すなわち最終的な判断は、人間がやるべきだということをしてあるんですが、こうした見地から、児美川先生は、つまり二つ指摘してあります。子どもの機微なデータが流出しないための方策。それからもう一つは、こどもデータ連携事業が適正に行われているかに関して、住民の監視が必要だと。こういうふうに主張してあります。私は、これは正に正論だというふうに思います。

私のこの3番目の質問では、自治体に独立した機関が必要だというふうに述べたんですが、外部に第三者機関を設置という考えも出てくるかもしれません。すなわち、自治体の外に教諭、自治体と連合してほかの組織を作るとすれば、それを監視する組織も必要だろうというふうに思います。このような見解があるんですが、担当課のほうでは、まだ実行されていないので空想のことだと思いますけど、どのよ

うな見解をお持ちでしょうか。

○議長 末若憲治君

山田こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長 山田由紀君

先ほどの答弁でも、こどもデータ連携の実施に当たっては、個人情報の取扱いに関する慎重な検討が必要であるということで申し上げたんですけれども、こどもデータ連携ガイドラインっていうのは、先ほど議員もおっしゃったように、地方公共団体が内部でデータ連携を適正に進めるため、個人情報保護の取扱いにウエイトを置いて記載をされているところです。その中で、独立機関の設置義務についての記載は無いようなんですけれども、過去に実証事業を行った自治体では、プライバシーリスクを事前に分析評価して対策を講じるため、プライバシー影響評価、略してPIAと言いますけれども、こちらを実施しているところもありまして、専門家や住民による外部評価が実施されているようですので、今後実施の際には、先行自治体の取組を参考にしながら、プライバシーリスクの回避や低減に努めたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

川口議員。

○9番 川口 晃君

今までの質問と回答によって、概略分かってきました。多分、来年度から実施がされていく自治体が増えてくるだろうし、粕屋町でも近い将来実施が行われると思いますので、そのときはいろいろ問題があるかもしれませんが、子どもたちの幸せのために、本当にいい政策が練られることを期待して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

(9番 川口 晃君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を14時05分といたします。

(休憩 午後1時54分)

(再開 午後2時05分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議席番号10番、田川正治議員。

(10番 田川正治君 登壇)

○10番 田川正治君

こんにちは。議席番号10番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき、一般質問を行います。午後の最後の質問になります。よろしくお願いいたします。

連日、新聞、テレビで報道されておりますアメリカトランプ大統領、イスラエルと共にイランへ軍事攻撃を行うということが勃発しました。今までも、ベネズエラ侵略、そしてコロンビア、メキシコに軍事攻撃の脅し、このようなことと併せてロシアのウクライナの侵略はまだ続いており、イスラエルのガザへのジェノサイド。正に今世界は、軍事大国による国際法や国連憲章違反の侵略や軍事攻撃が行われております。世界の国々で、この動きに批判、抗議が増えております。

しかし、日本の高市首相は、この事態に何も抗議せず、トランプ大統領の言いままに政治を行う。このような危険な動きが生まれていると言わざるを得ません。いかなる理由があっても、独立国家の最高指導者を殺害する、このような権利は、トランプ大統領は当然、誰にも与えられておりません。正に、国際法違反の暴挙。これは、地球から世界から無くす取組、私はこの取組を強く推進していきたいというふうに思っております。このような下で、軍事費が拡大される。そして、社会保障関連が削減される。毎年の伸びが1,500億円抑えつけられる。

このような政治の下で、粕屋町で、地方自治体でどのように福祉の向上、福祉、教育、関連を充実させていくか。町民の皆さんの貴重な税金、これを町民の皆さんの福祉向上のために使う。このことこそ、今、大事な予算編成の役割があるというふうに思います。

そこで、今日はまず最初に、給食費の無償化の問題について質問をいたします。今日、2人の議員からもこの点について質問もあり、執行部からの答弁もありました。私はこの話も、答弁を聞きながら、今まで私は学校給食無償化の問題について取り上げて、議会で一般質問してきました。また、子どもさんたちが学校に通っている保護者の人たちからも、学校給食無償化の問題、度々聞いて、そして何とか実現したい。このような取組で行ってきました。今回、国が、小学校の学校給食無償化ということになりました。今まで全国的に、子どもを育てる保護者の人たち、母親、また学校関係者の人たち含めて、学校給食無償化の要望、強く待ち望まれていました。4月からこの小学校の学校給食無償化が小学校で始まり、町長が施政方針でも述べた点で、中学校までの学校給食の無償化ということについては、非常に期待が大きく、そして何とか実現早くしてほしいという声は多く聞きます。

私の子ども時代は、ちょうど私の孫になる時代が小中学校行っております。物価高騰で非常に生活厳しいという状況の中で、非常にこの負担軽減含めて、生活をしていく中でこれが待ち望んでるし、早く実現して進めていってほしい。このような

声があります。

そこで、私は今回のこの質問の中で、国のほうが示している財源の問題について、どういうふうにしてこの財源が、また対象者についても、どういう対象者が無償化の対象となるのかということなどもありますので、調べてみました。そこでは、国から国費と普通交付税が県に入り、県が市町村にアレルギーなどで食べられない非喫食者児童を含み、1人当たり5,200円基準に入りますよということです。2023年の基準で、近年の物価指数動向を加味した上で今後見直すということです。これが、町に入って、対象者の人たちに無償化を保障できるようになっていくということになると思いますが、このアレルギーなどで食べれない人や非喫食者児童を含め、1人当たり5,200円というのが来るわけですが、先ほどの質問の中でも、この点について回答もあったわけですが、この非喫食者の人たちの補助、無償化のための交付金があるけど、実際、先ほどの説明では、このお金がそういう対象者の人たちに現物として渡すとかいうようなことにはなっていないというようなことの説明だったと思います。私は、国から来たものを、やはり自分が弁当を持ってくるとかいうことも含めてあるわけですから、その費用に充てるということからも、関係する保護者に渡すべきだというふうに思うんですが、この点についてちょっとまず最初に、説明を求めたいと思います。

○議長 末若憲治君

岡野給食センター所長。

○給食センター所長 岡野哲枝君

まず、国のほうからは、こちらの交付金については、基本的には学校設置者による支援を想定しているということで、個人ではなく自治体への支援ということで、交付金としては来てあるっていうことで示されております。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

今回の国の交付金の在り方としては、個人じゃなくて自治体というのが一つ項目としてあるわけで、その点で言えば、設置者である町がそれを決めていくということにもなると思いますが、私は、そういう点では費用の必要な人たちに対する補助は検討すべきだというふうに思います。それともう一つは、今後の予算化も含めて、2年後、今年度はして来年度、どのような形で中学校の給食を無償化でやっていくかということについて、私は学校給食そのものの無償化、小中学校含め、それは憲法26条の学校、義務教育の無償化を基本理念として、取り組むことが当然だというふうに思うんですね。「学校給食法」というのは、その中で、この給食につい

ては保護者負担というようなことを述べてるわけですが、今回のこの学校給食の無償化ということから見れば、当然、「学校給食法」という法律よりも憲法を上位として、26条の学校義務教育の無償化ということが基本に、今度の無償化が、国も行うようにしたというふうに思っています。

そういう点で、今までもこの一般質問の中で、一番この給食無償化の問題で執行部、前教育長との質問、答弁でやりとりの中でも、この「学校給食法」があるからそれは難しいんですということで、保護者から給食費を頂くのはしなければならぬというような趣旨でした。その中でも、話の中でやりとりする中で、問題はお金の順番の問題ということも、そのような趣旨を言われてました。学校、このように言われてました。今一番、財政でお金を使ってるの学校教育の関係で、かなり町に対して補助してもらっておるといふようなことなど言われておりました。しかし、教育の分野において優先順位があつて、給食の問題について無償化をという点では全く検討してないわけではないといふような趣旨のことも言われてます。だから、問題はお金の問題がありまして、町が一般財政を繰り入れて、これをどうするかといふのはその当初もあつたと思います。

それが今回、国もこのように全国的な取組の中で動くことになったわけですが、無償化の方向で。今後、今年度は、物価高騰臨時交付金というのを活用しながらということですが、来年度も含めて、無償化の方向で中学校、やっていくようにすべきだといふふうに思います。その根拠となるのは、今までもこの点について皆さんにも紹介してきたんですが、国会で日本共産党の吉良よし子参議院議員が、「学校給食法」第11条2項の設備などの経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担ということだけど、憲法の義務教育は、無償の基本理念から、学校給食は無償にすべきだということを質問しております。その時に、当時の文部科学大臣が、無償化の問題とか負担軽減についてを学校設置者の判断で行うことが可能であるということを確認して答弁してるわけですね。そういう点で言えば、この来年度の中学校の給食の無償化についても、町長なり、町の全体の予算なり、そういう中で決めていけば、無償化の方向といふのは形として継続していけるといふふうに思います。その点から、さっき言いましたように、前教育長にこの点について答弁求めたんですよ。前、今までですね。ですから、今回も今の点について、恵良教育長の答弁を求めたいと思いますが、よろしいですか。

○議長 末若憲治君

田川議員、文書通告の趣旨にのっとり簡単に明瞭にとお願いしてます。ちょっとお話が、質疑の内容が、どなたに今答弁を求められましたか。教育長？教育長、答弁できますか。

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

今日はもう何度もこの内容は、各議員さんから御質問いただいて答弁をしております。町全体としまして、小学校、中学校、令和8年度からの無償化の方向で進めていくと。ただし、様々な状況を勘案しながらということですね。一般財源等を含めながら、無償化は推進していくというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

簡単明瞭をお願いします。

○10番 田川正治君

では次に、国民健康保険の加入世帯に対する負担軽減のため、町として18歳までの均等割の軽減について質問いたします。この点についても、今まで何度も質問してきたものであります。なかなか実現できてないという状況にあります。ただ、国もこの国民健康保険税の均等割が、多子所帯、子どもが多い人たちに負担が増えるというようなこともあって、2027年から5割軽減も含めて、検討しているということを知っております。そういう点で、この18歳までの均等割の軽減についてどのように検討されているのかについて説明を求めます。その点で、粕屋町の国民健康保険税は非常に高く、全国的にも上位にあるんですね。年収240万円の単身世帯では74位。そして年収350万円の4人世帯では112位、1,736自治体のうちですね。このような状況で、特に均等割など、子ども世代に対する負担が多いという状況にあるので、何とか、これは実現するように検討してもらいたいということで、今までも提案してまいりましたが、現在のこの問題について検討されたのか説明を求めます。担当所管長。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今議員おっしゃるように、これまでにもう回答のほう何度かさせていただきましたけれども、その時と同様の内容も含まれておりますが、国民健康保険制度を取り巻く環境といたしまして、国は、将来にわたり国保財政を安定的に運営していくために、都道府県における保険料水準完全統一の早期実現を目指しております。

福岡県としては、今後も被保険者数が減少し、高齢化の進展や医療の高度化、また物価高騰等によりまして、1人当たり医療費が増加傾向にあると見込む中、国が

示す県内保険料水準の統一に向けて、各市町村に対して国保財政の安定的な運営を求めているところであります。さらに、統一化に向けて、保険税の算定方式のほか、また減免等の規定についても統一を検討しているところであります。

先ほど議員言われたように、私どももまだ正式な通知が来てるわけではないですが、ものの本等によりますと、先ほど言われたように国のほうも一応高校生世代までの均等割保険料5割軽減にするという方針を打ち立てているようですので、町としまして、今後この現在の保険料水準統一への取組が進む中、また18歳までの被保険者に対する均等割の軽減や免除等の町独自の施策につきましては、更に国や県の動向に注視して、また近隣もどういったふうに動いていくかというのを注視しながら、慎重に検討を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

国保運営協議会、粕屋町の。今回の議案の中の資料としても付けてあったんですが、今まで、2年前か、赤字解消して、そしてさらに今後、8年度への繰入れ額が大きく認める状況にあると、国保財政はですね。ということで、子育て支援として、財政調整基金に繰り入れるようなことになってる、基金があるわけですが、これを使っての黒字になってる分を均等割のための財源として活用するっちゃうことについての検討はされたんでしょうか。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

赤字につきまして、確かに決算で令和6年度赤字は解消しておりますけれども、再三申し上げておりますように、今後まだ被保険者数も減っていくということもありますし、今回子ども子育てに関する納付金のための支援金も追加されているところであります。また、今回黒字にはなっておりますけれども、今後やはりどうなっていくかというのがまだ分からない状況ではありますので、そのための基金ということで今回も議案のほうに提案をさせていただいております。なので、今すぐそれを使ってというのはなかなか難しいんじゃないかというのを考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

先ほど言いました、国が均等割の軽減も含めて検討しているということでありますので、前倒しも含めて早く実現できるように取り組んでいくように、検討していただきたいというふうに思います。

では次に、昨年10月から、子ども医療費、高校までの助成を実施しておりますけど、通院の一部500円の一部負担があるわけです。これは、去年10月から始めたということでありまして、子育て支援ということも含めて、この医療費を、完全無料化を高校生まで費用負担がかからないようにするという方向で取り組んでいただきたいということについて、今までも質問をしてまいりましたが、総合窓口課から、高校生までの医療費の無料にするに当たって、500円を無くすに当たって、2億3,400万円が必要だということの資料を頂きました。私はこの一部負担500円を小中学校、高校まで含めて、中学校、高校が同じ数ぐらいということと考えた場合、6,000人から7,000人ということになります。それで、通院の1回分を無料にして支援に充てるということ言えば、3,000万から4,000万になると思います。そういう点で、全額を全て医療費の補助をするということではなくても、一部負担、一部助成をするということも含めて検討していただきたいというふうに思うんですが、この点については、今まで、どういうふうに関この問題について検討されたのか説明を求めます。

○議長 末若憲治君

大内田住民課長。

○住民課長 大内田亜紀君

粕屋町の子ども医療費助成につきましては、おっしゃるとおり現在0歳から高校生世代までを対象としておりまして、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、これまで、助成対象の拡大や自己負担額の減額などを段階的に実施してまいりました。

しかしながら、医療費の完全無償化ということにつきましては、やはり財政負担の増大や、また過剰受診の増加といった課題が懸念されるところでございます。現在も今おっしゃったように、財政面におきましては、助成拡大部分につきましては、福岡県の補助対象となっておりますので、町の負担となっております。現在の通院について、1医療機関につき1月500円という自己負担がございますけれども、これにつきましては、必要な医療を妨げない範囲で適正受診を促して、また制度を持続可能なものとするための仕組みと考えております。今後も様々な課題を踏まえ、近隣自治体の動向も注視しながら、こちら慎重に検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

国保の問題もですが、医療の問題でもそうですけど、子育て支援という立場から言えば、今の医療の問題で言えば、高校生まで。そして、国保の問題もこの均等割という点では、子育て支援として高校生までということ。粕屋町に住み続けるということから言えば、子育てしやすいまちというのが一番大事な取組だというふうに思います。町長もそういう点で一丁目一番地というようなことなども述べておられます。そういう点からも、是非この点についての取組は、引き続き、それぞれの国保の特別会計の中の問題もありますし、医療費のかかった分に基づいてどう行っていくかという、そういう問題があると。その中でも、どうしたらこれが実現できるかという方向で前向きに検討していただきたいと思います。

では次に、老朽化した仲原保育所の移転を含む予算化。3歳未満児の保育料の無料化や多子世帯への保育料の軽減、保育士の配置基準を取り入れた乳幼児と保育士の保育体制、保育士を確保するための処遇改善について質問いたします。

町長の施政方針で、老朽化した仲原保育所の安全・安心な保育環境を確保するため、閉園後の仲原幼稚園を改修して、仲原保育所を移転するということがあります。これは、町長が8年前、町長選挙に出た時の保護者の人たちが、老朽化した保育所の建て替えも含めて、請願もあって、そして中央保育所が新しく新築され、そして仲原保育所も耐震化問題とか老朽化している、そういう問題をどう解決していくかという問題があって、今この仲原幼稚園の廃園との関係で移転するというふうになったわけですが、これについて、移転するための予算とか設計とかいうのは、今度、議案の中でも予算の分が入ってくるわけですが、それについて、具体的には、いつ仲原保育所が幼稚園のほうに移転するのかというのがあるわけですね。今年度中に、4月以降に仲原幼稚園が廃園になるというようなことになると思いますけど。まず一番大事なものは、廃園手続は仲原幼稚園もそうですが、中央幼稚園も、行われないと次に進んでいけないというふうに思うんですね。仲原保育所の関係で移転と。予算化の関係もいろいろあるわけですが。それについて、廃園手続を仲原幼稚園の場合、状況に応じて、その時期になったら廃園手続をしますというようなことも今まで聞いておりましたが、どういうふうになったのでしょうか。それについて、これは教育長、課長か、部長かね。

○議長 末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長 渡辺 剛君

閉園に関することについても含めて説明させていただきたいと思います。仲原保育所の関連につきましては、今回、予算のほうにも計上させていただいておりますが、再編整備計画に基づいて、仲原幼稚園を0歳から5歳児までに対応した保育園に改修して移転するところまでの予算を計上させていただいておりますので、現在のところ、令和9年4月1日、令和9年度から新しい園舎で保育ができるような形で進めておるところでございます。閉園手続きにつきましてはですけども、条例の改正等のほうも済ませておりまして、2園が閉園する形にはなっております。そのあと、県のほうにも閉園の申請のほうをしておりますので、その分で、原則としては手続きが完了していることとなります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

今一番の問題、私は幼稚園の廃園ができないと、そこに手続きが終わらないと進まないというふうに、当然その手続きの段取りが行われるということだとは思っておりますけど、予定どおり進めるように行っていただきたいというふうに思います。

次に、3歳未満児の保育料の無償化、無料化の問題です。3歳児以上の保育料は無償化されておりますけど、0歳から2歳児については保育料が今まで同様、有料になっておるわけです。0～2歳児の保育料の無償化というのは、国からの補助があるというわけでもありませんので、町単独で一部助成とかいうようなことも含めてあるかと思っておりますけど、そういう点は是非検討すべきだというふうに思うんです。

それでもう一つは、多子世帯。例えば、今3子以降は無償になってるけど、2人目の子どもから産み育てられるというようなためにも、0歳からの無償化を町としても助成をする、一部助成も含めて検討していくということが必要だと思うんですが、この点について、所管課から頂いた資料では2億8,000万ぐらいかかるというようなことでしたけど、これは全町立私立も含めての0歳～2歳ということになると思うんですが、例えば、先ほど言いましたように、一部助成も含めて検討して、子育て支援に充てていくことが必要だというふうに思うんですが、この点について答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長 渡辺 剛君

3歳未満の保育料の無償化の件につきましてですけれども、やはり財源の確保の問題がかなりありまして、計上のほうは今回いたしておりませんが、多子世帯への保育料の軽減について、第2子というのはまだちょっとできておりませんが、県が行う第3子無償化で、大分第3子のカウント数が変わりました緩和されたところになっております。こちらのほうの第3子無償化の事業を活用いたしまして、令和8年度も取り組む予定といたしております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

では次に、保育士が不足するという事とか、中で保育士1人につき入園する子どもの配置基準があるわけですが、保育士1人が担当する4、5歳児は30人から25人ということで、76年ぶりに改正されて、3歳児は20人から15人ということで、それは保育士の方々の負担軽減ということからも、また子どもの保育環境ということからも、非常に前進してきたというふうに思うんです。問題は保育士の人たちが、採用も含めてどういうふうにこの配置基準に見合う保育士を確保するかという問題が出てくると思います。そういう点で、まず現状において、この基準どおりに配置が、町立私立など含めて分かれば説明をしてもらいたいというふうに思います。特に町立の場合は分かると思いますので、それを含めて説明を、答弁をお願いします。

○議長 末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長 渡辺 剛君

保育体制の改善というところでお伺いかと思いますが、現状でも、既に配置基準、現在の配置基準自体は満たしておるところでございます。まだ変わってない部分もありますので、その分について新たな配置基準に基づいた保育士の配置を行った場合には加算というのもありますので、そういったものも活用していきたいと考えております。あと、保育士の確保で、令和7年度、処遇改善の一環として保育士の家賃補助というのを開始させていただきましたので、こちらについても継続して補助を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

問題は、保育士の確保という点では、やはり保育の学校出て保育士になるという人たちが、なかなか免許を持っても保育士として仕事をしないというようなことなどが全国的にも言われてるわけですけど、そういう点では、賃金の問題、労働条件とか今言った配置基準に基づく職員の配置と、保育士の配置というのは、しっかり行われていくことが雇用と言いますか、保育士が仕事として働くということにつながってくると思います。

それともう一つは、先ほど説明があった家賃補助の問題ですが、これは周辺では宗像とか幾つかの所でやってるということでありましたけど、家賃補助については、町立の場合の会計年度の人たちなどには適用するということになってるのか。私は、正職員の場合は住宅手当とかあると思いますけど、会計年度の人たちなんか、そういうのがやはり働く条件としても一つ確立できたらというふうに思うんですけど、それはどういうふうになってるのか含めて説明を求めます。

○議長 末若憲治君

渡辺子ども未来課長。

○子ども未来課長 渡辺 剛君

今回行っている家賃補助につきましてですけども、私立保育所が、その該当の保育士に補助を出していることを要件としておりますので、町立の会計年度任用職員については該当しないこととなります。なかなか、会計年度任用職員の独自の補助というのは難しいところがありますので、雇用関係にもなってきますので、難しいところがあると思いますので、この補助については該当いたしておりません。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

ちょうど総務課長もおられますんで、会計年度任用職員の場合の保育士は、そういうことはいろいろ手当を付けるということが今増えてきて条件良くなってるんですけど、今言った家賃の問題については、どういうのなんですかね。

○議長 末若憲治君

豊福総務課長。

○総務課長 豊福健司君

会計年度任用職員の家賃の問題につきましては、先ほど子ども未来課長のほうも申し上げましたが、雇用形態が様々ございます。パートタイムの会計年度の方もいらっしゃるし、時給、月給の方っていうのもいらっしゃいますので、一概に正規職員で言いますと、限度額が決まってその金額までは、住居手当が出るっていうのはございますが、会計年度任用職員についての住居手当の設置と言いますか、支

給については現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

会計年度任用職員は、保育士は今、町立の場合でも大体半分ぐらいというのがありますが、いずれにしても、国のいわゆる会計年度任用職員の制度の中で、そういうのが適用することも自治体で検討して決めていいということであれば、是非同じような職場で働く保育士がそういう環境の下で働けるというのが大事だと思うんですが、その点について、もう一度再度。

○議長 末若憲治君

豊福総務課長。

○総務課長 豊福健司君

御質問の内容は、ちょっと通告書のほうで見受けられませんでしたので、詳細等は御準備しておりませんが、今、私のほうで把握してる限り、国のほうで住居手当を付けるとかそういう動きについては、現在のところ把握しておりません。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

では次に、介護保険の積立金を活用した保険料の引下げ、町内の介護事業所や介護士不足を解消するための財政支援について質問いたします。

粕屋町の介護給付費準備基金積立金は、6年度決算で3億9,980万円。繰越金6,264万円ということで、介護サービス勘定も含めて黒字決算になったわけですね。そういう点では、この積立金を使って、今現在、負担軽減をできるための活用ということが必要じゃないかというふうに思うんですね。一つは、保険料の引下げということもあります。それともう一つは、介護事業所や介護士に対する支援というのがあると思います。そういう点では、今、介護保険の加入者は2万6,207人ということで、月1,000円、例えば保険料を軽減すると、大体7,000円ぐらいになるので、1,000円／月軽減するということであれば、2,620万円。3,000万円以内ということになります。そういう点で言えば、全額保険料負担助成ということじゃなくて、今、こういうことを検討すべきじゃないかというふうに思うんですが、所管課長、説明をお願いします。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

介護保険料の積立金を活用した引下げと介護士不足の解消のための財政支援についてお尋ねだと思います。高齢者支援課よりお答えいたします。

介護保険料につきましては、3年を1期とする介護保険事業計画の策定に併せ、必要な給付費の見込みを精査した上で見直しを行っております。現在は、第9期計画期間、令和6年から令和8年の3年間中であり、保険料算定に当たっては、これまで積立ててきた介護給付費準備基金を活用しております。9期の保険料は、仮に基金を活用しなかった場合には、基準月額保険料が6,400円となる試算でしたが、基金を活用することにより、月額5,600円に抑えることができおります。被保険者の負担軽減の観点から、基金を適正に活用し、介護保険料の抑制に努めております。

次に、介護事業所への支援につきましては、今年度、7年度において、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受ける事業者に対する光熱水費や食材料費の支援を実施いたしました。さらに、令和8年度には、緊急の介護報酬改定が予定されており、その実施に必要な予算も計上させていただいております。介護人材の確保につきまして、これまで人材確保が困難であるという声をお聞きしたことはございませんが、町ホームページや広報誌において、国や県の介護時介護の仕事に関する情報発信を行っております。今後も関係機関と連携しながら、活用可能な施策を丁寧に周知し、必要な対応に努めてまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

特に今、介護事業所の倒産というのは、非常に多くなって、介護士、ヘルパーさんも給料の介護報酬の引下げなどにより、給料が、処遇改善があっても実質的に事業所が成り立たないというような状況で、全国的にも増えているという状況なんですよね。先日見た東京商工リサーチの調査では、介護事業所倒産件数172件、休業と合わせて784件ということで、前年度85件を上回ると、過去最高という状況になってると。これは、訪問介護の基本報酬の引下げがあることによって起きた問題がかなり強いわけですが、こういう中で、近隣では久山町も訪問介護事業所が無くなるという状況になってきているということなどがあります。これは、介護事業所は民間で、自分たちの自助努力ということだけで済まされる問題ではないなというのが状況です。でも私たちも、親の代からも含めて、介護保険を使って介護事業者の

人たちのお世話になるというのはあるわけです。しかしそれを、体制がなくなってきたところというところに非常に危機感を感じてるわけです。

それは、共同通信のアンケートで47都道府県、それと1,741の市町村長、県知事と市町村長の96.3%の回答によって、介護サービスの提供体制の持続的な危機感を感じるということで、97%ということが出てると。これは粕屋町のほうにも、これは当然、アンケートして入るとというふうに思うんですがね、1,741市町村長。その中で、新潟県の村上市とか東京の品川区では、行政が予算も含めて組んで、介護報酬の引下げによる減収補填を行っていると。これ品川区ですね。それとかもう一つは、新潟の村上市は介護保険事業準備基金、基金が介護士用支援に使えるかどうかについて、県、新潟県と思いますが、県に対してそのことが必要であれば使っていくということになったので、この村上市は、介護報酬引下げによる減収の補填をしているということがあります。そういう点で言えば、まず粕屋町の事業所の実態を、アンケートなど含めてですが、調査していただいて、是非こういう支援を検討も考えることが必要だというふうに思うんですが、それは、よろしいですか。

○議長 末若憲治君

筒井高齢者支援課長。

○高齢者支援課長 筒井 薫君

御指摘の点につきましては、重要な御意見として受け止め、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

では最後に、災害時の避難所である学校の体育館、武道館、サンレイク、かすやドーム、それと公共施設の便所について、障がい者などが安心して使える温水洗浄機能付きの、いわゆるウォシュレットに取り替えることについて質問です。

私たちが育った生活環境と違って、今トイレといえばもう洋式、そしてウォシュレット付きというのが、一番清潔で、高齢者とか小さい子どもたちなどは、和式のトイレでは用を足せないというような状況があるかと思います。そういう点で言えば、避難所ということ、それと併せて公共施設、主要な所については、温水器付きウォシュレットを増やしていくことが必要であるというふうに思います。公園とか公共施設でも、整備計画に基づいてトイレの改修を行っているということなんですが、今後、このウォシュレットのトイレにすることについて、今まで検討されておるかどうか、それについて今後検討していくことも含めて、あれば答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

まず私のほうから、各学校の体育館、武道場につきましてお答えをしたいと思います。武道場のほうも各中学校にございますけども、体育館と同じ建物ということで、体育館という形で答弁させていただきますが、体育館の大規模改修工事のタイミングにおきまして、洋式化するとともに、多目的トイレを設置しておるところでございます。現在、多目的トイレの設置が終わっておりますのは、粕屋中学校と粕屋東中学校の2校です。令和8年度に、中央小学校体育館第2期大規模改修工事の中におきまして、中央小学校にも設置をする予定となっております。体育館の多目的トイレのうち、温水洗浄機能付きとなっておりますのは、現状は粕屋中学校のみでございます。8年度設置する中央小学校につきましても温水洗浄機能付きとする計画でございます。今後も、体育館の大規模改修等の施行に併せまして、機能の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長 末若憲治君

石川社会教育課長。

○社会教育課長 石川弘一君

社会教育課所管の分について回答させていただきます。

サンレイクかすや、粕屋フォーラムにつきましては、令和8年度に改修予定はございませんが、かすやドームにつきましては、老朽化したトイレの水道工事に併せまして、令和8年度に、20基を温水洗浄機能付きトイレに改修を行う予定でございます。温水洗浄機能付きトイレは、確かに日常において快適さを提供する設備ではございますが、災害発生時の避難所として利用する場合には、水や電気が途絶する可能性があり、その場合、これらの設備が正常に機能しない状況が考えられます。今後も老朽化したトイレにつきましては改善を図ってまいります。まず災害時に避難所で求められるのは、快適性よりも衛生環境の維持と安定的な運用が優先されるべきであると考えております。今後、他の自治体での取組や事例を収集しながら、費用対効果、維持管理、災害時の設備の有効性などについて検討してまいります。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

公共施設を中心にとすることは、災害時の体制を、避難者としてこういうトイレ

も含めているような避難用具も含めて必要になってくるということはありませんので、総合的に、避難所における体制整備と言いますか、というようなことを是非一体となって検討していただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、今、私は学校給食の問題、そして国保と医療費、子育て支援、保育料の問題、そういう問題、それで今、学校施設の問題含めて質問してまいりました。全て町の財政の中でどれを順番に、どういうふうに進めていくかということは限りがあると思います。当然、今年度、来年度とか計画を立てて取り組んでいかれるというふうに思うんですが、ただ、必要性という点では、やはり今のそれぞれ物価高騰の中で置かれてる町民の人たちに急いで支援ができる、そのことを優先して、いろんな対応をとっていただきたいと思いますというふうに思います。それともう一つは、当然、人口増を含めた市制を目指した体制整備というのがあるかと思えます。そういう点で、非常に町の、全体を見て、そして粕屋町に住んでよかった、住み続けたいというようなそういう町になることが、当然皆さん一致した考えだというふうに思います。そういうことも含めて、町長に、私が述べたことも含めて、社会福祉関係、教育関係も支援という点について見解を述べてもらいたいんですが、町長の答弁を。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

総括的なまとめということなんですが、様々な行政課題はございます。これをやった後でも、また次、新たな問題が出てくるということなんですが、いずれも一つの大きなキーワードというのは、持続可能なこの社会、正に行政の継続だろうと思うんですね。その時々でころころころころ変えるような、正によく言われるような衆愚政治と言いましょいか、人気があるものだけをやってしまう。これは非常に継続しない、正に危機的状況に陥った自治体もございます。そういったことは、私は肝に銘じながら、とにかく少しでもいいから前進して持続可能に継続できる、当然財政的な裏付けもありながら、これを次の世代にバトンを渡せるような、そういった行政を目指しておるところでございます。御理解をよろしくお願いします。

○議長 末若憲治君

田川議員。

○10番 田川正治君

私の一般質問を以上で終わります。

(10番 田川正治君 降壇)

○議長 末若憲治君

これにて本日の「一般質問」は終わります。

明日も2名の方の質問を予定しております。質問者は簡単明瞭に、簡明な質問に心がけていただきますようお願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時01分)

令和8年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和8年3月3日（火）

令和8年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月3日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号5番 田代 勘 議員

7番 議席番号12番 本田 芳枝 議員

第2. 委員長報告

第3. 委員長報告に対する質疑

第4. 討論

第5. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 堀本 高良

9番 川口 晃

2番 牟田口 直輝

10番 田川 正治

3番 川崎 尚子

11番 小池 弘基

4番 古家 昌和

12番 本田 芳枝

5番 田代 勘

13番 宮崎 広子

6番 杉野 公彦

14番 山脇 秀隆

7番 案浦 兼敏

15番 安藤 和寿

8番 福永 善之

16番 末若 憲治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢太郎

議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（14名）

町 長 箱 田 彰

副 町 長 池 見 雅 彦

教 育 長 恵 良 章 治

総 務 部 長 新 宅 信 久

住民福祉部長 古 賀 みづほ

都 市 政 策 部 長 田 代 久 嗣

教 育 部 長	堺 哲 弘	総 務 課 長	豊 福 健 司
地 域 共 創 課 長	青 木 裕 次	子 ども 未 来 課 長	渡 辺 剛
こ ども 家 庭 セ ン タ ー 課 長	山 田 由 紀	福 祉 課 長	渋 田 香 奈 子
都 市 計 画 課 長	井 手 正 治	産 業 振 興 課 長	稲 永 剛

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

それではただ今から、日程第1. 「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては、質問にそれることなく的確にしかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手されますよう併せてお願いいたします。

それでは、質問順に従い質問を許します。

議席番号5番、田代勘議員。

(5番 田代 勘君 登壇)

○5番 田代 勘君

おはようございます。それでは、議席番号5番、田代勘でございます。通告書に従い一般質問いたします。

我が国日本は、古来より地震や津波、火山噴火、風水害など、多くの自然災害に見舞われてきました。言わば災害大国です。世界では、災害を機に移住する例も多く見られますが、日本では稲作の広まりとともに定住が進み、集落といった地域共同体を築きながら、その土地に根をおろし、地域を守り、その土地で災害と向き合ってきました。

そうした中で、治水や治山、都市計画、消防体制の整備などを通じて、防災、減災、そして復興の仕組みを発展させ、地域の助け合い、すなわち共助の力こそが、日本の防災の原点であると私は考えます。こうした歴史を踏まえ、現代において、その役割を担うのが地域であり、自主防災組織です。

そこで、自主防災組織の強化と地域防災の更なる向上について質問をいたします。初めに、自主防災組織の実効性確保と地域防災の担い手の育成でございます。行政区を中心に自主防災組織が設立されていますが、活動実態には温度差があり、訓練の形骸化、役員の固定化、災害時の役割分担の未整理など、実際の災害時に機能するのか。疑問を抱かざるを得ない状況も見受けられます。近年は激甚化、頻発化する自然災害を踏まえれば、組織が存在しているというケース的な状況ではなく、実際に動ける体制が整っているのかが問われる段階にきております。さらに、少子高齢化や地域コミュニティーの希薄化により、担い手不足や世代交代の停滞も深刻です。このままでは地域防災の低下を招きかねません。

そこで伺います。町は、現在の自主防災組織が災害時、実際に機能する体制であると客観的根拠を持って評価しているのか。十分でないとしたら、実効性向上のた

めに、町としてどこまで主体的に関与し、組織体制の見直しや訓練の標準化、役割分担の明文化など取り組む考えはありますか。町の見解をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

議員が質問されている一番の肝と言いましょうか、要は、正に自主防災組織の強化が地域防災力の向上につながる。この論点だろうと思います。自主防災組織の今の現状、そしてまた今後のことについて、原課のほうからお答え申し上げます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

自主防災組織は、地域防災の要として貴重な役割を担っておりますが、御指摘のとおり、活動内容や訓練状況の格差、役員の固定化、災害時の役割分担の共有不足などの課題が存在しております。実効性向上のための支援や関与ということですが、町としましては、職員が各行政区の公民館へ出向き、豪雨、地震災害への備えについての防災講座や避難ルートマップ作り、訓練実施計画の説明を行い、その後、実際に避難訓練、消火訓練、救命講習、非常食の試食等の防災訓練を行っております。令和6年度は、10回。令和7年度におきましては、9回の防災講座や防災訓練を実施しております。引き続き、各自主防災組織に働きかけを行い、訓練等を通じて一人一人の防災意識を醸成させていきます。

また、避難行動要支援者に関して、組織の役員の方々と一緒に協力して、個別避難計画の作成に取り組んでいきたいと考えております。災害リスクや備えについての防災情報をパンフレットやホームページ、広報誌、SNSを通じて、できるだけ分かりやすく住民に発信し、幅広い世代や背景を持つ住民に届くように工夫していきたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勤君

今説明を受けました。各行政区によって温度差があるということで、今まだ1行政区は設立あつてない。実際周りを見てますと、やはり設立じゃなくて実際に機能しているのか、そっちが大事だと思いますね。その件に関して、もっと各行政区に訴えていくべきじゃないかなと思ってますけど、そこのところ見解をお願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

今議員がおっしゃるとおり24行政区のうち、一つの行政区がまだ自主防災組織を結成されておられません。この一つの行政区に関しましては、今後、結成に向けて協議予定としておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勤君

次移ります。担い手不足ですね。どの程度危機感を持って捉えているのか、今後の自主防災組織に関しまして。特に若年層、子育て世代、転入者など多様な住民が参画しやすい仕組みづくりや将来の地域防災を担う人材育成について、具体的にどのように取り組んでいくのでしょうか。見解をお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

いろんな組織が、地域コミュニティの中に存在はしております。その中で、特にこの防災に関してのなかなかその希薄な組織力ということで私も認識はしております。今課長が、一つの行政区でまだ未達成ということなんですが、いやいや実は既に自主防災組織を組織してある行政区にあっても、例えば机上訓練すらされてないと。そしてまた、実際の誘導訓練あるいは避難訓練辺りもまだ手つかずの所もございます。何がそこで不足してるのかというと、やはり地域の防災リーダーなんですね。区長さんというのはいまもう本当に非常に様々な御苦勞をおかけしていますが、やはり2年若しくは4年でお変わりになるということで、基本的な防災意識の醸成を区民の方々にずっと定着させるというのは、なかなか難しいことです。

そこでキーマンとなるのは、粕屋町に現在、1月現在ですが、67名の防災士の方々がおられます。その防災士の方々にお声掛けをして、防災士の方々と私もいろいろお話するんですが、それをお役に立てればということをよくお話しされます。そういった、それぞれ地域のあらゆる防災士の方々に御協力をいただいて、行政区の例えば訓練とか、あるいは意識の向上に対する御協力を、これからやっというように思っております。そしてまた2番目の問題になりますが、粕屋町総合防災訓練、これにも御参画いただいて、粕屋町全体で防災を考え、防災の避難行動とか、様々な防災力の強化に寄与していただくような働きかけを今後してまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

今、防災士と言われましたけど、年齢層はどのくらい幅がありますでしょうか。
お願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

申し訳ありません、年齢層はただ今把握はしておりませんので、はい。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

今、町長は防災士67名とおりますけど、将来的にこれは持続可能にメンバーが増えていくのが大事だと思います。若年層や子育て世代にとって、防災活動は時間的な心理的負担が大きいという声もあります。また、転入者が多い地域に関しましても、なかなか参加しにくいということもあります。防災計画が実効性を持つためには、次の世代の担い手の育成が不可欠だと思っております。その上で、防災士と言いますか、防災リーダーの養成講座の創設とか、あと学校やPTAとの連携、子育て世代が参加しやすい訓練形式の見直しとか、デジタルツールを活用した情報共有の新たな取組などを考えておられるんですかね。ちょっとそこのことをお願いします。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

防災士講座、これは本当にお金がかかるんですね、実は。費用に対しての補助金も、ちょっと8年度で考えていきたいと思っております。そしてまた、防災士の方々の集まりと言いましょか、そういった協議会みたいなのも立ち上げたいなど思っておるところでございます。講座そのものもありますけども、防災士さんと地域を結ぶのは我々行政の役目だろうと思っておりますので、そこを今後、積極的に考えていきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

分かりました。次の質問にまいります。

昨年開催されました粕屋町総合防災訓練の評価と今後の方向性についての質問でございます。昨年実施された総合防災訓練は、行政、関係機関、地域住民が連携す

る貴重な機会であったと思います。一方で、訓練が一過性の取組にとどまらず、地域防災力の向上につながるのが重要でございます。町長の施政方針でも、令和8年度も総合防災訓練を行い、災害の対応力の向上、町民への防災意識の高揚を図るといことで、現在、防災訓練に向けての計画中だと思います。昨年開催されました総合防災訓練の実施については、自主防災組織を中心とした訓練があったと思います。参加状況や成果、課題をどのように評価しておられますか。見解をお願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

総合防災訓練につきましては、町職員、関係機関、地域住民の皆様にご参加いただき、災害時の対応に関する実践的な取組を行うことができました。この訓練を通じ、関係機関や地域住民との連携を深めることができた点は、成果として評価しております。また、参加した五つの行政区それぞれに対しまして、アンケートを実施いたしました。回答者279名のうち、訓練に参加してどうだったかという問いに対しまして、「大変良かった」との回答が、132名の47.3%。「良かった」が、125名の44.8%。およそ92.1%、257名の参加者の方々から好評を得ることができ、防災意識を高める一助になったものと思われま。課題としましては、より多くの町民が参加する防災訓練を実施していくとともに、各地域の防災士を含めた形で、訓練内容を計画していく点が課題だと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

それから、訓練の成果を自主防災組織の活動や日常の防災意識の向上にどのように反映させていくのか。あわせて、町全体を対象とした訓練や夜間等の訓練を含めた今後の方向性を伺います。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

昨年の総合防災訓練には、防災活動が活発ではない自主防災組織の方も見学にいられておりました。今回の訓練が、自主防災組織の結束を高め、定期的な防災訓練の実施や地域防災計画の策定へとつながっていくことを期待しております。また、町全体を対象とした訓練につきましては、大規模な訓練となりますので、自衛隊、

消防、警察等にも御協力いただき、町と参加者相互が納得できる計画を作成してまいります。最後に、夜間訓練についてですが、災害は時を選ばず発生するため、重要性は認識しておりますが、まずは昼間での防災訓練を十分に実施していった上で、慎重に検討してまいります。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勤君

昨年は五つの行政区でされたということで、ある程度私も把握しております。しかしながら、本町において、ハザードマップ上で洪水浸水想定区域とか土砂災害警戒区域が指定される地域がございます。ハザードマップは、各世帯に配布をされますが、実際に災害が発生した場合、どのように避難をするのか。誰がどのように支援するのかまで、具体的に理解されているかについては、不安が残るところでございます。とりわけ、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されている地域は、災害発生時のリスクが明確に高い地域であり、平時からの備えが極めて重要です。リスクの高い地域においては、より実践かつ重点的な訓練を実施すべきではないかと私は思っております。そのところやはり念入りに、警戒区域は特別な危険な区域と思っております。やはり重点的に、そんな地域から訓練をしていくべきじゃないかなと思っておりますけど、そのところ見解を伺います。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

質問がちょっと入り込みましたので、課長が対応できませんが、実際に本当にそのとおりだと思います。いくら危ないよ危ないよって言っても、まず自分事として捉えるのが一番大事だろうと思うんですね。住民の方々が、本当に自分の身に危険が及ぶ、家族に危険が及ぶことを実感して捉えるために、じゃあどうしたらいいかというのは、災害時の例えば模擬的な訓練、そしてまた映像による訓練とか、そして、災害、特に地震とか起きた場合には、誰が誰を助けるか、どこで集合するか。本当に具体的なことを、まず机上訓練をやって、その後、実際の訓練をやる。そういったことを組織立ててやるのが本当に非常に重要だと思います。その方針に沿って、今後、この防災に対する啓発そしてまた訓練を広めていきたいと思っております。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

すみません。ちょっと無理な質問いたしました。それで、今後、企業との包括連携もされていると思います。防災協定、ある程度防災訓練するには住民だけじゃなくて、企業とかも一緒に、また特に危険地域の人にはもっと来てもらうようにしていただきたいと思っております。

続きましての質問に移ります。続きまして、防災運動会の実施による地域防災力の強化についてでございます。防災訓練は、極めて重要である一方、訓練という言葉自体に堅苦しきや心理的ハードルを感じ、特に子育て世代や若い世代、地域との関わりが浅い住民の参加が進めにくいという声も聞かれます。また、地域交流でのイベントでありました運動会もなくなりつつあります。

そのような中、全国の自治体では、防災と地域交流を組合せた防災運動会を実施し、成果を上げている事例がございます。例えば、東京都大田区では、自治会、学校、PTAが連携し、従来の運動会に防災要素を取り入れることで、地域ぐるみの防災訓練を実施しております。これらの事例から、防災運動会は、楽しみながら防災知識や行動を身に付けられる。子どもから高齢者まで参加しやすく、世代間交流が生まれる。自主防災組織の活性化や担い手づくりにもつながるといった効果が期待できる取組であると考えます。そこで伺います。地域コミュニティーの活性化や自主防災組織の促進、そして防災訓練参加促進の観点から、町として、防災運動会を地域防災の施策の一つとして位置づけ、実施していく考えはございますか。お願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

防災運動会につきましては、自治体によって内容は様々なものとなっております。例としましては、町民運動会において消防団も行っております簡易担架リレーや防災借り物リレー、バケツリレー、あるいは防災クイズリレーといったものを取り入れている自治体もございます。まずは、防災力を高める上で欠かせないのが、自主防災組織の役割です。この組織は、地域での防災活動の中心となり、訓練の実施や災害時の住民同士の助け合いを担うものであります。この自主防災組織を地域に広げることが、地域防災力の強化につながるものであります。防災・減災を楽しみながら、この学べる防災運動会は、住民が防災を身近に捉えるきっかけとして、非常に有効な取組であると考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

取組ということを言われましたけど、実施していくのか。そののところ、推進していくとか言ってもらえればありがたいかなと思ってますけど、お願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

地元の行政区長さんらと、こういった運動会も話を取り入れながら、考えて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

是非、これ自分もテレビとか見させてもらいましたけど、意外と評判がいい事例みたいな感じです。是非、町としても、特に行政区、また自主防災組織のほうにも推進していただければと思っております。

それでは次の質問に参ります。地域防災の中核を担う消防団員の確保についてでございます。全国的に消防団員の確保が課題となる中、粕屋町においても団員数の維持・確保が地域防災力の根幹に関わる重要な問題であると考えます。本町において、団員の確保が一層困難となり、定員割れが進行している実態が見受けられます。

そこで、町の見解を伺います。定員割れが進行している現状について、町はどのように分析をしているのか。社会情勢の変化、就業形態の多様化、地域コミュニティーの希薄化などが一般的要因として挙げられますが、特に若年層や現役世代の入団が進まない現状について、単なる社会全体の傾向として捉えるのではなく、活動負担の大きさ、時間的拘束、家族や事業所の理解不足など複合的な問題が考えられますが、見解を伺います。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

まず、粕屋町消防団の定員充足率についてですが、平成28年度は83%ございました。コロナ禍を経て、令和5年度当初には一時70%を割るところまで落ち落ち込んでおりました。しかし、ここ2年で、令和7年4月当初で72%。今年度は年度途中の入団もありまして、昨年末時点で75%まで回復している状況であります。現在、

定員228名に対しまして、団員が170名といった状況であります。この消防団に限らず、青年団や婦人会、PTAなど団体の構成員の減少は、全国至る所で問題になっております。減少の要因については、議員も今おっしゃったとおり、消防団に特化した調査を行っておりませんが、共働き世帯の増加による時間的制約や勤務形態の変化など、社会情勢に伴う多様な要因が影響しているものと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勲君

それでは、団員数の減少が進行した場合、出動体制、警戒活動、避難誘導、要配慮者支援、夜間や平日昼間の人員確保など、地域防災体制にどのような影響が生じると町は認識していますか。また、現状の充足状況に照らして、町として支障が出てないのか、それとも将来的に支障が顕在化する恐れがあるのか。危機感の程度を含めて、答弁を求めます。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

地域の防災体制を担う消防団における団員数の減少は、町としましても重要な課題として認識しております。近年は、風水害や大規模な山火事など、自然災害が激甚化・頻発化しております。消防団の弱体化は、直接的なところ言えば、災害防衛活動や避難誘導などの初期対応の遅れを招き、被害が拡大するリスクが考えられます。また、間接的には、地域防災の核となる消防団の弱体化は、地域の共同能力の弱体化につながるものと考えております。

しかしながら、団員数の減少がある一方で、消防団においては、各分団間での訓練を強化し、情報伝達手段をSNSなどの通信技術を活用することにより、火災情報の共有が迅速化したほか、団員間での情報の届き方がよりスムーズになっている状況でございます。団員数の減少という課題はあるものの、消防団の結束力や効率的な活動体制を構築することで、地域防災体制の役割をしっかりと果たしている状況であります。引き続き、防災体制の質を維持するために、消防団の支援、充実に努めるとともに、地域住民と連携を図りながら、地域の防災力を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

それでは、これまで町が取り組んできた消防団員の確保策についての質問でございます。消防団員の確保は、本町の地域防災力の維持向上させる上で、極めて重要な課題であります。近年、消防団を取り巻く環境は大きく変化しており、団員の活動負担の軽減や訓練内容、指導体制の見直しなど、団員が継続して活動しやすい環境整備が求められています。これまでの取組により、一定の改善は図られてきたものと私は認識しております。

そこで、これまで取り組んできた消防団員の確保について伺います。消防団員の募集活動や広報について、どのような取組を行ってきたのか。広報啓発班を中心とした広報誌の作成や各種イベントでの啓発活動、またSNSを使った広報活動、報酬手当の処遇改善などほかにも多々あると思いますが、これらの取組について、町はどのように評価をしていますか。お示しをお願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

町の広報や広報啓発班のSNSを活用した消防団活動のPRや団員の募集、町内のイベントへの消防団紹介ブースの設置等を行っております。今年度は、従来の団員や行政区による直接的な勧誘活動のほか、広報を見た方から直接、地域共創課に問合せがあり、入団につながった方も数名いらっしゃいました。昨年の商工祭の際には、子どもたちを消防車へ乗せてあげることを実施しましたが、大変子どもや保護者から好評でありましたので、引き続き、そういった子どもや保護者などが、少しでも地元消防団へ関心を持っていただけるような取組をしていくことが重要だと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

いろいろ取り組んであると思います。しかしながら、定足数が、228名に対し170名。まだまだ人員が不足していると感じております。これまでの消防団員確保に向けた取組を進める中で、どのような課題が明らかになっているのか。あわせて、今後それらの課題を踏まえ、従来の取組を単に継続するのではなく、実効性のある対策として、今後どのような改善や見直しを行っていくのか、お示しをお願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

特に若年層が興味を持っていただけるように、募集内容等に工夫を凝らしていきたいと思っております。また、将来を担う子どもたちに、消防団のすばらしさを伝えていくことも大事だと思います。現在、粕屋町消防団広報啓発班により、救命講習以外にも、子ども向けの防災教室やイオンモール防災フェアの中で消防車の缶バッジ作成体験等を行っており、防災、消防団に関する様々な活動を行い、消防団の重要性を発信しております。今年、町制70周年の各事業も用意しておりますので、その中でも町民の皆様に対し、消防団の魅力を伝え、消防団員の確保につなげてまいりたいと思っております。今後も引き続き、消防団活動について広く周知を行い、消防団活動の意義を理解していただくことで、消防団に興味を持っていただき、入団につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

いろいろ広報活動などされておりますが、従来と同じ発想のような感じもします。しかしながら、やっぱり抜本的な改善にはつながってないかなと思います。例えば、機能別消防団や学生消防団の制度の導入とか、また、消防団員と議会との意見交換会の中では、粕屋町に住みたくても地価や家賃が高いといった意見があり、家賃の保証や奨学制の導入、また、町が今取り組んでます移住支援事業。その中で、消防団入団の条件とかして取り込むこともいいかなと考えております。今後、検討されてる改善策、新制度の導入や形態の見直しの考えはございますか。再質問となりますけど、よろしくをお願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

今現在、操法訓練等の簡素化や、今議員がおっしゃったように出動手当の個人の口座への直接支給など、処遇改善と負担軽減が少しずつでありますが進んでおりますので、この消防団活動に関しましても、時代に即した活動のスリム化を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勤君

じゃなくて、新制度の導入とか、さっき何か、機能別消防団とか学生消防の制度、そんなふうにご考慮されるなら、無理なら無理ということをお願いできれば。将来的にご考慮していく必要があるんじゃないかなと思っておりますけど、どんなふうですかね。

○議長 末若憲治君

新宅総務部長。

○総務部長 新宅信久君

今、議員御指摘の機能別の消防団、家賃の補填、それと移住支援の中で、予算を確保して実施していくというのも一つの案でございますので、こちらのほうで慎重に検討はしてまいりたいと思っておりますが、あとは消防団の幹部のほうともすり合わせをしながら、こういった制度を拡充していきたいというふうにご考慮しております。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勤君

分かりました。次の質問にまいります。

続きまして、事業所との連携についてでございます。消防団活動を支えるために、事業所の理解と協力を得て、団員が入団しやすく活動しやすい環境を整えることが不可欠です。総務省、消防庁も、事業所の協力を社会貢献としての可視化する消防団協力事業所表示制度を推進し、自治体による優遇措置として、入札の加点、減免措置、交付金、物品の無償貸与や提供、表彰、広報媒体での公表などを例示しております。しかしながら、町は制度を運用しているにもかかわらず、登録事業者が4事業者にとどまり、制度開始以降、登録数が増えてない状況でございます。制度があるだけになっていないのか、実効性の観点から点検が必要だと思っております。制度開始以降、増えてない状況について、町は、その要因をどのように分析しているのかお尋ねします。また、制度の周知不足なのか、それとも事業者にとってメリットが不十分なのか、町の認識をお示しくください。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

消防団協力事業所表示制度とは、事業所等の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所等の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度であります。認定により取得した表示証を社屋や事業所に提示でき、表示証マークを自社ホームページなどで広く公表することができ

ます。粕屋町においては、制度開始からこれまで、四つの事業者に登録していただきましたが、制度開始以降、認証事業者は増えておらず、制度の周知は十分とは言えない状況です。

また、認証事業所のメリットは、表示証の提示のみとなっており、事業所側のメリットを示し難いことも、同制度が広まってないことの一因だと推察しております。令和8年度においては、この消防団協力事業所募集といった形で広く公募するとともに、消防団活動への協力が企業価値の向上に直結するように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

今説明がありましたけど、やはりこの制度は、表示証の交付が中心になって、それだけ動機づけとは十分じゃないんじゃないかなと思うしております。消防庁は、入札の加点措置などで自治体独自の優遇施策を例示してます。福岡市では、入札参加資格の加点や独自の優遇策を設けるなどして、具体的な支援策を講じてます。本町としても、やはり企業側にメリットのある仕組みを検討すべきじゃないかと考えておりますが、そのところ考えをお願いします。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

今議員がおっしゃいました入札優遇についてですが、粕屋町ではそういった入札時の加点などの優遇制度は現在ありませんが、今後は入札以外にも何か差別化ができないか、他の部署とも協議してまいりたいと考えております。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

これは総合評価方式といいまして、入札制度の中でも加点をするんですね。例えば、消防団員がいる事業所については、加点をして正に優位にできる。これは過去1回やったことがあります。なかなかその辺の評価というのが難しく、それ以後やってないんですが、これは検討するに値するものだろうと思っております。担当課は、地域共創課ではありませんけども、検討はさせていくつもりでございます。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

分かりました。大体この制度は、団員の確保対策、地域防災力の向上、企業の社会的評価の向上を一体的に促進する戦略が必要であると、私は思っています。町として、この制度を消防団員の確保の対策の柱の一つとして、推し進めていただきたいと思っておりますけど、そこんところちょっと再度、見解を伺いたいと思います。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

少しでも消防団の増員につながるように、消防団と密に、こういった面も日頃から担当課長として協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

4事業者にとどまっているということは、やはり所管のほうも動いていない。役場の中でも議論が交わされていないということは言いがたい。もっと考えるべきじゃないかなと思っております。消防団を支えるためには、団員個人の努力ではなく、事業所の理解や地域の理解を広げて、これが確かでございます。単なる周知強化にとどまらず、制度の内容を見直したり、やっぱり実効性のあるインセンティブの導入や役場内の横断的な体制整備が一体的に進められることを要望したいと思います。ただ、制度だけではなくて、登録したいと思われる制度へと転換していくべきじゃないかと思っております。具体的な方針を示されることを強く求めて、次の質問に移りたいと思います。

消防団の福利厚生と応援の店の制度についてでございます。消防団員は仕事や家庭を両立しながら、昼夜を問わず、地域防災の最前線で活動し、町民の生命と財産を守る重要な役割を担っています。しかし、その高い献身性に比べ、団員本人や家族への支援、福利厚生は十分だとは言えません。その中で、消防団員の感謝と支援を具体化する施策として、消防団応援の店制度は、福利厚生の充実と、地域全体で消防団を支える意識醸成に有効な制度であると、私は考えます。令和4年の3月の一般質問では、町長から前向きな答弁がありましたが、現時点で具体的な進捗が見えないことから、その取組について伺います。前回の一般質問以降、この制度についてどのような検討や取組を行ってきましたか。見解を伺います。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

消防団応援の店事業は、地域防災の中核として活躍している消防団員を地域ぐるみで応援するとともに、事業に賛同していただける事業者がサービスを提供することで、地域の活性化を図るものであります。前回の一般質問の際に、議員が言われておりました大牟田市の例ですと、令和7年度は、団員に応援店がポイントカードを配布し、お店からのサービスのほか、ポイントカードを溜めるとクオカードなどの交換や抽せん会などを行っていると聞いております。実際には、消防団員の利用が少ない等の問題があるとも聞いておりますが、この消防団応援の店制度につきましても、先ほどの協力事業者制度と同様に令和8年度で公募を行い、実際にサービスを提供していただけるお店を募集してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

関係部署とか事業者との、これまで行ってきたんですかね。そこんところ伺います。

○議長 末若憲治君

青木地域共創課長。

○地域共創課長 青木裕次君

こういった消防団の応援の店を実際行っている自治体の情報収集とか聞き取りは行いましたが、直接的に関係部署との協議は、深くはしていない状況であります。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

事業所とはされましたか？これまで。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

粕屋町には事業所、数多くあるんですが、やはりその要となっているのは、粕屋町の商工会でございます。商工会のほうに、実は協議もしております。商工会としても、そういった消防団の増やすため、増加増員するための協力は惜しまない、という答えは得てます。ただ、その仕組みとして、これはもう商工会に任せるわけにはいかないんですね。やはり粕屋町、行政が主体となって、団員の、消防団割りと申しますけども、そういった店を、加盟店を増やす必要がございます。ただ、商工

会の御協力が必要であるということで、今そこまで話は進んでますので、今後、そういうことを行政のほうで押し進めてまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

制度の導入に関しまして、すぐには難しいかなと思っております。まずは、モデル的とか試行的に実施して、試験的に行うことも大事じゃないかなと思ってます。是非、もうあれから4年たってますので、是非進めていただきたいと思っております。

この消防団に関しての最後の質問になります。現在、春の防火週間の期間中でございます。3月1日には中部ブロック合同演習、私も見学に行かせていただきました。また、毎晩の警戒活動に関しましては、消防団に対して感謝と敬意を表する次第でございます。消防団は、単なる人員の確保ではなく、地域に根差し、いざというときに動ける体制を維持してこそ、真の力を発揮します。町は、消防団の確保、地域防災の根幹と位置づけ、どのような覚悟と方針を持って取り組んでいるか。町長の見解を伺います。この前、中部ブロックの団長会でも、町長のお言葉、大変ありがたかったと思います。再度、お話をお願いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

今、日本国中、様々な災害、自然災害も起きてますが、自然災害と言えるでしょう。山林の火災、大規模な火災も昨年大船渡市、そしてまた最近では、大分の佐賀関の大規模な山林火災がありました。正に、この少雨傾向が、日本全体、日本の国土の中で非常に顕著になってきた。それが大きな要因だろうと思います。そういったことを加味しながら、この前の日曜日に、中部3町、篠栗、久山、粕屋町で合同訓練を行ったところでございます。私もその時にお話をしましたけども、正にこういった災害時に対する大きな防災力となるのは、本当に消防団なんですね。近くにいうこと、そしてまた、この消防団が単町だけではなくて、本当に近隣の消防団の組織のつながり、協力体制が本当に完璧に整っております。そういった協力体制、強力な防災体制を構築するためには、各町の消防団員の確保が防災力の維持につながる。強力な消防体制が完成できるというふうに考えています。ただ、直近ではいろんな声が聞こえてきます。そういった本当に災害時に、消防団の活躍が正に貴重なんですけれども、通常の訓練でやはり日頃の経済的な問題、そしてまた社会的な活動の中でやはり自分の生活があります。だから、そこに影響しないような

通常の消防団活動も、やっぱりこれ必要になるだろうと思います。先ほど課長がちょっと申し上げましたが、それにつきましては、消防団幹部あるいは消防団の団長OBさんともお話ししながら、より良いこれからの消防団活動の在り方、これを検討してまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

町長からいい言葉を頂きました。消防団、災害時における即応力、地域に根差した行動を併せ持つかけがえのない存在でございます。先人から受け継がれた、「自分たちの町は自分たちで守る」という精神は、今もなお、地域防災の理念となっております。消防団を是非、町全体で応援していくような雰囲気を作っていくのが大事かなと思っております。

それではちょっと最後時間もなくなってますので、ばたばた行きたいと思えます。地域防災計画を踏まえた、市街化調整区域における生活利便施設の立地についてでございます。災害発生時における迅速な物資供給や情報提供、さらには被災後の早期の生活復旧が、地域防災計画の実効性を左右する重要な要素となっております。本町においても、地域防災計画に基づき、指定避難所や防災拠点の整備運用が進められていますが、これらの公的施設に加え、民間施設が果たしうる役割についても改めて整理・検討していく必要があると考えます。

特に、市街化調整区域においては都市計画上の制約がある一方で、周辺に居住する住民にとってはコンビニエンスストアなどの小規模店舗等、生活利便施設は平時の生活を支えるだけでなく、災害時には、身近な物資の供給や情報提供の拠点となりうる存在でございます。こうした観点から、地域防災計画と都市計画の関係を踏まえつつ、市街化調整区域における生活利便施設の役割や位置づけについて、町の認識や今後の考え方を伺います。

一つ目は、地域防災計画を踏まえ、災害復興支援及び早期の生活復旧の観点から、市街化調整区域内に立地するコンビニエンスストア等の生活利便施設について、町はどのような役割を担える存在であると認識をしておりますか。町の見解を伺います。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

粕屋町地域防災計画では、災害時の食料供給については「町のみでは処理不可能の場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。また、粕

屋農協協同組合やコンビニエンスストア、町内弁当業者等と災害時応援協定の締結を図る。」とあり、災害時には、生活利便施設からの支援が、一定の役割を果たすことは認識しております。ですが、市街化調整区域は無秩序な市街化を制限する区域であり、開発するときは、県の「都市計画法に基づく開発指導行為等の審査基準」に基づき、都市計画の観点で、県が判断することになっております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

大体、都市計画の言うことは分かります。防災部局としての考え方、ちょっとお聞きしたい。無理やったら、町長何かお願いしたいと思いますけど。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

防災的な観点から、そういった食料品、飲料食品、そういったことの供給については非常に大事だろうと思いますが、出店するものについて、やはり「都市計画法」というのが上位法律あるんですね。だからそれをクリアしないといけない。クリアする方法は、今検討を様々する必要があります。正に後ほどまた都市計画のほうから御紹介しますが、上位法律があるということを前提で、いや、防災だから防災だからということではなかなか進めない部分、これはもう正に行政、法律を根拠として進める必要がございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

しょうがない部分あるかなと思ってますけど。次の質問に移ります。

「都市計画法」第34条1号は、都市計画区域においても、周辺住民の日常生活に必要な施設については、一定条件の下で立地を認める旨を規定するものと理解しております。コンビニエンスストア等の生活利便施設を単なる、ここですね、商業施設とではなく、防災機能を併せ持つ生活関連施設として、その社会的役割を踏まえて評価すべきであるという考え方について、町はどのように認識をしているか伺います。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

「都市計画法」34条は、市街化調整区域内での開発行為を、県が立地基準として該当すると認める場合の基準を挙げてあるのですが、その1号は、「主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為」と書かれております。県の「都市計画法に基づく開発等の審査基準」というのがありますが、こちらでは、公益上必要な建物や日常生活のために必要な物品の販売等の店舗の詳細又は申請地の条件は示してありますが、県の審査基準には、防災拠点としての位置づけというものは示されておられません。市街化調整区域内で、この「都市計画法」34条第1号の日常生活のために必要な物品の販売等の店舗を設ける場合は、県の権限による開発許可を伴います。そうしたことから、町の見解で許可判断をすることはできないところでございます。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

私もいろいろ調べさせていただきました。地区計画というのがありますよね。これは地域住民の意向により、地区計画を図ることによりこの34条1号を適用可能ということもあります。そこのところ内容説明少しできますか、分かる範囲で。

○議長 末若憲治君

田代都市政策部長。

○都市政策部長 田代久嗣君

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の整備と保全を図るために必要な事項を定めます、地区単位の都市計画となっております。この地区の目標を、将来像を示す地区計画の方針と道路や公園等の地区施設の配置や建築物の建て方のルールなどを詳細に定める、地区整備計画で構成されています。

都市計画運用指針では、市街化調整区域において地区計画を定める場合にあっても、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲とすべきであるとなっております。市街化調整区域における地区計画の対象区域としては、20ha以上、産業の振興、居住環境の改善、その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為にあつては、5ha以上の一団の開発行為でございまして、市街化区域における市街化の状況等から見て、当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障なく、かつ、計画の内容、地権者の合意等の状況から判断して、確実に実施される見込みのあるものに関する事業となっております。

また、福岡県のほうでも、都市計画の運用指針にある市街化調整区域における地区計画ガイドラインの中で、市街化調整区域の地区計画の決定又は変更に係る県の考え方も整理されており、地区計画の決定又は変更において、その内容が市街化区域の編入の要件を満たすものについては、基本的には原則、市街化区域編入ということになっています。市街化調整区域の地区計画を行う際には、このような国・県の都市計画運用指針に沿って、個別ではなく、土地地区画整理事業の開発で面的、一体的にまちづくりを進めるという視点で行っていくことが、必要になるものと考えております。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

時間もありませんので、次行きます。

3番目、市街化調整区域における立地判断に対し、町と事業者が災害協定を締結し、災害時の物資の供給や支援内容、協力体制をあらかじめ明確することで、防災上の公益性を高めることが可能であると考えます。こうした条件を前提として、34条の1号の運用において、防災上の観点も含めた個別具体の判断を行っていく考え方について、町の今後検討していく考えはありますかということ、説明を求めます。難しいですね。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

市街化調整区域内で、日常生活のために必要な物品の販売等の店舗を設ける場合でちょっと御説明をしましたが、災害協定のことは、この県の検査基準に示されていないことから、具体的に立地を判断する場合は、県の基準に沿った許可が必要となります。そうしたことから、町の判断で検討することはできません。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勸君

今課長が言われましたように、防災関係はまずないということで、今後、町から県議会に考えるべきじゃないかなと思っております。ただ、ないからできないっちゃうことじゃなくて、こんなふうな調整区域でもコンビニが建てられるとか書いてありますので、やはり今後研究していくことが大事かなと思っております。

最後になります。地域防災計画の実効性を更に高めていくには、防災部局と都市

計画部局がそれぞれの制度や役割の枠を超えて連携し、調整区域における生活利便施設の在り方について、中長期的な視点で検討を進めていくことが重要であると考えます。こうした横断的な検討体制の構築について、町としてどのように取り組んでいく考えがありますか。回答をお願いします。

○議長 末若憲治君

井手都市計画課長。

○都市計画課長 井手正治君

粕屋町地域防災計画の都市防災計画に示してある市街地の整備につきましては、「個別開発によるスプロール化を防止し、また、避難場所としての公園や道路等総合的な防災機能を持った面的な都市基盤施設の整備を促進し、あわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業等を積極的に推進する。」とあります。土地区画整理事業により、防災上安全で健全な市街地になるように努め、土地区画整理事業の事業計画の中で、コンビニエンスストア等の生活利便施設の位置づけを検討することは考えられます。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

田代議員。

○5番 田代 勘君

区画整理事業は分かります。市街化区域ですので調整区域の件で、今質問投げたんですけど、ちょっともう時間がありませんので、また今後の課題として私も勉強しますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上です。

(5番 田代 勘君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今から休憩といたします。

再開を10時40分といたします。

(休憩 午前10時31分)

(再開 午前10時40分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

本田議員の一般質問後に議案第33号を議題といたしますので、皆様よろしくお願いいいたします。

それでは、改めまして議席番号12番、本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

○12番 本田芳枝君

12番、本田芳枝でございます。通告書に従って一般質問をさせていただきます。

内容は、学童保育事業運営の充実に向けて。今回は1問ということで、60分ひよっとしたら時間が余るかもしれませんがよろしくお願ひします。

町の学童保育事業は、「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び令和7年こども家庭庁が出した「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものであると認識していますが、具体的な課題、主に待機児童数、安全計画、支援員の雇用形態における担当課の在り方について問ひます。

最初に、質問1。本町の学童保育の待機児童数が、県内最多となっている現状。しかもそれが数年来続いている状況は極めて深刻であり、子育て支援の観点から看過できない問題です。2年前の2月、ある保護者からの突然の電話。4月より3年生になるお子さんが学童保育に通所できなくなるという切実な訴えに驚き、その後も他の保育所からの同様の、学童保育所ですね、声が相次ぎ、調査を開始しました。早速3月の一般質問に取り上げました。それ以来、今回で5回目の一般質問となります。町の待機児童が、ここ数年県内トップであることへの見解と今後の見通しについて、教育委員会の見解と今後の見通しについてお尋ねいたします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

待機が多いことにつきましては、学童利用待ちをいただいております保護者の皆様に大変申し訳ないというところで思っておるところでございます。この待機の多さですとか、また、令和7年6月議会での請願採択を受けまして、9月議会定例会の文教厚生常任委員会における報告、また、本田議員からの12月一般質問の答弁で既に御承知をいただいておりますとおり、仲原小、中央小の両学童保育所におきまして、各一室を拡充するように考えておるところでございます。

今議会で御審議をお願いしております令和8年度当初予算案の中に、仲原小学童用の備品購入費及び中央小学童として使用いたします中央幼稚園の跡地にあるトイレの改修工事費を盛り込んでおりますので、可決を頂きましたならば、仲原につきましては4月から、中央につきましては夏頃には保育室や備品等の準備が整う予定となっております。ただ、支援員の確保につきましては、包括委託事業者の契約更新の時期と重なったこともございまして、物的な準備と同時期に間に合うかはまだ不透明なところでございます。事業者と協議をしながら、可能な限り早期お預かりを開始したいと考えておるところでございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

それは今後の見通しですよ、今のお答えは。私は、ここ数年間のこういう待機児童が多かったということに対する見解を求めています。その件はどうですか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

見解としましては、まず先ほど申しましたように大変申し訳ないというのが一つでございますし、また今回、学校のほうにも御協力をいただいて、空き教室がございませんでしたので、無理やり空けていただいたような状況で場所を準備しております。それも、本来の学童の施設とすぐ隣接しているわけではなくて、できるだけ近い所では準備をさせていただきましたが、校舎のほうに入って、別の場所に行っていたかかないといけないというような場所になっております。そういうような形で、なかなか待機を解消するためにどうしても場所が必要になるんですけれども、保育室が必要になるんですけれども、そういった場所の準備のほうに手間取りまして、数年ちょっと待機が出ておるという状況で、推移をしていたというところが一つございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

場所とかいろんな面で非常に大変なことがあるので、準備が整うまでなかなか大変だったということをお尋ねして、ある意味、そうかなと思います。それはもっと違うんじゃないかなってところから、私は今日の一般質問を続けさせていただきます。本来的に今の計画、今の今後の見通しで、今年の予算についてお話をされましたが、今後どうするかということに対するお話はなかったもので、それも含めて、今から一般質問します。

2番目に行きます。令和8年度の募集要項に「希望者の急増により待機者も増えています。基本的に低学年の入所を優先しており、3年生以上は入所を待っていただく傾向にあります。」とありますが、それは条例、先ほど申しました「粕屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、この条例の、ちょっと待ってください。ちょっと最初から行きますね、ごめんなさい。「令和8年度の募集要項に希望者の急増により待機者も増えています。基本的に低学年の入所を優先しており、3年生以上は入所を待っていただく傾向にあります。」とありますが、それは条例第5条、「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に

就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。」と条例の中に書いてありますが、その趣旨に沿っていないのではないかと思われますが、どう考えられますか。この募集要項は、令和8年度の募集要項です。それ以前にも同じ内容がございました。私は今回、昨年10月、11月だったかな。この募集要項を見た時に、その表示があったので、とても驚いたので、今回の質問につなげました。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

条例第5条のほうですけれども、いわゆる学童保育所の一般原則を定めておるものとなります。第1項のほう、今議員のほうに読み上げていただきましたとおり、内容が書いてございます。この項に基づきまして、小学校就学児童の1年生から6年生を預かりの対象としておるところでございます。しかしながら、施設規模等を上回る申込み数がございます場合には、その学童についてはやむを得ず待機をお願いしているというところがございます。お断りしてるのではなくて、空くまで待ってくださいということをお願いしているというところがございます。この待機をお願いする場合がどうしても生じ得るということ、募集要項のほうに記載をさせていただきまして、利用希望者の皆様へ事前説明に努めているというところがございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

何年もの間、待機児童が多かったんですね。令和2年からずっと今回まで。だから令和8年ですね。その中で、もう50名を超える待機児童数があって、しかもそれは県内トップ。そういう状況の中で、何年もこういう表記が募集要項の中にありました。これは、条例に規定のない優先順位を募集要項により運用しているのではないかと考えますが、町の見解をお尋ねします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

どうしてもやむを得ない事情で、施設のほうに間に合いませんので、待機をお願いしているという状況でございまして、その待機、どなたに待機していただくかということをやはり判断をしてまいる必要がございます。それに当たっては、出させていただきました申請書あるいは聞き取り等から状況を判断しまして、優先順位を付けさせていただくということがどうしても必要になってまいりますので、そのような形は、実態としては取らせていただいております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

それは、行政運用として適正なやり方ですか。それをお尋ねします。何年もの間。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

例えば、保育所、幼稚園なんかは、今申込み数が減っておりますけれども、待機が出ておりました際には、優先順位を付けて点数化をしまして、優先の方から入っていただくっていう、点数の低い方については、申し訳ないけどお待ちいただくということはやっております。むしろ、そうやるべきかなというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今まで、待機児童数が、これだけ数があるというのを、議会として、それは報告を求めなかったというの悪いんですけど、私も存じ上げなくて、それで保護者の話から聞いているいろいろ調べたらこういう結果であったと。しかもそれを何年も続いていると。私2年前から、教育委員会にそのことについて、お話をここで問いただしたりいたしましたけれども、設備がなかなか思うようにいかない。それから、子どもの数がとても増えている。そういう中で、現状としてはやっつけていけないというふうなお答えを頂きましたが、今回、拡充という予算を頂いて少しほっとしていますが、私はこの募集要項にこういった内容を書くべきではない。それは、条例の趣旨に反している。幾らそういう状況であっても、あるいはその状況が続かないようにするっていうのは行政の仕事ではないかと思えます。

従来、学童保育はおおむね3年生まで受け入れるという体制がありまして、それはやっていたと思いますが、希望者が多くなったり、それから、このやり方がコロ

ナ以前からちょっと変わっている。そういう内容の変化もございましょうが、しかし、その間の教育委員会の対応について、ちょっといろいろ疑問を持っていますが、こういう条例に無い順位を規定して、町民の皆さんに待ってくださいと。言葉柔らかいですよね。だけど結局はもうそこで諦めて、あるいはその内容が広く知れ渡って、もう最初から希望しないという保護者も私は聞き取りでしております。そういう状況がここ数年続いていたということは、やっぱりちょっとこれは行政としてはどうでしょうか。その辺を教育長お願いします。

○議長 末若憲治君

恵良教育長。

○教育長 恵良章治君

随分長く続いているということだとは思いますが、部長申し上げますように、多分募集の際に、その旨書かないことで、実際に申し込んだけれども待機になったということに、どちらかになると思っていますので、ある意味、丁寧に御説明をするためにはこういう記載は必要なのかなと思っていますところでは。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

それが丁寧なやり方というふうに教育長おっしゃるんですね。でも、現実を把握する。現実にどれだけの方がいらっしゃる。それに対してどう対応するかというのは、役場の行政部署としてのやり方ではないかと思っておりますので、そのことを強く私は指摘したいと思います。本当にこれで、今まで、泣き寝入りって言ったら悪いけれども、そういう形で諦めて、何とか自分で、でもそれとても大変なんですよ。3年生になった直後は、本当に親御さんは不安で不安でたまらない。そういう状況を私に初めて電話して、思い余って電話されたんだろうと思っておりますが、そういう状況があったことを私も知らなかったし、申し訳なかったと思っておりますが、もう少し改善の余地があったのではないかと思いますので、今後このことを指摘しておきます。

次いきます。次は、条例第6条の2に関して、安全計画の策定と計画実施と見直しについての取組、その結果の報告、保護者への周知はということについて質問します。条例第6条の2に関して、安全計画の策定、実施及び見直し並びにその周知が求められています。そこで、本町の学童保育において、安全計画は施設ごとに文書として作成されているのか。また、その策定年月日について伺います。さらに、安全計画の見直しはいつ実施されているのか。その結果は町に報告されているのか

を伺います。また、安全計画の内容は保護者に対して文書として周知され、確認できる状態になっているのか。この条例第6条の2に基づく安全管理がどのように実効性を持って運用されているのか。町の取組を伺います。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

安全計画につきましては、各施設ごとにきちんと定められておるところでございます。制定された月日というのはちょっと記載をされておりませんが、この施設が今の包括委託事業所化をしました時に、その事業所において設定をされて、随時見直しがなされているものでございます。条例第6条の2に基づきまして、保護者への連携を図る目的で、この計画に基づく取組の内容等について、保護者へも学童だより等を通じて周知をしておるところでございます。

また、実施後においても、その内容等を報告していることを、また包括委託の事業者のほうにも確認をしております。具体的には、入所前から夏休み前に、緊急連絡先や連絡手段の確認、加入をしております保険の説明、避難経路や避難場所の説明、設備点検や児童への教育を含めた計画内容の説明を行っておるということでございます。また、夏休みの時期には、食中毒や熱中症の予防、長期休暇、長期休業中の預かりの1日の流れ、あるいは注意事項等の説明、実施した安全指導や安全対策の報告・共有を行っており、秋以降には、感染症予防や体調不良時の対応方法、冬休み・春休み中の1日の流れや注意事項の説明、実施した安全指導や安全対策の報告・共有を行っておるということでございます。そのほか、1年を通じまして、必要に応じて不審者情報等の共有なども行われております。また、安全計画につきましては、事業者の専任保育担当を中心に、毎年見直しが行われておるということで、必要に応じて変更も行っているということも確認をいたしております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今のお話は確認ですね。実際、そのことをいつされて、どういう状況でされたのかというのを、担当者、共立の委託の方と学校教育課が直接話をして、こういうふうだったという報告は受けているんですか。それで今、各家庭にそれを配っているというふうにおっしゃいましたけども、私が事前に伺った時はそういう話もなく、ただ計画はありますということだけでしたが、実際にその内容について、当事者同士で、だから学校教育課とそれから包括委託の担当者とその話、報告を直接受けておられますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

まず、計画の内容は飽くまで事業者が定めるものでございまして、町がこの計画をこういうふうに定めなさいって中身を指導するものではございませんので、計画を定めているということの報告を受けている、見直しを行っているということの報告を受けているということでございます。今回この御質問がありましたので、計画書も提出いただきまして、中身のほうも確認をさせていただいております。保護者への周知につきましても、この計画書そのものをお配りして周知をするというものは条例上も定められておりません。飽くまで取組の内容を周知するというものでございますので、こういう取組をやります。また、やった後にやりましたというような御報告を、学童だより等を通じてされているということを確認しておるところでございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今の説明の中でちょっと気になる点がありますが、計画の内容は事業所が作る。これどういうことでしょうかね。学童保育事業の実施の主体は、粕屋町であり、その担当課は学校教育課ですよね。学校教育課が、直接その安全計画に関与するのではなく、今の言葉尻を取るようなことで申し訳ないんですが、事業者が内容を立てるといふ。それちょっとおかしくないですか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

これ前から御説明をしておりますとおり、委託事業でございます。学童事業そのものの実施主体は、議員言われるとおりもちろん町でございますけれども、実施する内容につきまして、委託という形で事業所のほうにお願いをしておるところでございます。なので、この安全計画の実施も含めましてもちろん学童の運営そのものを、実態的に現場で実施をしているのは委託事業者ということになります。なので、この安全計画などの実施をする委託事業者が自分の所で設定をするという形でするのが当然でもございますし、そういうような形でやっているというところがございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今のお話の内容は、指定管理であればそう思います。ただどちらにせよ、ただ、行政サービス包括委託の所に、飽くまでも支援員をお願いするという形で委託している状況で、その事業全体の主体は、粕屋町の学校教育課があると思っておりますが、私の認識が間違っていますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

委託ですと、飽くまで実施をするのは事業者である。こういう事業内容を実施してくださいということを、委託業者の会社に対して、委託主である町がお願いをするというものでございます。支援員さんを配置していただいて、そこを学校教育課、町のほうから直接指導して事業してもらおうとなりますと、これは派遣になりますので、委託の中ではそういうやり方はできない、法的にも無理だという形になります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

実はこれは、事前にいろんな話を学校教育課ともした時に、ちょっと食い違う所で、私の認識が間違っているのか、その辺がよく私も分からない部分がありますので、今回明らかにしたいと思ってこういう質問を取り上げてます。どちらが正しいのか、それは、あとはもう皆さんの判断でお任せしたいと思いますが、結局、私の考えは、安全計画は町のいろんな要素を含み、あるいは教育委員会の子どもの登下校とか子どもたちのことに関するいろんなのを含めて、主体となって、教育委員会の学校教育課が定め、その具体的な、いつ実施するとかそういった、実施した報告とかそういった内容を受け取るというのは、もちろん業務の委託先の所だと思いますが、大まかの基本的なものは、学校教育課が把握すべきです。

私はある方から聞いたけれども、今、結局コロナ以降、行政サービスの担当になって、学校の状況が全然分からない。不審者がとても多いということ子どもたちから聞いていると。支援員の中では、そういう話は持ち上がっていないような内容なんですよね。だからおかしいなと思って、今回取り上げました。やはり町が責任を持って、委託業者に、だから行政サービス包括委託の支援員さんのことは総務課がすると思うんですけど、この学童保育に関しての主体は町であり、そういうことをきちんとするのは、学校教育課だと思っています。これも、私の認識が違うのかもしれない。ここで、どちらが正しいとかそういうことは言えないと思うの

で、今後にお任せします。

○議長 末若憲治君

本田議員、でもすみません。第6条の2の所には放課後児童健全育成事業者が計画を立てるっていうふうに条例上なってますけど、その条例自体が間違ってるってことですか。本田議員、ごめんなさい。

○12番 本田芳枝君

私が言いたいのは、事業の具体的な内容は包括委託でいいと思います。でもその主体は飽くまでも町。町が、防災計画それから子どもたちの内容も、登下校のこととかいろんな子どもたちのことも、あるいは学校行事のことも含めて、粕屋町の学校担当者がそれを委託するということをするべきだと思います。だから、教育の計画の主は学校教育課だと思います。

○議長 末若憲治君

ごめんなさい。続けてください。失礼しました。

○12番 本田芳枝君

次、質問の4に行きますね。条例第8条に関して、支援員は「必要な知識及び技能の習得、維持向上に努めなければならない。」、また町は「その資質向上のために研修の機会を確保しなければならない。」とある。決算の事務事業シートには資格取得人数の報告がありますが、全体の報告はありません。研修の事例報告もない。改善方法として「研修の受講を支援する」と、その事業シートにあります、どういう支援なのかお尋ねします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

事務事業シートのほうに記載をしております資格を取得した人数、こちらにつきましては、県が実施をしております研修を修了した人数のほうを載せておるものでございます。放課後児童支援員につきましては、当該研修を修了したものでなければならないこととなっておりますけれども、研修受講には受験の資格が必要ということでございます。保育士ですとか、社会福祉士、教職員などの免許があること若しくは高校卒業以上の者等であれば2年以上の児童福祉業務の実務経験があることなどが、この研修の受講資格として求められております。事業所には、そのような受験資格等の事情も考慮の上、可能な方について全員の受講をしていただいております。

なお、今2月19日最新、確認をさせていただきましたら、研修修了者数につきましては、指導員の総数54名中、42名の方が終了しております。取得率につきましては

は、77.8%となります。学校教育課といたしましては、この支援員の皆さんが研修を受講されるに当たりまして、もちろん受講をお願いしますということのお願いをしておりますけれども、される際の申請あるいは受講に係る事務手続等を、課のほうで集約して行うなどの支援を行っておるところでございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

結局、県が行う支援員の取得をするための受講を、現在42名の方が受けておられて、結局その方たちは支援員としての資格が有るということですね。それで、それ以外に十何名の方が指導員。その方たちは支援員の資格がなくて、指導員として働いておられる。そういう方がいらっしゃるということですね。はい。今の説明で分かりました。この全体の総数が分からなかったのと、資格取得者がどのくらいいらっしゃるのかというのは、決算の報告でもお尋ねした時でも、分かりませんでしたので、再度明らかにしたいと思います。

それでその際、研修を受ける際、旅費とか、それから参加者の賃金の保障などは、具体的に包括委託の方と交渉する場合は、それは入っていますか。それとも、それは向こうの考えでやってもらう。どちらでしょうか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

研修受講に係る経費につきましても、その委託事業の中で、研修まで受けてください、これを受ける必要が当然、法的にもあるというものですので、受けていただくということも条件に含んで委託料を設定しておりますので、飽くまで業者に払っている委託料の中で、業者の中で調整をしていただいているという形になります。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

それと研修は、支援員としての資格を得る研修と、それ以外に、その後指導員として支援員として働いている場合の研修もあります。それは全く別。私、福岡県にも、それからいろんな所に問い合わせ、そういう研修も是非受けてほしいという流れがありますが、それは受けておられますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

議員の言われてる研修と同一のものかはちょっと判断がつきませんが、この事業者の中にも、先ほど言いましたように保育の専任担当者というのがございます。こういう保育に関するプロフェッショナルを雇用していただいておりますし、またそれ以外、外部が実施しておる研修というのも幾つもございます。そういったものも、ちょっと今日その資料、何を受けたまで持ってきておりませんが、かなり積極的に受けていただいているというふうに報告は受けております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私が何故それを申し上げるかと言いますと、日々支援員の方、指導員の方は、子どもに向き合っておられます。この世の中の流れ、子どもたちの家庭の状況、学校の状況、いろんなトラブルが発生していると思いますけれども、それを丸ごと受け止めて見守るという作業をされるので、私はこの研修はとても大事だと思うし、是非、委託先にもきちんと研修を受けるように賃金保障をしてほしいと。それで、何名の方がどのような研修をどう受けられたかという報告まで求めて、その内容を学校教育課が把握してほしいというふうに思っています。福岡県の研修も、指導員、資格を受けた後、何年か後、対象の研修もございます。いろんな研修を今回、県のほうにも出向きまして情報を取りました。その時もおっしゃっておられました。非常に今、世の中の流れが大変な状況なので、県としてもこういうメニューを用意しているんですよというお話をされて、それが今、されているのか。私は、決算を聞いた時は業者がしていると思いますという答弁しかなかったので、今回確認をさせていただいております。

次、5行きます。事業主体は、町であり、実際の運營業務担当は学校教育課。支援員の仕事内容、処遇に関して、行政サービス包括業務委託の一部である関係上、担当は総務課となっております。実際に総務課と業者の協議は定期的に行われているようです。学校保育事業は単なる業務委託ではないので、町の担当課である学校教育課との協議も必要ではないかと思ひ、その対応をお尋ねします。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

委託事業者の方との協議につきましても、会社とという形にはなりますけれども、当然、学校教育課としても必要な場合がございますので、その都度協議を行っておるところでございます。この委託事業者の担当者の方、ほぼ毎日、多ければ日

に複数回、業務担当の各課を庁舎内回っておられます。当然、学校教育課のほうにも来られますので、必要があればその都度協議を行っておりますし、仮に何か急ぐ必要がある場合は、電話等で連絡をしまして、協議をお願いするというのも現にやっておるところでございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

定期ではないんですね。その都度ですね。私はこの仕様書の中には、総務課は月1回の協議を行うって、ちゃんと仕様書に書いてあるんですよ。けども、学校教育課のことは書いてないんです。その他いろんな課とのいろんな行政サービスの職員を派遣しておられる内容がずらっとありますけど、一業務にしか過ぎないので、定期的に協議はされていないのではないかというふうに考えていますが、今、その都度必要があればという対応で、結局私が申し上げたいのは、日々どんな内容があるか報告をきちんと受けてほしいし、月に一度は定期的に学校教育課の担当者がその業務を受けて、説明を受けてほしいというふうに思っています。何故、そういうふうに思うかと言いますと、これは、他の派遣の所のいろんな課の包括委託の業務内容とは学童保育の内容は違います。日々様々なことが起こるので、是非定期的にそういう、学校教育課とそれから委託先の方との定期的な協議を、総務課だけではなく、学校教育課もきちんと行う。しかもそれを仕様書の中に明記する。そういう形が必要ではないかと思います。それはどう思われますか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

議員言われますとおり、特に保護者では子どものほうで何か緊急事態がありましたときとか、何ですかね、急いで対応する必要があるものというのも発生する場合がございます。そういう面では、この都度協議をさせていただいている、都度対応させていただいているもののほうが、より早く対応が可能になりますので、その回数もかなり多ございますから、定期的っていうよりもむしろたくさん協議をさせていただいているんじゃないかなというふうには思っています。それに関して、仕様書に記載すべき点につきましては、今後また総務課と協議をさせていただきながら、盛り込むかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

とても曖昧な答弁だと思います。きちんと月に一度はする。そして、それ以上に必要な場合はその都度する。そういう体制をきちんととっていただきたいというふうに私は考えます。

次、質問6行きます。子ども・子育て支援事業計画での学童保育事業における、利用児童数の見込みは減少から横ばいとなっています。しかし、経済的な理由、女性の就業意欲など、社会が大きく変化しているため、増加に転じる可能性はあると考えます。そういった場合に町として柔軟に対応できる、その見通しと対策はどうでしょうか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

子ども・子育て支援事業計画のほうにおきます学童利用児童の見込み数につきましては、計画策定時以後に学童利用の対象年齢となる各年齢の子どもさんの数に対しまして、この策定時における預かりの率を掛けて、かなり単純に算出をされておるものでございます。社会的なニーズの変化等の推移、推定が困難なファクターですとか、土地あるいは宅地開発等の計画策定時に未確定の条件というのは反映しておりません。そのため、児童数は減少に推移していたとしても、議員の言われますとおり、様々な要因がございます。学童利用希望が増加するということも考えられるところでございます。

学童利用規模の増減につきましては、町としましては可能な限り柔軟かつ早期の対応を図りたいと考えておるところでございますが、対象年齢の児童数が減少していく中で、この社会的ニーズによる変化、その増加について、長中期的にどれだけ見込めるのか、また財政状況も鑑みながら、投資可能な経費をどう検討するのかということを考える必要がございます。この件についてはちょっと御理解を賜りたいかなというふうに思っております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

そういったこともありますので、待機者がずっと続くという状況の中で、今後の町の状況も考えて、子どもの数は減るけれども、いわゆるそのニーズは高まっているんだという状況の中で対策を立てていただきたいかったと私は思います。それは過去のことなのでどうしようもないんですけども、やはり、世の中の状況は、子どもの数は減っていますが、このニーズ、いわゆる就労支援であり、家庭支援であるという学童保育のニーズは確実に高まっているし、こども家庭庁もそのことを強く

各自治体に発信しているもので、様々な補助金などをいろいろ出しています。それを活用して、例えば、夏休みとかいろんなそれから支援員の待遇面の補助とかをしているので、そういうことを対応しながらやっていっていただきたいと思ったので、今後の対応、もう非常にこの計画の中を見て、今までは本当にそのとおりであったんですけど、今後の推移がただ数字を現状に合わせてどのぐらいの希望者が今までであったから今度こうだと。だからそれによると、別に増やす必要はなかったんですよ、その学童保育の拡充は。

だけど、現在それを拡充するという方向性になっています。それは、私は町の流れが変わっていているんだらうというふうに思うし、それから世の中の子ども子育ての支援の在り方、家庭支援の在り方、女性の働き方、労働力が足りませんか。そういう状況の中で世の中が変わっていているということで、こういう内容があると思うし、この状況が今後どのように続くか、それは分からないんですよ。そういったことも踏まえて、この事業を担当している学校教育課は考えて欲しかったし、今後も考えてほしいなというふうに思います。その件についていかがですか。

○議長 末若憲治君

堺教育部長。

○教育部長 堺 哲弘君

社会的ニーズ、それから今言いました開発等も含めまして、できるだけ多くの情報から今後の推移というのを把握しながら、対応してまいりたいと思いますけれども、今議員の御質問の中にもありましたように、分からないっていう状況がかなりございます。検討はしたいんですけども、実際じゃあどれぐらいニーズが増えるのか減るのか。増えるとしてじゃあどれぐらい増えるのかというところは、正直分からないというところがございますので、分からないなりに何とか対応を考えてまいりたいと思いますけれども、それが十分なものになるかどうか。幾らでも財政かけられるのであればいいですけども、そういうわけにもまいりませんので、やっぱ過度の財政負担というのは無理がございますので、そこも含めて検討を総合的にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

今教育次長がおっしゃったみじくも「分からない。」、確かに分かりませんよね。けども、待機、募集要項を出して受付をして、その募集要項に小学生の6年生まで可能なことを述べて、そして募集をかける。そうするとニーズは把握できま

すよね。でもうちの町は、その段階からおかしいんです。建物・施設はこれだけしかないから、これだけしか入らないから、我慢してください。これに該当されない方は我慢してくださいという内容に読み取れるんです。しかも、2年前からその話はしているのに、今年の募集要項にもそれが記載そのまましてあるんです。これって、行政運用としては非常におかしい。粕屋町の状況を、今の社会状況を、例えばこの数字、このニーズから分かるはずなんです。前回私申し上げました。転出者が多い。なぜ、転出者が多いのか。それは家を建てるのに土地が高いからというふうに大方思ってたし、私もそう思っていました。でも実際、私が小さい子どもを持って働く場合、待機児童がない所に引っ越しをします。自分の仕事、自分の家庭を守るために。私は、その電話を2年前に受けた時から、本当に申し訳なかったと。そういう事実が気が付かなかったというふうに思って、これを割と申し訳ないけどしつこくしています。やっぱりそういうニーズを感じる。それを粕屋町役場はもうちょっとしてほしいと思います。最初から希望者が少なければ事業も安泰で進みますよね。でもそれでは、粕屋町という今後のことを考えたら駄目なんです。今の現状、若い方たちがどのように考えて、どのように行動するのか。それをいち早くそのニーズを把握するのは、町の仕事であり、それを町が今後、運営に。

私は、福岡市は見事だと思います。鋭い、センスもいい、予算の書き方も鋭い。でも私、真似はしたくありません。ただ今回予算で、割と福岡市がこうという話をされます。私は、そのやり方が全部が全部正しいとは思わないし、今回いろいろ調べて、福岡市は待機者ゼロなんです。すごいなあと思いました。ところが実際、福岡県の学校教育連絡協議会の中で話を聞くと、ぎゅうぎゅう詰めですって言われるんです。入れるけれども、実際その法的な施策が緩和してるんでしょうね。だけど、その方がおっしゃるには、ぎゅうぎゅう詰め、あれは問題ですと。うちはぎゅうぎゅう詰めじゃないんですよ。そういう意味ではありがたいというふうに思いました。だからどっちがいいとか、そういうことは言えないんですね。

ただ私、この学童保育に関して、実は10数年前、今の中央小学校が新しい学童保育の施設を建てる時のきっかけになったと思います。支援員の適切な指示っていうか、そのやり方がうまくいかなくて、子どもさんが長い間不登校になられて、いろんなことを親子で悩まれた。そういうことがあるので、支援員の方の研修はきちんとやってくださいってのは、その都度から言いましたから、それはやれているだろうというふうに思っていたんですが、よく調べるとそれもちょっと曖昧。決算の時の答弁も曖昧でした。だから今回このような形で報告をして確認をするために一般質問するんですけれども、そういったことを含めて、もう少しニーズ調査をきちんとしてほしい。「分からない。」、確かに分かりませんよね、数字見ただけでは。

だけど、どっかがおかしいんです。それを気が付いてもらいたいと思って、今回一般質問挙げました。

はい。じゃあ次行きます。質問の7、最後になります。学童保育は、放課後児童の健全育成支援だけではなく、就労支援であり、家庭支援であることが言われています。国の担当は、こども家庭庁になったこともあり、町も担当部署もこども家庭センターに移してはどうですかというふうに書きました。実はこの後ちょっと私も考えがある、変わった所がありますが、一応この質問に対してお答えをお願いいたします。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

学童保育につきましては、国の所管がこども家庭庁に移管される前は、厚生労働省の所管であったこともあり、国の所管に従い、町長部局の福祉部門やこども政策担当部署が担当している自治体も見受けられますが、本町におきましては、学童保育が学校の施設内や学校の空き教室を利用するなど、学校と密接な関係があることから、現行どおり教育委員会で所管し、運営していくことが最も適当であると考えております。

学童保育をこども家庭センターに移管してはとのお尋ねでございますが、町長部局で所管する場合は、御指摘の母子保健のほか、児童虐待や養育相談といった困難ケースなどの専門的な相談支援拠点であるこども家庭センターではなく、保育園幼稚園のほか、総合的なこども政策を所管する子ども未来課が担当することになるとは思いますが、先ほど述べましたように、学童保育は学校と密接な関係があり、円滑な運営のためには、教育委員会学校教育課で引き続き所管していくことが適当であると考えております。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

敷地内に学童保育所はありますよね。だから、密接な関係がそこでできる。教育委員会が管轄しているから、学校教育の中での密接な関係ができるというふうに今おっしゃいましたが、それははてなです。今、以前と比べて雇用形態が変わったので、それが大きく影響してるのかなと思います。行政サービスの包括委託の前は、学校教育課が直接いろんなことに携わっておられたから、情報も、例えば、スケジュールとかいろんなことは支援員さんのほうに入っていたようです。

ところが今は、なかなかそれが難しいということを聞いています。だから、場所は学校の敷地内にありますが、果たしてそれが、今副町長がおっしゃったようにできてるかどうか、これも今から検証しないといけないし、私が質問した時期と、今こうやって一般質問する時期とは、時期が異なりますので、いろいろ内容も変わっていくことはあると思いますが、私は、確かに場所は学校教育課にお借りしているその敷地内、教育委員会の敷地内にお借りしているけれども、今後の流れとして、いろんな国からの補助金とかやり方とか内容が直接伝わる、私ども家庭支援センターと言いましたけれども、もう一つ別のことを考え始めました。

それは、予算の説明の中で、子ども未来課が西幼稚園の新しい事業について説明をされたんですね。幼稚園が実際に幼稚園として、例えば、園児がいない間、小学校の子どもさん対象に子どもの居場所づくりということで始められる事業があるようなんです。私はそれを見た時に、それと子ども家庭センターの業務内容は私もいまいち分かってなくて、予算の時に説明聞いたら、これはやっぱりここは無理かなあというふうに思いました。それは私が考えるんじゃないで、そちらが考えてほしいと思います。教育委員会ではなくて、住民福祉部のほう、そちらで学童保育の事業を担当していただけたらというふうに今は思っています。

だからこれは、単なる組織論ではなく、学童保育の位置づけを教育保管から児童福祉、家庭支援へと明確化する政策的な転機を今私は提案しているつもりです。これはすぐお願いしますという形で変わるかどうかそれは分かりませんが、今後、幼稚園跡地ですよ。中央幼稚園、それから仲原保育所の跡地を将来的には学童保育にするという話も聞いています。そういったことを考えたときに、私は住民福祉部で対応できる。しかも、福祉の部分からの学童保育という観点から、今よりも更に充実できる内容になるのではないかとというふうに考えて提案をしております。どうでしょうか。先ほど私が質問を文書で書いたそのお答えだと思いますけど、今の私の質問に対してどう思われますか。

○議長 末若憲治君

池見副町長。

○副町長 池見雅彦君

福祉の観点から、町長部局の子ども未来課に移管してはどうかというふうな御意見でございます。ただ、先ほど申しましたとおり、他の団体では、そういうふうに教育委員会ではなく子ども担当部局で所管しておる所もございますけども、いろいろ考え方はあろうかと思えます。ただ、一つの視点、例えば、今回空き教室を、敷地を利用しただけではなくて、やはり空き教室を利用して学童保育を拡充させていただいております。これはやはり学校教育課の中で議論しながら、こういうふうな

学校に御無理をお願いしながら、そういうふうなこともできたということもござい
ますし、あとやはり小学校に通う子どもたちの福祉、親の問題でもありましょ
うが、飽くまでも主体は子ども、小学生の問題であるのかなというふうに考えま
す。その連携、学校と学童の連携、そういうふうなことも考えまして、私ども本町
いたしましては、引き続き学校教育課のほうで所管することが適当だというふう
に考えてございます。

以上でございます。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

全般的な流れの中で、私が何を皆さんに申し上げたいかということは、ちょっと
分かりづらい所もあったかもしれないけど、お分かりいただいたかも分かりませ
んが、現状の状況の中で、例えば、教育委員会の対応がいまいちだとか、そうい
うことを問題にしているのではなくて、物事の本質を考えて、今後これがどうい
うふうな方向に行くかということを考える必要が今あるのではないかと思います。
前回の一般質問の時に、子育て世代の流出がひょっとしたら学童保育の整備設
備が足りないことも一つの要因ではないかというふうに町長に投げかけて、分析検
討しますとおっしゃっていただきましたが、それが今回の、予算の拡充につなが
っているのかなと思います。それはどうでしょうか。前回、質問いたしましたので
申し上げます。

○議長 末若憲治君

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

様々な問題があると思うんですよ。一つのことだけではありません。転出が多い
というのはですね。学童だけの問題ではありません。それは議員おっしゃるよ
うなこともあるかもしれませんが、やはり本質的には、粕屋町に、地価が高くても、例
えば、貸家、アパートの家賃が高くても粕屋町に住んでみたい、住み続けたいと思
われるような粕屋町の魅力っていうのは、もう本当に教育問題、正に教育のレベル
が上がってるというのが、親御さんの一つの動機だろうと思うんです。進学率が高
い、あるいは有名校に行ってる子どもが多いとかですね。全国学力調査でも、粕
屋町は飛び抜けていいんだと。そんなことも、以前の学校経営報告会でも各校長
が示しましたとおり、粕屋町の教育レベルが非常に上がってる。これも大きな
要因だろうと思います。

そしてまた保育所も完備してる。あるいは子育て支援も。例えば、相談する場所

がある。こども館も完備している。様々な要因の中での一つが学童保育なんだろうと思います。だから、これは今、側面的なことだけおっしゃいましたが、過去西小学校の増築あるいは大川学童保育の拡充、様々やってきてるんですよ。それに追いつかないぐらいの社会状況の変化がある。これは事実だろうと思います。どこのどこでも。それはお認めいただきたいと思うんですね。だから、これから先のニーズについては、正にいい御意見だと思います。ニーズ調査をする必要があるのかなと思いますが、そういったことを観点で、総合的に今後の学童保育の在り方、これは考えてまいりたいと思います。

○議長 末若憲治君

本田議員。

○12番 本田芳枝君

私も今町長がおっしゃったのは、そのとおりだと思います。ただ、ニーズに追いつかない。あるいは、ニーズを把握する努力を足りなかったのではないか。そこを適正に条例を運用して、行政運用もしていただきたいということを指摘したいと思います。その点でもう1点、申し上げたいことがあります。それは粕屋町が行政サービス包括業務委託に委託をしていて、今、昨年12月に債務負担行為を上げられました。私その時に、その件に関しては反対をしました。内容がよく分かっていないから。今回説明があると思います。これは、学校教育課と総務課の中で、この委託の在り方をどう考えるかっていうのは、もうちょっと綿密に考えないといけないのではないか。先ほど議長が、放課後児童健全育成事業者は、計画を作成すると。だから事業者は、包括委託の会社ではないかという考えで、先ほど、教育部長がおっしゃいましたよね。

私は、うちの町の学童保育の事業者は粕屋町。その主体は学校教育課だと思います。行政サービス包括業務委託がしているわけではないと思います。だから責任を持って、そこをきちんとする必要があるんですけど、実はこれが曖昧なんですよ。私はいろいろ調べて、今のお考えだと指定管理者の考え方に近いんですけども、どの業務をどこに委託して、その内容の責任はどこであるかという所在をもう少し明確にしていかないと、物事は思うように進まないのです。今日ここで、そのことをいろいろ言ってもしょうがないので、今後、予算常任委員会の中で、あるいはほかの所でも、その委託の在り方について、粕屋町はもう新しい行政職員を採用したいと思っても、今後のいろんなことがあるから簡単に採用できないということは分かっております。じゃあどうするかというと、こういう行政サービス包括委託業務のような所をお願いしないといけない。その業者も、町が育成する必要もあると思います。国全体でそういうことを考えていきながら、委託のことあるいは事業

者の主体はどこかを、きちんきちんとその都度明確にしながら、仕様書にも明確に入れながら、今後委託をする必要があるのではないかというのを今回私勉強いたしました。私が正しいとは思っていません。私も分からないことだらけ。でも、すごく勉強になりました。今後、このことも併せて、私は会計年度任用職員のことを、今回の川口議員がいろいろ女性の雇用についておっしゃっていただきましたが、問題を持って今後も皆さんに問うていきたいと思いますが、それと関連した形で、今後このことを進めていきたいと思います。

私の一般質問は、以上で終わります。それではよろしくお願いします。

(12番 本田芳枝君 降壇)

○議長 末若憲治君

以上で、2日間にわたりました「一般質問」は全て終了いたしました。

○議長 末若憲治君

議案第33号、「工事請負契約の締結について」、急ぎ案件ですので、ここで議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

○13番 宮崎広子君

議案第33号は、「工事請負契約の締結について」です。

本議案は、朝日団地建て替え2期工事を実施するものです。昭和49年から53年にかけて建築された朝日団地は、建築から約50年が経過し、広範囲に劣化が進行しております。そのため、粕屋町営住宅長寿命化計画に基づき、建て替えを行うこととし、1期工事では、令和7年8月に32戸の住宅を完成させました。今回の2期工事においては、去年完成した住宅に、鉄筋コンクリート造4階建て、20戸を増築するもので、この工事を実施するに当たり、2月17日に条件付一般競争入札を行ったところ、岩堀・オリーブハウス特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社岩堀工務店 代表取締役 金子泰大が、工事請負金額5億8,762万円で落札したので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和9年3月31日となります。財源は、社会資本整備総合交付金を活用して実施されます。

審査の中で、条件付一般競争入札の条件はという質疑に対して、10年以内に共同住宅の建設実績があることや、経営事項審査総合通知書の評定値が基準を満たしていることなどとの回答でした。なぜ1期工事の際に朝日2団地全棟の取り壊しができなかつたかという質疑に、工事に係る住民の仮移転を最大限少なくし、負担を軽

減するように計画していたため、今回2期工事で解体する部分の取壊しを行わなかったという回答でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、原案どおり全員賛成で可決すべきと決しましたことを御報告いたします。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第33号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前11時44分)

令和8年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（本 会 議）

令和8年3月6日（金）

令和8年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和8年3月6日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 議案等の上程
- 第2. 議案等に対する質疑
- 第3. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 堀本高良	9番 川口晃
2番 牟田口直輝	10番 田川正治
3番 川崎尚子	11番 小池弘基
4番 古家昌和	12番 本田芳枝
5番 田代勘	13番 宮崎広子
6番 杉野公彦	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 福永善之	16番 末若憲治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 白 井 賢 太 郎 議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（10名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 恵 良 章 治	総 務 部 長 新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長 古 賀 み づ ほ	都 市 政 策 部 長 田 代 久 嗣
教 育 部 長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
財 政 課 長 吉 田 勉	都 市 計 画 課 長 井 手 正 治

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、改めましておはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日、町長より追加議案が提出されております。よって、議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、第2、第3として議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

議案等の上程、議案等に対する質疑、議案等の委員会付託を日程に追加し、追加日程第1、第2、第3として議題とすることに決定をいたしました。

○議長 末若憲治君

追加日程第1、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日、町から提出された追加議案は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

○町長 箱田 彰君

改めておはようございます。本会議を招集していただきまして、本当にありがとうございます。今回、追加で提案させていただき議案1件につきまして、上程並びに提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

追加で提出させていただき補正予算案は、駕与丁公園魅力向上事業費において、予算の一部を翌年度に繰り越す必要が生じたため、繰越明許費を計上するものでございます。

以上、追加する議案の上程並びに提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 末若憲治君

追加日程第2、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

○議長 末若憲治君

追加日程第3. 「議案等の委員会付託」についてをお諮りいたします。

本日追加で上程されました議案第38号は、付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、本日上程された議案第38号は、付託表のとおり、所管の委員会に付託することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

(散会 午前9時33分)

令和8年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和8年3月16日（月）

令和8年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和8年3月16日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 堀本高良	9番 川口晃
2番 牟田口直輝	10番 田川正治
3番 川崎尚子	11番 小池弘基
4番 古家昌和	12番 本田芳枝
5番 田代勘	13番 宮崎広子
6番 杉野公彦	14番 山脇秀隆
7番 案浦兼敏	15番 安藤和寿
8番 福永善之	16番 末若憲治

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議 会 局 長 臼 井 賢 太 郎 議 会 局 主 幹 松 永 泰 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰	副 町 長 池 見 雅 彦
教 育 長 恵 良 章 治	総 務 部 長 新 宅 信 久
住 民 福 祉 部 長 古 賀 み づ ほ	都 市 政 策 部 長 田 代 久 嗣
教 育 部 長 堺 哲 弘	総 務 課 長 豊 福 健 司
総 合 政 策 課 長 木 場 洋 介	地 域 共 創 課 長 青 木 裕 次

財 政 課 長	吉 田 勉	住 民 課 長	大内田 亜 紀
子ども未来課長	渡 辺 剛	こども家庭センター課長	山 田 由 紀
高齢者支援課長	筒 井 薫	福 祉 課 長	渋 田 加奈子
健康づくり課長	渡 辺 理 恵	都 市 計 画 課 長	井 手 正 治
産業振興課長	稲 永 剛	道 路 環 境 整 備 課 長	吉 村 健 二
上下水道課長	黒 田 道 明	社 会 教 育 課 長	石 川 弘 一
給食センター所長	岡 野 哲 枝		

(開議 午前9時30分)

○議長 末若憲治君

皆様、改めましておはようございます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

○議長 末若憲治君

議案第11号「粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「粕屋町行政手続条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第14号「粕屋町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について」、議案第35号「町道路線の認定について」、議案第36号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」、議案第37号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

以上、総務建設常任委員会関連10議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

田代総務建設常任委員会委員長。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 登壇)

○5番 田代 勘君

それでは報告いたします。

議案第11号から議案第14号、議案第35号から議案第37号、諮問第1号から諮問第3号について、付託を受けました総務建設常任委員会での審査の経過と結果について一括して報告をいたします。

まず初めに、議案第11号は、「粕屋町有給職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」及び「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」が、令和7年4月1日に施行されたことに伴い、国家公務員の旅費に準じた取扱いとするため、所要の規定を整備するものでございます。

委員会の中の審査では、旅費削減の方向性や物価高との整合性についての質疑に対し、宿泊手当の金額設定は、国の基準に準じている。旅費は、基本的に実費を支

給する内容であり、国の方針として、公費は必要な分だけを支出するという点が重視されているという答弁がありました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第12号は、「粕屋町行政手続条例の一部を改正する条例について」でございます。

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が、令和8年5月21日に施行されることに伴い、「行政手続法」が改正されるため、所要の規定を整備するものでございます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第13号は、「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「地方自治法の一部を改正する法律」及び「地方自治法施行令等の一部を改正する政令」が、令和8年9月24日に施行されることに伴い、引用している「地方自治法」及び「地方自治法施行令」の条文が繰り下げられますので、所要の規定を整備するものでございます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、議案第14号は、「粕屋町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について」でございます。

粕屋町の議会の議員及び長の選挙において、電磁的記録式投票機を用いるに当たり、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」に基づき、所要の規定を整備するものでございます。

委員会の中の審査では、電子投票導入の費用対効果に関する質疑では、導入委託料として980万円の予算を計上。従来の開票事務従事者や機器が不要になることで、約80万円の経費削減。差引き約900万円の負担増となるが、この事業は特別交付税の対象メニューであり、それらを踏まえ、選挙管理委員会で導入を決定したとの答弁。また、無投票の場合における費用の見込みに関する質疑では、他の自治体で実績がある事業者を確認したところ、無投票となった場合は、未発生費用は請求しない旨を確認しているとの答弁。ただし、導入準備、例えば、住民向けの説明会、イベント、主権者教育など、啓発費に係る費用は発生するという答弁があり、今後の展望として、来年4月の県議会議員選挙も見据え、粕屋町で電子投票が利用

できるよう県に条例改正を働きかけ、この取組を福岡県全体へ波及させたいという答弁がありました。また、電子投票を導入決定した主な動機と背景についての質疑では、根本的な理念は、有権者が投票しやすい環境を整備すること。以前は、費用面で困難であったが、国が電子投票に対する特別交付税措置を創設、拡充したことが大きな後押しとなった。これにより、町の財政負担を最小限に抑えつつ、投票環境の整備という目的を達成できる見込みが立ったため、導入に踏み切ったという答弁でございました。

議員間討議では、複数の委員から、事務負担の軽減、障がいを持つ方の投票負担の軽減、選挙への関心向上による投票率向上への期待などが述べられ、導入に賛成する意見が相次ぎました。また、当初予算面での懸念があった委員も、主権者教育の実施や将来的な展望や方針を聞き、有益であるとの意見に変わった委員もおられました。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第35号は、「町道路線の認定について」でございます。

主要地方道筑紫野古賀線バイパス整備に伴い、機能復旧として整備された代替道路の路線の認定をすることについて、「道路法」第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第36号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を、別図2に示すとおり、江辻西一丁目から江辻西四丁目へと変更するに当たり、「地方自治法」第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求められたものでございます。なお、実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、令和7年度第3回粕屋町住居表示審議会におきまして、承認する旨の答申を頂いております。また、「住居表示に関する法律」第5条の2第1項の規定に基づき、1月19日から2月18日まで公示を行っております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第37号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」でございます。

令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴

い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、「福岡県市町村職員退職手当組合同約」を変更するため、「地方自治法」第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

続きまして、諮問に入ります。諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

現在、粕屋町人権擁護委員の定数6名に対し、1名欠員が生じておりますので、新任として、原町区にお住まいの井上泰博氏を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦するため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものでございます。

井上氏は、経歴書にありますよう、長年、小学校で教鞭を執られ、校長を経て、現在も小学校の非常勤講師として学校教育に携わっており、文部科学大臣や福岡県教育委員会による優秀教員としての受賞歴もございます。人権擁護委員としても、これまでの識見をもって粕屋町のために御尽力をいただける方だと考えております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、適任と決しましたことを御報告いたします。

続きまして、諮問第2号も「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員、長義則氏の任期が、本年6月30日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものでございます。

長氏は、経歴書にありますように、長年、中学校で教鞭を執られ、退職後は粕屋町の人権教育担当や教育相談員をお引き受けいただいております。人権擁護委員としては、3期歴任されており、幅広い知識を持って人権の取組をされております。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、適任と決しましたことを御報告いたします。

最後になります。諮問第3号も「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員、大庭由美氏の任期が、令和6年、失礼。訂正です。本年6月30日をもって満了となりますことに伴い、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦す

るため、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものでございます。

大庭氏は、経歴書にありますように、駕輿丁区の民生委員、児童委員や粕屋町福祉巡回バス運行協議会会長、粕屋中学校の学校評議員をお引き受けいただいております。現在は、人権擁護委員として、これまでの様々な御経験をいかされた活動をされ、人権問題への理解も深く、人格・執権共に優れた方であります。

総務建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、適任と決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(総務建設常任委員会委員長 田代 勘君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。

質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第12号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第35号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第36号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第37号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、諮問に入りますが、本案は人事案件につき、申合せにより討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

○議長 末若憲治君

続きまして、諮問第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、諮問第2号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

○議長 末若憲治君

続きまして、諮問第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、諮問第3号は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

○議長 末若憲治君

議案第15号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第16号「粕屋町重度障がい者医療費医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「粕屋町国民健康保険財政調整基金条例の制定について」、議案第19号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第20号「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第21号「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第22号「粕屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」、議案第34号「工事請負契約の締結について」、請願第2号「基幹相談支援センター設置に関する請願」。

以上、文教厚生常任委員会関連10議案を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

宮崎文教厚生常任委員会委員長。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 登壇)

○13番 宮崎広子君

御報告いたします。

議案第15号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」です。

国民健康保険の財政運営の責任主体である県から示された、令和8年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を基に、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものです。

審査の中で、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申では、令和8年から追加される子ども・子育て支援納付金の記載もあるが、今回の改正案には含まれていないがどうなっているのかという質疑に、子ども分については、地方税を管轄する総務省からの税条例参考例等が発出され次第、整備を行っていくという回答でした。

議員間討議では、国策の話は議案審議するのはいかがなものかという意見や、国策でも話し合う必要があるという意見が出ました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、原案どおり全員賛成で、可決すべきと決したことを御報告します。

議案第16号は、「粕屋町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」です。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、同法において条項ずれが生じたので、これを引用している本条例について、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、原案どおり全員賛成で、可決すべきと決したことを御報告します。

議案第17号は、「粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」です。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書発行手数料の減額を実施していますが、令和8年3月31日をもって実施期間が終了するため、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、原案どおり全員賛成で、可決すべきと決しましたことを御報告します。

議案第18号は、「粕屋町国民健康保険財政調整基金条例の制定について」です。

粕屋町の国民健康保険の財政状況におきましては、平成30年からの赤字が令和6年度で解消され、令和7年度も黒字が見込まれています。しかしながら、令和8年度から実施される子ども・子育て支援納付金分の追加や、国が進める県内保険料の完全統一、さらには加入者の減少など、この先も厳しい財政運営が予想されます。

また、物価の高騰や医療の高度化による医療費の増大、予期せぬ大規模災害の発生等、著しい負担増となる場合への対応も必要とされるため、安定的な財政運営を目指し、財政調整基金条例を制定するものです。

審査の中で、余剰金を基金に組み入れるのではなく、保険を使わなかった人に還元すべきという反対意見や、この先、保険税の引上げが見込まれる場合に、基金があることで安心できるという賛成意見がありました。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、原案どおり賛成多数で、可決すべきと決したことを御報告します。

議案第19号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」です。

令和7年度税制改正を受け、「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が、本年4月1日から施行されることに伴い、介護保険事業計画中の想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、令和8年度の保険料段階が令和7年度と同様の判定となるよう、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、原案どおり全員賛成で、可決すべきと決したことを御報告します。

議案第20号は、「粕屋町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

「児童福祉法」の改正により、国家戦略特別区域に限定されていた地域限定保育士制度が一般制度化され、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係条例中の職員の配置に関する規定を整備するほか、所要の規定を整備するものです。

審査の中で、虐待の事例が上がっているのかという質疑に、粕屋町の事例は無いという回答でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で、可決すべきと決したことを御報告します。

議案第21号は、「粕屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」です。

「児童福祉法」の改正により、保育所等の職員による虐待を発見した場合の通報義務等が創設されたことに伴い、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で、可決すべきと決したことを御報告します。

議案第22号は、「粕屋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」です。

「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、国が特定乳児等通園支援事業の運営

に関する基準を定めたことに伴い、これに従い、又は参酌し、事業の運営に関する基準について、所要の規定を整備するものです。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、全員賛成で、可決すべきと決したことを御報告します。

議案第34号は、「工事請負契約の締結について」です。

本議案は、粕屋中央小学校体育館第2期大規模改修工事を実施するものです。

粕屋中央小学校体育館は、建築から30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、今後、長期間、児童が安心して学習できる施設となるよう、2か年に分けて大規模改修工事を実施しているところです。令和7年度に第1期工事を終え、今回は第2期工事となります。この工事の内容としましては、体育館の内装改修、電気設備改修、機械設備改修を行うものです。この工事を実施するに当たり、2月17日に条件付一般競争入札を行いましたところ、株式会社環境施設 代表取締役 田中直継が、工事請負金額2億3,726万8,900円で落札したので、この者と契約を締結するに当たり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、工事期間については、契約効力発生の翌日から令和8年11月30日となります。財源は、公共施設等適正管理推進事業債を活用し実施されます。

審査の中で、一般競争入札で、当初JV（共同企業体）入札がなく、その後単体の入札で2社が参加となった理由について質疑があり、資金が5億以上はJVが必要だが、1億以上は単体で参加できる。ヒアリングでは、さらに技術者不足が応募の低迷で、JVでは2億規模では採算が取れないという回答でした。

文教厚生常任委員会で慎重に審査した結果、原案どおり全員賛成で、可決すべきことを御報告します。

請願第2号「基幹相談支援センター設置に関する請願」の採択を求める請願書について、付託を受けました文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

請願の趣旨に関しましては、12月定例会で配付された請願書に記載されておりますので省略します。審査に入る中で、参考人招致を行い、請願者に説明を求めました。そこで、様々な窓口を案内され、窓口ごとに同じ相談を何度も繰り返し説明し、各課を行き来することの苦痛や疲弊をお聞きしました。次に、福祉課から基幹相談支援センターの設置に対するこれまでの経緯及び見解について報告を受けました。行政窓口の対応は、全てきっちりとそれぞれが対応しており、受けた相談は最後まで対応しているとのことでした。さらに、請願者と福祉課の意見交換の場も設けられました。

委員会では、窓口まで相談に行けず、諦めている人たちがいること。虐待や高齢

家族の将来への不安など、多岐にわたる住民の悩みを役場窓口だけでは拾えていないこと。さらに、窓口は民間事業者をあっせんできないため、事業者一覧を渡し、相談者は自分で事業者を探さなければならないこと。デリケートな距離感を要する相談者の話を、ただ聞くだけの仕事を役場窓口に求めることではないことなど、審査を進める中で、基幹相談支援センター設置が求められている必要性が明らかになりました。粕屋中南部での年間相談件数は、6,517件のうち2,136件と、粕屋町の相談件数が非常に多い状態です。委員会では、複数の課をまたぐ窓口の一元化を図り、住民がすぐに相談できる環境や相談員等の専門家がいる状態を作ることが重要であるという意見や、請願の1項目目にある広域連携を待つことなくというのは、広域でも、町単独でもスピード感を持って取り組んでほしいということが求められているという意見。また、基幹相談支援センターを設置するに当たり、財源をどう確保するのか、慎重に考えていくべきであるという意見も出ました。

基幹相談支援センターについては、令和6年4月に設置の努力義務が国から示されている点も踏まえ、文教厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、1名退席した中、出席委員全員の賛成で、請願を採択することに決したことを御報告いたします。

なお、文教厚生常任委員会では、今後も継続して調査研究を行ってまいります。以上です。

(文教厚生常任委員会委員長 宮崎広子君 降壇)

○議長 末若憲治君

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いします。質疑はありませんか。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第16号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第18号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

○8番 福永善之君

議案第18号、国民健康保険財政調整基金条例の制定について、反対します。

反対の理由は、保険が保険として機能していないからです。国民健康保険会計が赤字の場合、収支を調整するために収入の多い人から徴収する、取りやすいところから取るという施策のため、健康に留意し、健康を維持し、保険を使わなければ次年度の保険料が安くなるというインセンティブが働かず、保険を使うのが当たり前。受診は控えようという視点が抜けています。仮に繰越金が発生するならば、基金として積み立てることではなく、より多く保険料を払っている被保険者に、保険を使わなかった被保険者に還元するべきと考えます。

現在の国民健康保険会計は歳出過多になっており、赤字を出さないために、収入の多い人からより多く保険料を徴収する風習になっています。直近の賦課限度額は、令和4年度は102万円、令和5年度は104万円、令和6年度は106万円、令和7年度は109万円、そして令和8年度は、来月4月1日から113万円が予定されています。毎年のように限度額が上がっている状況であり、現行制度を維持することは、この先も賦課限度額を上げれば良いという保険制度を認めることになります。世界に誇る日本の国民皆保険制度ですが、地方自治体が運営する国民健康保険制度には、被保険者へのインセンティブを与える施策が必要ではないでしょうか。

以上の観点からこの議案に反対します。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第19号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第21号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第22号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第34号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、請願第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

本案を、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、請願第2号は、原案のとおり採択されました。

○議長 末若憲治君

お諮りいたします。

ただ今採択されました請願の事後処理につきましては、議長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

異議なしと認めます。

よって、採択された請願の事後処理につきましては、議長に御一任願います。

ただ今より休憩といたします。

再開を10時35分といたします。

(休憩 午前10時25分)

(再開 午前10時35分)

○議長 末若憲治君

再開いたします。

議案第10号「専決処分の承認を求めることについて」、議案第23号「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」、議案第24号「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第25号「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第26号「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、議案第27号「令和8年度粕屋町一般会計予算について」、議案第28号「令和8年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第29号「令和8年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第30号「令和8年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第31号「令和8年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第32号「令和8年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、議案第38号「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」。

以上、予算決算常任委員会関連12議案を一括して議題といたします。

これらの議案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤予算決算常任委員会委員長。

(予算決算常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

○15番 安藤和寿君

報告いたします。

議案第10号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

付託を受けました予算決算常任委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。なお、審査の経過については、議長を除く議員全員によります審査でございますので、要点のみ御報告いたします。以降の議案につきましても同様でございます。

本案は、専決第3号、令和8年1月23日に衆議院議員が解散し、2月8日に執行した衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の経費について、令和7年度一般会計補正予算を「地方自治法」第179条第1項の規定により、1月23日に専決処分され、同条第3項の規定により、今議会においてこれを報告し承認を求められたものでございます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,076万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を236億3,456万4,000円とするものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり承認すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第23号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を241億1,716万2,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、町税を1億380万円、地方交付税を2億6,424万3,000円、町債を2億4,830万円増額し、寄附金を2億2,460万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、小学校施設整備事業費を5億9,945万円、財政調整基金積立金を6億7,250万6,000円増額し、ふるさと納税事業費を1億995万5,000円、定額減税補足給付金給付事業費を1億7,652万円、ふるさとづくり基金積立金を1億1,961万7,000円減額するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第24号は、「令和7年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,165万円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億4,632万9,000円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を77万円、繰入金金を738万円、諸収入を350万円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、総務費を445万円、保険給付費を1,112万円、保健事業費を193万円、諸支出金を50万円減額し、予備費を635万円

増額するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第25号は、「令和7年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,346万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億3,805万9,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を1,324万4,000円、国庫支出金を22万円減額し、歳出といたしまして、総務費を250万円、後期高齢者医療広域連合納付金を1,096万4,000円減額するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第26号は、「令和7年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

まず、保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億6,934万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億8,927万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、財産収入を122万7,000円、諸収入を618万1,000円増額し、支払基金交付金を4,465万6,000円、繰入金を7,469万円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、諸支出金を92万7,000円増額し、保険給付費を1億5,800万円、地域支援事業費を801万円減額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,952万7,000円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を30万円減額し、歳出といたしましては、総務費を20万円、サービス事業費を10万円減額するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第27号は、「令和8年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

令和8年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ224億4,100万円とするものでございます。これは、対前年度比マイナス1.3%、2億9,100万円の減となり、歳入の主なものを前年度と比較しますと、町税を3億9,690万円、県支出金を6億5,639万1,000円増額し、国庫支出金を3億7,110万円、繰入金を2億8,054万円、町債を8億2,880万円減額し計上しております。一方、歳出の主なもの

を目的別に前年度と比較しますと、民生費を13億9,019万9,000円、衛生費を1億508万2,000円、公債費を1億4,111万9,000円増額し、総務費を4億97万4,000円、土木費を3億9,757万7,000円、消防費を5億5,241万円、教育費を5億7,305万8,000円減額し、計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から7億9,100万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から3億1,290万円の繰入れを計上しております。

なお、今回から、以前行っていた審査方法、議員全員での特別委員会による審査から、常任委員会として各分科会に分かれての専門的な審査に変更し、令和6年度の決算審査において、チェック（評価）の部分から事業の成果・効果を検証し、そのエビデンスを基に改善につながり、令和8年度当初予算にどのように反映しているのかを踏まえた上で審査を行いました。

第1分科会、総務建設常任委員会担当所管課報告では、組織再編や事業統合に当たり、その目的や効果を分かりやすく示すことの重要性、また、財産確保と受益者負担のバランス、人材育成、ふるさと納税の強化、さらに横断的な推進体制の整備などが共通した課題として認識されました。

その中で出た主な意見として、市制対策事業の解消と市制目標の課題として、市制対策事業がシティプロモーション事業に改称されたことへの懸念が示され、取組の推進力低下が懸念。市制を目指すのであれば、人口動向や市制効果の明確化と推進対策の強化が必要との意見。都市整備に関する検討事項としては、公共施設の活用や施設運営に、歳入創出の視点を取り入れるべき。都市計画や駅周辺整備について、地域主体性で進める必要性。九大農場跡地開発は重要な事業であり、行程明確化や交通基盤整備を一体的に検討すべき。財務戦略と新たな施策としては、財源確保や受益者負担の見直しを主体的に進める必要がある。経常収支比率や中長期財政見通しの改善策と数値目標の提示が必要。人材育成に関する柔軟性の必要としては、町内育成だけでなく、外部機関派遣や専門人材の活用を含めた柔軟な戦略が求められる。ふるさと納税の課題と企業版ふるさと納税への期待としては、目標額の根拠や返礼品の開発、組織推進体制を改善する必要性。企業版ふるさと納税は、効果が期待される施策であり、企業への働きかけや寄附後のフォロー体制の強化が必要と様々な意見が出されました。

第2分科会、文教厚生常任委員会担当所管で出た意見としては、中学校の学校給食無償化に関し、恒久的財源を明確にし、質の維持をすべき。また、窓口受付では、人の配置もある中、「AIさくらさん」の費用対効果はどのようになっているのか。人と案内表示が二重投資になっているのではないか。学校教育では、子どもたちの体力に対して低い数値が出ているにもかかわらず、特別な取組が無いことに、

委員会として、学校外での運動機会の整備も含めて調査研究すべきではないか。社会教育では、重点施策が見えにくく、従来の施策を変わず進めており、事業に対してのPDCAが回っていないのではないかと。さらに、朝日団地第2期工事では、入居希望者が全員入居できるため、第3期工事は必要なく家賃補助制度などへ転換すべき。さらに、空いた町有地は売却し、新たな財源を生み出すべきではないか。子どもの居場所づくりでは、大切なテーマであるが、いろいろな課題で事業が行われているので、何が不十分で何をすべきなのか、ポイントを捉えにくい。例えば、学校教育課の学童、子ども未来課の西幼稚園の空き教室を使った見守り支援。シニアクラブのうておうて塾、公民館を使った寺子屋事業などが、どこがリーダーシップをとり、課を横断して取りまとめ、把握する必要がある。子どもの居場所づくりは、文教厚生常任委員会としてもテーマとしているので、これからも調査研究をしていきます。また、課を横断して把握していただきたいのは、町制70周年に関わる事業も同じです。更なる連携の強化を求める意見などが述べられました。

以上、各分科会の意見内容を付け加えて、予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第28号は、「令和8年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和8年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億9,742万3,000円とするものでございます。歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を8億1,520万4,000円、県支出金を22億7,299万8,000円、繰入金を2億9,971万5,000円、諸収入を950万4,000円計上し、一方、歳出の主なものとしましては、保険給付費を22億7,781万9,000円、国民健康保険事業費納付金を10億2,816万4,000円、保健事業費を3,277万3,000円、諸支出金を201万1,000円、予備費を100万円計上するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第29号は、「令和8年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和8年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億7,865万5,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を6億1,426万3,000円、繰入金を1億6,338万7,000円計上し、歳出の主なものとしましては、総務費を1,650万円、後期高齢者医療広域連合納付金を7億6,065万4,000円計上するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、賛成多数で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第30号は、「令和8年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,998万3,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を6億4,545万2,000円、国庫支出金を5億8,149万4,000円、支払基金交付金を7億5,655万3,000円、県支出金を4億1,477万1,000円、繰入金を5億5,162万7,000円計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を8,106万5,000円、保険給付費を27億697万4,000円、地域支援事業費を1億5,032万円計上するものでございます。

次に、介護サービス勘定は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,576万9,000円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、サービス収入を1,620万円、繰入金を956万8,000円計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を2,319万3,000円、サービス事業費を257万5,000円計上するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

次に、議案第31号は、「令和8年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的支出につきましては、収入が10億5,188万6,000円、支出が10億952万9,000円、資本的収支につきましては、収入が410万円、支出が4億5,210万円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

議案第32号は、「令和8年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が12億6,806万2,000円、支出が12億9,410万5,000円、資本的収支につきましては、収入が5億5,154万4,000円、支出が8億8,875万3,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

最後に、議案第38号は、「令和7年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今定例会追加で提案された補正予算は、駕与丁公園魅力向上事業費において、遊具等施設工事費における製品の納期が遅れたことから、予算の一部を翌年度に繰り越す必要が生じたため、繰越明許費を計上するものでございます。

予算決算常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきことに決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

(予算決算常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

○議長 末若憲治君

本案につきましては、委員長の報告のとおり、議長を除く議員全員によります審査を行っており、よって質疑を省略し、これより議案第10号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり承認されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第23号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第24号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

○8番 福永善之君

議案27号、一般会計当初予算案に反対します。

反対の理由は、受益者負担の視点が抜けているからです。

負担と受益の関係については、今後の行政の持続性に関わる肝になる部分と考えます。現在、もっともな理由を付け、行政サービスを無料にするという施策が国も地方も奮起になっておりますが、そのための財源をどう確保していくのか、という

視点が抜け落ちていないでしょうか。何か新しいことをする場合は、既存の事業を見直せ、削れ、という原則が必要ではないでしょうか。

その一つが、今回、町の当初予算で計上された中学生に対する学校給食費の無償化です。私は、自分の子どもが食べるものは、親が責任を持って払うべきという考えです。小学生で1食当たり300円、中学生で1食当たり360円という値段が高いのでしょうか。現在の議論は、税金で運営する給食センターがあるのが前提になっておりますが、もし給食センターがなかったら、親は行政に対して何を求めるでしょうか。給食と弁当のどちらを選びますか、という選択肢を親に投げかけてはいかがでしょうか。行政として、「無償ではなく受益を受けない人たちの税金から一部補助しますが、受益者の皆さんにも負担を求めます。」という施策が必要ではないでしょうか。耳に聞こえの良い施策は、今の政治に文句を言えない子どもたちに最終的には負担増をもたらす可能性がある、という視点を持つことが必要だと考えます。

以上の観点からこの議案に反対します。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

○12番 本田芳枝君

議案第27号、令和8年度粕屋町一般会計に対して、賛成の立場で討論いたします。

これは、私は、課題が全て解決できているわけではないと思いますが、非常に練り込まれた予算案と思いました。数字的に言えば、昨年発表された中期財政見通しの財政シミュレーションによれば、その時の数字よりも11億円圧縮された数字でした。もちろんこれは、小学校の施設費の移動があるということも兼ね合いがありますが、それ以上に、非常に行政の立場で皆さんは、いろいろ予算のどうしようかというところで審議をされた、そういう数字が私には見えませんでした。

今回、町長の公約に対するいろんな問題とか、それから第6次総合計画を反映させる施策の予算をこの中に入れておられます。その代表的なものが、学校給食費、保護者負担の軽減。先ほど、反対討論なさった方は、中学校の給食費に関して課題があるという話でしたけれども、小学校を、国が予算措置をしているのに対して、粕屋町は中学校をします。それは、箱田町長の英断と私は考えています。子育て支援を充実させるという意味から、確かにそれは費用がかかります。粕屋町の財政を脅かす可能性もあります。今後のことはまだ不透明、でも令和8年度はそれをする。多分、今後もこれはされるんじゃないかなと思いますので、学校給食費、保護

者負担の軽減。

それから私が昨年からずっと問題にしています学童保育所の拡充。これは、過去いろんな問題がございまして、参酌基準で動いていることが多いので、なかなか表には出ない内容でしたが、今回、粕屋中央小学校学童保育所の増設と仲原小学校保育所増設の予算に着手しています。それから九大農場跡地のまちづくりの推進、それから電子投票システムの導入、それからスマート農業の推進など、様々な施策を非常に圧縮された中に盛り込んでおられるということに、私は高く評価をしています。

先ほど予算常任委員長が自由討議の中で出た、「AIさくら」と、それからほかにコンシェルジュの方が2人いらっしゃいますよね。そのことに、二重投資ではないかというのが意見の中で出ました。でも私は、ふだんから、あそこに2人、コンシェルジュがいらっしゃるものが、どれだけ町民にとってありがたい存在であるか。私も助けを借りたことが何回かございます。それは予算措置をするっていうのは、とても大変な努力が必要です。かといって、「さくら」のようなことも、今後の次世代の粕屋町の未来を皆さんにお示しする意味では必要なことだと思います。それは二重ではないんですけれども、そういう両方の施策をとりながら、この224億4,100万という形で、まとめられたということに賛成をいたします。

以上です。

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

田川議員。

○10番 田川正治君

賛成討論を行います。

今回の予算の内容で、特に学校給食無償化の問題。これは憲法26条、義務教育無償化という国の定めた憲法の中に、義務教育を、戦後、無償化していくという方向で示された内容であります。そういう点で言えば、保護者の人たちも、全国的に子どもを持つ親が、学校給食の無償化については、大きな運動もあり要求も国会にも上げられるという中で、国が学校給食の無償化を小学校ということで措置をしたということで、私はそういう点から言えば、将来担う子どもたちが、この粕屋町でも元気に健やかに過ごすと、学力もつくって、そして大きな力を発揮してほしいということからも、この学校給食の無償化というのは、町長が掲げた中学校までという

ことを是非実現をしてあげたいということが一つです。

それともう一つは、先ほども幾つか子ども子育て支援の問題でありました。学童保育の問題もあります。仲原保育所の移転の問題もあります。そして災害時に際して、このドームでの温水ウォシュレット化を行うということも含めて、住民が安心して生活できる。そして住んでよかったというそういうまちづくりの大きな柱として、この子育て支援を柱に取り組みされるこの予算については、是非、実現してほしいということもあまして、賛成討論といたします。

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第28号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

○8番 福永善之君

議案28号、国民健康保険特別会計の当初予算案に反対します。

反対の理由は、新設される子ども・子育て支援金制度、いわゆる実質的な増税に納得できないからです。

国民健康保険の被保険者は、好んで地方自治体の国民健康保険に加入しているのでしょうか。日本は国民皆保険制度を導入しており、民間企業などの保険に加入できない場合は、住民票のある自治体の国民健康保険への強制的加入が義務付けされています。つまり、就労しない限り、保険実施者を選ぶ選択肢がないのです。通常

の保険は、いざというときの保険であるべきです。そのために、加入者は保険実施者を選び、保険料を納めるのです。今回新設される子ども・子育て支援金は、集められた金の使途は全くの別物に運用されるようです。保険を納めている人は、保険以外の理由で使用されることにどう感じるでしょうか。どうしても子ども・子育て支援金が必要であれば、この会計からではなく、一般会計から金を工面するべきではないでしょうか。

約30年近く、物価上昇に賃金が追いつかず、賃金から税金や社会保険料を差し引いた現役世代の可処分所得は年々少なくなっています。そんな中で、現役世代が支出する中で、負担感が大きいと感じているのが、年収の約15%を占める社会保険料という声があります。今年度から新設される子ども・子育て支援金制度は、現役世代が負担感を感じている社会保険料に更なる負担を求めることにならないでしょうか。

以上の観点からこの議案に反対します。

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第29号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

賛成多数であります。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第30号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第31号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第32号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、議案第38号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 末若憲治君

発議第1号「粕屋町議会局設置条例の一部を改正する条例について」、発議第2号「粕屋町議会会議規則の一部を改正する議会規則について」、発議第3号「粕屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

○議長 末若憲治君

発議第1号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、発議第1号は可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、発議第2号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、発議第2号は可決されました。

○議長 末若憲治君

続きまして、発議第3号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

○議長 末若憲治君

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号を採決いたします。

賛成の方は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

○議長 末若憲治君

全員賛成であります。

よって、発議第3号は可決されました。

○議長 末若憲治君

次に、日程第5. 「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長から配付のとおり閉会中の特定事件（所管事務）の調査申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定いたしました。

町長から発言の申出がありますので、これを認めます。

箱田町長。

○町長 箱田 彰君

令和8年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

去る2月26日に招集をいたしました今議会におきまして、福岡県では最初、九州では2番目となる地方選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票、いわゆる電子投票に関する条例の制定をはじめ、令和7年度補正予算案、令和8年度当初予算案など、数多くの議案等の御審議を賜り、様々な御意見を頂戴いただきましたが、全ての議案に可決・承認を頂きました。本当にありがとうございました。これは、可決をいただきました案件の事業の実施を、日々進行管理を行いながら、今後、スピード感を持って取り組んでまいりたいと思います。

さて、連日報道で知る中東イラン情勢でございますが、先行きが分からない、終わりが見えてこない紛争となっております。この戦争状態によって、日本に大きな影響を与える原油の輸送体制の緊迫した情勢。このことが、これからの国内物価にどう作用していくのか、大きく懸念をされております。石油類の高騰だけではとどまらず、数多くの石油化学製品等の価格の上昇につながっていくことで、これからの先の日本の経済情勢に対しての、特に物価高騰の懸念。これが大きな波となって続いていく可能性が懸念をされております。我々地方自治体に関わってくる影響を注視し、万全な対策を国、県と連携して行っていく必要があると思います。

さあ間もなく、令和8年度の幕開けでございます。粕屋町にとっては、町制施行70周年の節目の年に当たります。町内外から注目され、住民の皆さんにとって、真に幸せを感じられるような元気で活気あふれる粕屋町となるよう努力してまいりますので、どうか議員各位、そして町民の皆様の御支援と御協力を深くお願いして、議会閉会に当たっての御礼の言葉といたします。

本日はどうもありがとうございました。

○議長 末若憲治君

本定例会におきまして、議員各位の真摯な御審議により、提出されました議案につきまして、全て議了することができました。心より感謝を申し上げます。

議会は、町民の声を受け止め、議論を重ねながら、より良い町の未来を共につく

り上げていく場であります。今定例会から予算審査を、より深度の高い議論ができるよう常任委員会を設置し、審査自体も新たな形に変化をさせました。まだまだ改善点はあるものの、今後とも町民の負託に応える議会として、その責務を果たしてまいりたいと存じます。町民の声を力に変え、粕屋町の未来を皆様と共に切り開いていくことをお誓い申し上げ、本定例会閉会に当たり、御挨拶をさせていただきます。

これにて、令和8年第1回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 末若憲治君

御異議なしと認めます。

よって、令和8年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前11時31分)

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 末 若 憲 治

署名議員 宮 崎 広 子

署名議員 安 藤 和 寿